



令和2年 第4回
本別町議会定例会会議録

自 令和2年12月 1日
至 令和2年12月11日

本別町議会

令和2年本別町議会第4回定例会会議録（第1号）

令和2年12月1日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 認定第 1号 | 令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2号 | 令和元年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3号 | 令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4号 | 令和元年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5号 | 令和元年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6号 | 令和元年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 7号 | 令和元年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 8号 | 令和元年度本別町水道事業会計決算認定について |
| | 認定第 9号 | 令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
(令和元年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告) |
| 日程第 5 | | 諸般の報告 |
| 日程第 6 | | 行政報告 |
| 日程第 7 | 議案第85号 | 第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画について |
| 日程第 8 | 議案第86号 | 令和2年度本別町一般会計補正予算（第17回）について |
| 日程第 9 | 認定第87号 | 令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について |
| 日程第10 | 認定第88号 | 令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第11 | 議案第89号 | 令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第12 | 議案第90号 | 令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第8回）について |

日程第 1 3	議案第 9 1 号	令和 2 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 1 4	議案第 9 2 号	令和 2 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 5	議案第 9 3 号	令和 2 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）について
日程第 1 6	議案第 9 4 号	令和 2 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 9 回）について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1 号	令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2 号	令和元年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 3 号	令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4 号	令和元年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5 号	令和元年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 6 号	令和元年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 7 号	令和元年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 8 号	令和元年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9 号	令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について (令和元年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告)
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第 8 5 号	第 7 次本別町総合計画基本構想及び基本計画について
日程第 8	議案第 8 6 号	令和 2 年度本別町一般会計補正予算（第 1 7 回）について
日程第 9	認定第 8 7 号	令和 2 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）について
日程第 1 0	認定第 8 8 号	令和 2 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3回)について

- 日程第11 議案第89号 令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)について
- 日程第12 議案第90号 令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第8回)について
- 日程第13 議案第91号 令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第14 議案第92号 令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)について
- 日程第15 議案第93号 令和2年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)について
- 日程第16 議案第94号 令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第9回)について

○出席議員(12名)

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	久司広志	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪忠男	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司	建設水道課主幹	宮崎恒一
建設水道課長補佐	小出勝栄	総務課主査	石川雅康
教育長	佐々木基裕	教育次長	阿部秀幸
社会教育課長	高橋優	農委事務局長	倉崎景一
代表監査委員	畑山一洋	選管事務局長	村本信幸

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長 三 品 正 哉

総 務 担 当 主 査 越 後 忠

◎開会宣告

- 議長（高橋利勝） ただいまから、令和2年第4回本別町議会定例会を開会します。
開会宣告（午前10時00分）
-

◎開議宣告

- 議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤田直美議員、柏崎秀行議員及び水谷令子議員を指名します。
-

◎日程第2 議会運営委員長報告

- 議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。
議会運営委員会、阿保静夫委員長、御登壇ください。
- 議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 報告いたします。
令和2年9月18日第3回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。
まず、会期について申し上げます。
本定例会の会期は、本日12月1日から12月14日までの14日間とするよう予定をいたしました。
次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。
一般質問の通告は、本日から12月3日正午を持って締め切ることといたしました。
次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。
本日までに1件の提出がありました。
令和3年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についての陳情書。
以上、1件については議会運営基準138運用例5によることとし、後刻回覧に供することといたします。
以上をもって、報告といたします。
- 議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。
-

◎日程第3 会期決定の件

- 議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、12月1日から12月14日までの14日間とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月1日から12月14日までの14日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議事の都合により、12月2日から7日まで、9日、10日、12日、13日の計10日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、12月2日から7日まで、9日、10日、12日、13日の計10日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第9号

○議長（高橋利勝） 日程第4 認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

令和元年度各会計決算審査特別委員会、篠原義彦委員長、御登壇ください。

○令和元年度各会計決算審査特別委員長（篠原義彦）〔登壇〕 報告いたします。

本委員会は、令和2年9月18日第3回定例会において付託を受けた下記事件について、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により、報告いたします。

記、1、事件、①認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、②認定第2号令和元年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、③認定第3号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、④認定第4号令和元年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑤認定第5号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑥認定第6号令和元年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑦認定第7号令和元年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑧認定第8号令和元年度本別町水道事業会計決算認定について、⑨認定第9号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日、令和2年9月29日、30日、10月1日。

3、審査の結果、認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも認定。

4、意見、①違法と認める事項、特に認められませんでした。②不当と認める事項、特に認められませんでした。③特に留意すべき事項、特に認められませんでした。④監

査委員の意見に対する意見、なし。⑤その他、ございません。

以上で、委員会審査結果報告といたします。

○議長（高橋利勝） これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、ただ今御報告のありました、認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第9号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

まず、認定第1号についてでございます。

歳入歳出ともに不適切、または不当なものが見受けられるものであり、歳出のうち1点目議会費、産業厚生常任委員会、当時の大住啓一委員長、阿保静夫副委員長。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。個人の名前を言うのは止めていただけますか。

○3番（梅村智秀） わかりました。

それでは、改めます。議会費についてでございます。産業厚生常任委員会、現在の構成とは異なってございます、ということをし添えさせていただきます。

当時の構成、委員長以下5名及び随行の事務局の計6名で行なわれた行政視察旅行についてでございます。

そもそも15年以上も凍結されていた議会単独での道外視察関連費用が計上された令和元年度、平成31年度の予算審査特別委員会において、こちらでの議論は新聞記事にまでなったものでございます。

当時、視察は旅行ではないなどと強弁していたにも関わらず、上州和牛のしゃぶしゃぶを食べて、わざわざ遠回りをして草津温泉を宿泊地とする、税金の使途として、これのどこに合理性があるのでしょうか。遠回りをした路程について、風景を見て見聞を広げるなどと、詭弁としか受け取れない答弁がございましたし、決算審査特別委員会中の議論におきましては、和牛しゃぶしゃぶの提供のされ方などサービスを見るのも勉強だと言った趣旨の御意見も述べられたところでございます。

では、その風景を見たり、和牛しゃぶしゃぶの盛り付けや提供サービスを具体的に学び、見て、この本別町にどのように活かすことができたのか。その効果については甚だ不明であります。少なく見積もっても合理的最短経路を選択せず、草津温泉を宿泊地とし、結果として遠回りをした旅程、約57キロの高速道路通行料及びレンタカーの燃料代は一般会計からの支出、つまりは税金の支出、使途として不適切なものであると断じざるを得ません。

よって、厳しい町財政を鑑み、合わせて社会通念や町民感情に照らしても、到底認容されるものではないと考えるところでございます。

2点目、総務費についてです。

町長が私用で使う携帯電話通話料を支出していた件でございます。

4月分から10月分まで3万3,432円の支出がなされていたところ、町長からの申し出により、11月分からは自己負担がなされているとの答弁がありました。

仮にこれが適切な税の支出であったのならば、それを政治家である高橋正夫町長が急遽御自身御自身の申し出により自己負担をするということは、逆に不適切であるとの考えに至ります。そもそも税の支出として、不適切であったのならば、さかのぼって返還すべき性質のものと考えます。

公用、私用と電話機を使い分けるなどとの具体的方法の改善がなされないまま、いずれの解釈においても不適切な経理処理となるもので、金額の支払い、支出を止めたからといって到底認定されるものではないと考えています。

3点目でございます。総務費及び労働費についてです。

国政政党の日本共産党中央委員会が発行する機関誌、赤旗の購読に4万1,964円の支出がなされておりました。また、ホームページ等で政治に大きく関わりがあると公言し、立憲民主党、国民民主党を支持すると表明する連合北海道の下部組織となる本別地区連合に対し、31万円の補助金を公金から支出していることは、行政機関として不偏不党、政治的中立性を担保しなければならない本別町としてはあるまじき不適切な支出であり、認定することはできません。

4点目でございます。土木費ないしは教育費に関連する点でございます。

スクールバスの修繕についてでございますが、町内事業者が教育委員会職員より予算の関係上、整備費を分割して請求をしてほしいなどとの依頼を受け、致し方なくそれに答えたとの証言があり、これらについては十分信用にたれるものと考えるところで、これらについては一定の疑念が残るもので認定するには至りません。

5点目、歳入のうち雑入について。愛のかけ橋メモリアルライトアップ事業についてでございます。一部料金を収受しておきながら、点灯の実態のないものがあり、不適切な収入であります。

以上の理由から認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については認定することができず、反対をいたします。

続きまして、認定第9号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についてでございます。

公立病院事業におきましては、自身の料金収入によって賄う独立採算が大原則ではあるものの、住民サービスのため、不採算部門の担いなどから採算性のみに視点をおくべきではないことは理解してございます。

しかしながら、町国保病院においては独立採算どころか、過去に例を見ない3億円もの多額な補正予算を追加で組み、その使途といたしましても2億円は銀行への一時借入金返済、1億円は当面の運転資金へとまさに典型的な自転車操業状態にまで陥りました。

その上、約1,200万円もの税金を持って推進してきた新改革プランについても、全

くもって絵に描いた餅。計画がとん挫した際にも修正されることもなく、結果としてただただ無駄に税金が支出されてきたものとかように感じるところでございます。

財政難の折に、これまで長きに渡り行なってきた病院改革が実を結ばないのに具体的な明るい将来の展望など指示されることがない中、これからなら上手くいくとは到底思えません。

すでに、町長では町国保病院を立て直し、町民の暮らしと命、そして100名以上の病院関係従事者の雇用とその家族を守り切ることはできないと考えます。

広尾町のように運営の主体を変え、地域医療を守るために抜本的な改革を行なうべきで、それらに資することのない本決算は認定することができず、反対をいたします。

以上、認定第1号及び第9号につきまして反対とし、議員諸兄姉の御賢察をお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 認定第1号本別町一般会計、それから第9号病院特別会計ともに賛成の立場からの討論といたしたいと思います。

まず最初に第1号一般会計に関してですが、産業厚生常任委員会の国内研修が久々に行なわれたと。当然事前にしばらくぶりの研修のその意義については十分に委員会の中でも話し合いをし、皆さんの合意を得ながら、何を目的にするかということを確認した上で出発したものです。

川場村というところは、日本で1、2を争う道の駅という形で栄えているところで、東京との関係も非常に根強くてすばらしい活動をやっている、その時に、その運営会社の責任者の方から聞いた話は、いろいろなことを言われましたけども要は思い入れなのだ、親子二代にわたる思い入れの中で、どういう村を作るかということの一つの起点として、この川場村の道の駅が作られていったということです。

詳しいことは全部研修報告に出されていますし、道の駅でも本別町の商工会のみなさんからもそういう発表をしてくれということで、時間を取っていただいて詳しく発表をしたところです。

委員それぞれが通常は、研修の時1枚程度のレポートなのですが、大体皆さん2ページから3ページのレポートを心を込めて書いていただいたと。それからずいぶん山盛りの牛しゃぶを食べたようなイメージで捉えられている方もいらっしゃるようですが、そのホテルはそこにしかないのですね。コンビニが1件しかない村ですから、泊まる場所も当然そこになって、その会社が運営している道の駅のホテル業の一環という形で泊まらせていただいた中で、そのホテルでのメニューの中にそういうものがあつたのは事実です。

ただ、それは事実なのですが、真相はメニューの1つだということを知っていたか、なかなか説明はできないかなというふうに思っております。

それから、高速道路の件ですが、近道をしようということで高速道路はほとんど使っておりません。これは事実と違うというふうに思います。一般道を非常に苦労しながら

移動したという形の中で、ちなみに二日目でしたか、お昼ご飯は車の中でみんなでおにぎりを食べるというようなことで、研修があくまでも目的ですから、そういうことも当然あり得るということで、こういうことを誤解されている方もいらっしゃるということをお先ほど伺っておりました。

総務費について、私は自治体が町民のみなさんのために、どういう行政をやるかという資料の一つとして、いろいろな新聞や書籍を取っていらっしゃるというふうに思っております。

ちなみに、赤旗のことを殊さら取り上げているようですが、先日の日本ジャーナリスト協会賞をいただいているというような趣旨の新聞ですが、資料として活用されているというふうに思っております。そのことを自治体の方々が選ぶということは、あって然るべきというふうに思っておりますし、ちなみに私調べましたが、道庁でもほとんどの課が日刊紙を資料として公費で取っているという現状ですので、そのような扱いでもう少し広い目で見るとべきかなというふうに思っております。

その他いろいろ何点かありますけれども、全体として非常に厳しい財政運営の中で、第一に町民の生活を考え私たちも含めて予算に対して意見も言い、そしてそのことを一定反映させていただきながら、今回の予算は組まれているものというふうに思っておりますので、その点についてはそういう立場から賛成をしたいというふうに思っております。

9号の病院に関しては、今現在私どもも病院審査特別委員会を開いて、先ほどいろいろ出されている問題点を十分に認識をしながら、どうやってこれを改善していくかということをお今審議しているところですし、一つだけ言えるのはこないだの町民との懇談会でもあったとおり、この町から公立の病院をなくすことにはならないというのが、参加された町民のみなさんの意見です。

中には診療所になってもいいから継続してくれという意見もありました。仮に診療所になれば20名弱しか入院できないということで、簡単に言えば今の病院に入院できる人は半分になるということで、町民の命を守れるのかという議論になるというふうに思っています。

非常に厳しい中身であることは言うまでもありませんけれども、町民の命を守るという点で、いかに公立病院がその役割を果たすかというのは、今まさに重要な点を迎えているというふうに思っています。

皆さんの知恵を集めて、本別町立病院を何としてでも継続できるようにしていきたい、そのように考える次第で、この会計にも私としては賛成をしたいというふうに思っております。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 決算認定第1号の一般会計及び第9号国民健康保険病院事

業会計決算について、賛成の立場で討論いたします。

議会費については、前段の賛成討論議員からあったとおりでございます。内容については、反対討論者よりありました一部事実でない部分もございますし、前段の賛成議員討論の中でお話させていただいたとおりでございます。

この部分については、議会広報等により町民の皆様にも周知をし、年が明けて2月には商工会、道の駅の理事会というのですかね、本別の道の駅の皆さんにも説明をし、皆さんでの議論をし、これからのまちづくりについて建設的な意見交換をさせていただいているところでございます。

従いまして、反対議員がおっしゃる部分の15年云々ということも理解いたしますけれども、その中において血税を使っていって、それなりの効果があったということで私どもも認識しているところでございますので、その辺は議員各位におかれましても賛同をいただけるものと思っております。

また、決算の中での総務費、労働費等におきましては、説明側とのやり取りの中で今後改善すべき点多々答弁の中で報告を受けてございます。賛成討論、前任のあった中でも説明がありましたので、重複は避けてまいりたいと思っておりますけれども、新年度予算にも反映するという中身の答弁もございましたので、私についてはその辺でよろしいのかなという考え方でございます。

病院会計については、言わずもがなでございますが、ただいま病院特別委員会を設置し、様々な議論を進めているところでございまして、私も副委員長を仰せつかっている立場から、いろいろな部分で議員各位に調査アンケートの部分等々で御協力いただく旨の方針を出させていただいております。

今後においては、病院の経営を町民の皆さんの意に沿った形で持っていく、そのように考えておりますので、今回の決算認定については賛成すべきものと判断しております。

以上、何点か申し上げましたけれども、内容を議員各位におかれましては、十二分に理解していただいていると思いますが、私の討論に意を、賛成を求めまして、賛成の立場での討論といたしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 令和元年度決算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、先の2議員が賛成討論に立ち、ある程度の内容は語られたということで1点だけ、議員皆さまの賛同を得るためにお話させていただきます。

まず、今日の朝、議長のほうから討論ということについて、注意を受けたところでございましたが、討論の資質として議員の賛同を得るという本質の中で、議会費の中で研修、そして和牛しゃぶしゃぶ、これは議員の研修をなぜ行ったのか、なぜそういうことをしたのかという指摘、これは賛同を得るにはかけ離れているという討論に感じたところでございます。

そもそも和牛しゃぶしゃぶ、これは自分のお金で食べたものでございます。税金を使って食べたものではないと、そういう事実がありながら、この場であたかも税金を使って食べたかのようなものを感じさせる内容でございました。

これはちょっとまずいということで、私ここに来させてもらいました。この1点だけを持って、本認定には賛成という立場で討論させていただきます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時33分 休憩

（藤田副議長 退場）

午前10時34分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者9人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

これから認定第2号令和元年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって認定第2号令和元年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

これから認定第3号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。
本件に対する委員長報告は認定するものであります。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって認定第3号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

これから認定第4号令和元年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって認定第4号令和元年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

これから認定第5号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって認定第5号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

これから認定第6号令和元年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって認定第6号令和元年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

これから認定第7号令和元年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって認定第7号令和元年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

これから認定第8号令和元年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって認定第8号令和元年度本別町水道事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

これから認定第9号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者9人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって認定第9号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 諸般の報告を行ないます。

報告第18号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更について、報告を求めます。

村本総務課長。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

（藤田副議長 入場）

午前10時43分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 諸般の報告を行ないます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第18号専決処分報告。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更につきましては、令和2年議案第42号として、6月議会で議決をいただき、令和2年6月10日に契約を締結し、施工しておりますが、橋梁補修工事における、橋面防水工及び路面切削工、舗装打換え工、縁石工、運搬処理工の施工が完了し、概数確定による減額並びに橋梁照明の電線が、地覆コンクリートに埋設されていることが施工中に判明し、配線と配管の移設が必要となり、給電設備工の増工に伴い工事費を増額する必要が生じたためであります。

1の契約の内容変更は、請負金額の変更をするもので、変更前が7,271万円で、変更後が7,403万円となり132万円を増額するものであります。

2の契約変更の理由は、ただいま申し上げましたので、省略させていただきます。

以上、町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更についての専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第19号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）について、報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 報告第19号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第7回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,272万円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3 ページ、4 ページをお開き願います。

上段の歳入であります、3 款 1 項 1 目 寄付金、1 節 指定 寄付金 1 0 万円の増額補正は、匿名の方から 1 0 万円の寄付をいただいております。

下段の歳出であります、1 款 介護サービス事業費、1 項 1 目 施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、1 0 節 需用費、消耗品費、介護材料といたしまして、体位交換用クッション 3 個の購入 2 万 2,0 0 0 円及び 1 7 節 備品購入費、施設等備品といたしまして、小型吸引器 1 台の購入 5 万 4,0 0 0 円、体位交換用クッション 1 個の購入 2 万 4,0 0 0 円に充てるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和 2 年度定期監査の結果報告の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和 2 年度 1 0 月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生常任委員会の各委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和 2 年度第 3 回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とちぎ広域消防事務組合議会の令和 2 年第 3 回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について、令和元年度第 3 回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 6 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第 6 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 令和 2 年度各会計の予算執行状況について報告いたします。

1 0 月末現在の一般会計の執行状況につきましては、予算額 7 9 億 7,3 2 1 万 1,0 0 0 円に対しまして、歳入の収入済額は 4 4 億 3,0 3 1 万 8,0 0 0 円で、5 5. 6 % の執行率となっております。

歳出の支出済額は40億6,416万2,000円で、51.0%の執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比3.2%の増、額にして8,176万3,000円増の26億4,366万5,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を、地方が直接借り入れしております。臨時財政対策債は、前年度比3.3%の減、額にして407万9,000円減の1億2,016万円で、普通交付税を加えました総額では、前年度を2.9%上回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定でありまして、令和元年度では2億8,694万3,000円で、前年度比8.6%の減となりました。

令和2年度につきましては、現時点では、前年度比7.5%減の2億6,543万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額11億4,961万5,000円に対しまして、歳入の収入済額は4億8,293万4,000円で、42.0%の執行率となっております。歳出の支出済額は4億7,238万円で、41.1%の執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億4,247万3,000円に対しまして、歳入の収入済額は6,379万3,000円で、44.8%の執行率となっており、歳出の支出済額は5,415万8,000円で、38.0%の執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額10億3,442万8,000円に対しまして、歳入の収入済額は4億7,338万4,000円で、45.8%の執行率となっており、歳出の支出済額は5億1,669万9,000円で、50.0%の執行率となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額3億9,322万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億4,408万5,000円で、36.6%の執行率となっており、このうちサービス収入につきましては、調定額1億306万1,000円に対しまして、収入済額は1億301万1,000円で、99.9%の収納率となっており、歳出の支出済額は1億9,108万5,000円で、48.6%の執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。予算額1億306万円に対しまして、収入済額5,308万8,000円で、51.5%の執行率となっており、歳出の支出済額は5,193万円で、50.4%の執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。予算額4億6,884万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億8,538万4,000円で39.5%の執行率となっており、歳出の支出済額は1億9,458万2,000円で、41.5%の執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収入の予算額1億5,550万7,000円に対しまして、決算額は6,5

02万円で、前年度比2.0%の増、額にいたしまして、126万9,000円の増となり、予算に対する執行率は41.8%となっております。水道事業費用につきましては、決算額は7,351万6,000円で、前年度比0.5%の増、額にして40万9,000円の増となり、予算に対する執行率は47.3%となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額1,083万6,000円に対しまして、決算額は0円となっております。資本的支出の予算額7,516万3,000円に対しましては、決算額は3,320万円で、44.2%の執行率となっております。

次に、病院事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益の予算額11億1,749万円に対しまして、決算額は6億6,113万5,000円で、前年度比11.5%の減、額にして8,583万6,000円の減となり、予算に対する執行率は59.2%となっております。このうち入院収益は1億8,920万9,000円で、前年度比1.0%の減、額にして194万2,000円の減、外来収益は1億4,981万4,000円で、前年度比3.5%の減、額にして544万2,000円の減となっております。

病院事業費用につきましては、予算額12億6,226万1,000円に対しまして、決算額は5億3,410万2,000円で、前年度比0.4%の増、額にいたしまして203万8,000円の増となり、予算に対する執行率は42.3%となっております。

事業収益から事業費用を差し引いた上期の純利益は1億2,703万3,000円となったところであります。

医業収益の減少につきましては、一般会計からの負担金の減が主なものであります。入院収益、外来収益共に減となっており、入院収益では内科、外科が増となったものの、耳鼻咽喉科は減、外来収益では外科が増となったものの、内科と耳鼻咽喉科は減となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額9,544万円に対しまして、決算額は5,813万8,000円で60.9%の執行率となっており、資本的支出の予算額1億3,520万8,000円に対しまして、決算額は5,434万6,000円で40.2%の執行率となっております。

次に、患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数は8,340人で、1日平均45.6人となり、前年同期と比較すると231人、1日平均で1.2人の減、外来の患者数は1万8,420人で、1日平均151.0人となり、前年同期と比較すると2,024人、1日平均15.2人の減となっております。入院患者数の減は、内科、外科は微増となったものの、耳鼻咽喉科は減となったもので、外来患者数の減は、内科、外科、耳鼻咽喉科の外来患者の減が主なものであります。

以上、令和2年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

次に、令和3年度の予算編成方針について報告いたします。

令和3年度の予算編成方針につきましては、11月26日に職員によります予算編成会議を開催し方針を示したところであります。

国は、7月17日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針において、感

染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営の考え方として、国民の雇用を守り抜くことを最優先とした経済財政運営を行ない、あわせて、新たな日常の実現に向けた動きを加速することとしております。

令和3年度の予算編成に向けては、感染症拡大の動向とその経済、国民生活への影響を見極めつつ、12月に閣議決定予定の令和3年度予算編成の基本方針でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行なうとされたところであります。

地方財政につきましては、将来の人口構造の変化に対応した持続可能な地方行財政制度を構築するとしておりまして、また、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革等の加速・拡大、地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革など、これまでの取り組みを引き続き着実に実施するとしております。

9月に公表されました総務省の概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額につきましては、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税につきましては、本来の役割である財源調整機能と財源の保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保することとしたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により交付税原資であります国税の大幅な減収が見込まれることから、前年度比2.4%減の1兆6千1億9千33万円として、平成30年度以来、3年ぶりの減額要求となっております。

本町の財政運営につきましては、これまで、税収の増、公債費の減などにより、各種財政指標の上では健全財政を堅持しているものの、引き続き予算の重点化、効率化を図るなかで、経常経費の削減、基金依存の解消、公債費の負担軽減などに取り組み、歳入に見合った歳出の原則のもと、行政諸課題への適切な対応を実現できる持続可能で安定した財政運営に努めてまいりたいと考えております。

財政試算につきましては、歳入では、予算編成に大きな影響を与えます地方交付税について、総務省の概算要求は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして交付税の原資である国税の大幅な減収が見込まれることから、前年度比2.4%減で見込んでおりますが、令和2年度の本町における算定結果を基に、普通交付税は決算見込額の8.0%減で試算しているところです。

また、町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、総務省の仮試算の6.8%減で見込んでおります。

さらに、基金からの繰り入れにつきましては、引き続き依存度を下げる体制を目標にしています。

なお、歳入の推計につきましては、令和2年度の決算見込額を基礎に現時点での財政規模を推計したものであります。

次に、歳出であります、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、前年度決算見込額に対して1.7%の増、物件費、維持補修費は9.1%の減、補助費等は45.1%の減、繰出金は4.0%の増、投資的経費は14.6%の減を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画、事務事業評価等の確実な実施を指示しているところであります。

一般会計の財政規模といたしましては、68億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえて、最終的な調整が必要となると考えております。

以上のように、令和3年度の予算編成につきましても、引き続き厳しい状況となることが想定されますが、第2期本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきました地域活力を維持する取り組みを推進しますとともに、未来ほんべつの創造を目指し、本別町の個性と元気が発揮、発信できるよう、町民の皆さまと協働したまちづくりを展開して参りたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いするところであります。

次に、個性あるふるさとづくり寄付金事業の新たな取り組みについて報告いたします。

これまで、本町の魅力を発信し、町の特産品を贈呈することで、本町を応援していただく寄付者を増やすとともに、地域経済の活性化を図ることを目的として様々な取組みを行なってまいりましたが、このほど新たな試みとしてクラウドファンディングによる寄付募集を開始いたしました。

クラウドファンディングは、一般的なふるさと納税と異なり、町として特徴的なまちづくり事業を創出し、その内容を広く発信することで、事業を進めるに当たっての財源確保のため寄付をお願いする仕組みとなります。

本町におきましては、令和元年度よりふるさと寄付金事業の推進を目的として職員で構成しますワーキンググループを設置し、新規事業の選定とクラウドファンディングによる寄付募集の協議を進めてまいりました。検討にあたりましては、総合計画の策定審議会や町民アンケートの内容等、住民の声を参考にしながら進め、本別公園の整備に関する事業を選定するにいたりました。

それを受けまして、今般クラウドファンディング専用のウェブサイトを運営する株式会社キャンプファイヤーと委託契約を締結し、11月5日より当サイトにおいて本町のまちづくり事業である本別交通公園再生プロジェクトを紹介するとともに、寄付申込みの受け付けを開始したところです。

今後も返礼用特産品の提供をはじめ、魅力的なまちづくり事業の創出による寄付募集や、寄付者にわかりやすい寄付の使い道などの検討、制度本来の意義や目的を逸脱することなく、町内の関係機関と協力し、さらなる事業の推進に努めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いするところであります。

以上、本別町議会第4回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第85号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第85号第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画についての提案理由を説明させていただきます。

本町における総合計画につきましては、現在、第6次の計画期間中となっており、その基本理念として、ともに学び、支えあい、活力あるまちづくりの言葉を掲げ、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間と定め、本年度をもって終了することとなります。この間、町民の皆さま、関係団体、議員各位の御理解と御協力をいただきながら、計画の推進ができましたことに対し厚くお礼を申し上げるところであります。

この10年間を振り返りますと、これまでに経験したことの無い出来事に遭遇し、国や地方自治体、そして私たちの身近な暮らしや価値観にも大きな影響を及ぼしたものであります。

第6次の総合計画が始まる直前、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災により、地震、津波、原発事故が連鎖したことにより、未曾有の大災害となり、その影響は全国に波及し、先行き不安を抱えての計画開始となったところであります。

平成23年7月には、地上テレビ放送がデジタル化されるのとほぼ同時に同じくし、急激に普及し始めたスマートフォンにより、SNSの利用などで、情報の伝達方法が大きく変わり、今では個人の意見や考え方を自由に発信することができ、世情を動かす影響力を持つまでにいたっています。

計画が後半となる平成28年以降には北海道新幹線が開業し、そして特徴的でありました、自然災害の頻発で、熊本地震、九州の北部豪雨災害、西日本の豪雨災害、平成30年には北海道胆振東部地震によるブラックアウトと、また数百年に一度、また数十年に一度といったような災害が毎年のように発生いたしました。

政治情勢に目を向けますと、平成24年の政権交代と同時に、第2次安倍政権が発足し、本年9月に退任するまで憲政史上最長の連続在任日数を記録したところです。計画期間であるこの10年間のほとんどは安倍政権下によるもので、アベノミクスの三本の矢として、大胆な金融政策、積極的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略が展開され実施されてきたところであり、株価の上昇、企業の経常利益増加、有効求人倍率の増加、完全失業者数の減少、外国人訪日客数の増加等々、一定の成果が見られたものの、北海道における地方自治体、そこに暮らす住民、中小事業者等にとっては、成長効果を十分に享受できたとの実感に乏しく、少子高齢化の進展、人口減少が続き、雇用環境にも深刻な影響を及ぼし経済的な規模縮小が続いてきたというのが実態であると考えております。

こうした国内における様々な情勢を背景に、本町に目を向けますと財政状況では、少子高齢化、過疎化の進展の影響を受け、地方交付税を始めとする一般財源総額を十分に確保することが困難な状況が続く傾向にあって、多様化する住民ニーズに応えるため、

ここ近年では起債の発行額の増加、基金の取り崩し等により財政構造の硬直化が進んできた状況にあります。

とりわけ、本年2月下旬に国内でも発生いたしました新型コロナウイルス感染症では、その予防対策のため、移動や行動の自粛・制限、また所期の事業中止、縮小を余儀なくされました。こうした制限等から地域経済が受けた影響に対し、経済対策を行なってきたところですが、依然として先行きが見えない中、住民の皆さんの生活様式や価値観の変化が生じることとなり、これに呼応して行政の姿勢やあり方も大きな変化が求められてきているところでもあります。

これらのことは総じて第6次総合計画を策定した10年前には想像できなかったことが現実起こっていることであります。これらに適切に対応していくことが急務で、かつ、新たな対応策を講じる必要に迫られております。

地方分権改革の取り組みの中で、国から地方への義務付け、枠付けの見直しの一環として、平成23年8月1日から施行されました地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治体における最上位の計画であります、基本構想の策定を義務付けする規定は廃止をされました。先ほどから申し上げましたとおり、私たちを取り巻く社会環境、経済情勢が大きく変化しておりまして、今後迎える10年は、現状の課題を正面に置き、一つひとつ対峙していく必要があります。このため、今後とも町民の皆さまの御理解と御協力をいただき、協働によるまちづくりを進めるため、長期的かつ普遍的な視野に立ち、自治体経営計画の核として、引き続き第7次本別町総合計画を策定するものであります。

策定に際しての基本的な考え方といたしましては、私が町長に就任させていただいて以来、自分のまちは自分たちの手でつくるという基本に立ち、町民参加と協働のまちづくりを一貫して進めてまいりました。新総合計画を策定するにあたりまして、町民の声が直接響き、町民手づくりの計画にし、これまで先人が築き上げてきた自然豊かなふるさと本別を次の世代にしっかりと引き継ぐことができるよう、計画にすることを念頭に置いた次第であります。

実際の策定作業の経過といたしましては、総合計画策定審議会、委員26名で構成をされ、昨年7月10日に発足して以降、本年11月10日まで策定審議会9回の開催、また、部会3回の開催に及び町民アンケート項目の内容から、計画書の構成、将来像、基本目標、施策項目の細部にわたり御審議をいただいていたところでもあります。また、庁内検討組織となります総合計画推進委員会を5回開催をし、内部検討を行ってきたところでもあります。

それでは、計画書により内容を説明させていただきます。

まず、計画書の1ページ、2ページを御参照いただきたいと思います。

第7次の本別町総合計画では、前回の総合計画と同様に、基本構想、基本計画、実施計画の3部で構成をいたします。

基本構想は、本町の10年先の将来像を定め、これを実現するための基本目標を設定するものであります。

基本計画は、基本構想に示した将来像と基本目標に基づき、施策ごとに10年後の姿、

重点的な取り組みを定めるものですが、時勢の変化に対応するため、前期5年、後期5年に分けて策定するものであります。

実施計画は、基本計画に定めました施策実現のために、事業の目的、事業費、また事業内容等を定めるもので、毎年更新し、予算編成の指標とするものであります。

この計画の進捗管理にあたっては、実施計画による事業の成果を確認するとともに、評価結果については、毎年、ホームページで公表するほか、主な内容を広報紙に掲載することといたします。

次に、3ページから6ページを参照願いたいと思います。

今後の長期計画を策定するにあたり、大きな要となります項目として、6点にわたり現状と将来展望を整理しております。

まず、1点目に、人口減少・少子高齢化の進行。2点目に、グローバル化と高度情報社会の進展。3点目に、ライフコースや価値観の変化・多様化。4点目に、SDGs持続可能な社会の実現の推進。5点目には、自治体経営と持続可能な地域社会の実現。6点目には、新たな感染症による影響。

特に、4点目のSDGsに関してですが、今回の計画から初めて平成27年度に国連で合意されました世界共通の目標となりましたSDGsを取り入れ、持続可能なまちづくりを推進することで、住民生活の質が向上することをめざすこととしております。

次に、7ページを参照いただきたいと思います。

本別町の将来像ですが、心合わせてみんなの笑顔を未来につなぐとしました。

健全な財政運営のもと、安全、安心な暮らしを維持するため、住民福祉の質と良好な生活機能を維持するとともに、環境に配慮した取り組みを通じて、将来の世代が持続して営みを継続できる社会の形成をめざすこととするものであります。

この一言については、策定委員の皆さまの想いが詰まったもので、まちづくりを進めるにあたり、町民の皆さんが心を一つに合せて、笑顔で毎日が暮らせるような将来が実現できるよう、願いが込められたものとなっております。

また、将来像を実現するため、5つの基本目標を設定いたしました。これらにつきましても、あらゆる分野で、笑顔が溢れるようにと、共通した願いが込められたものとなっております。

7ページ中段からとなりますが、1点目に、安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまちでは、経済産業分野として、本町基幹産業の農業振興と商工業振興を図るもの。

2点目に、人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまちでは、福祉・健康・医療分野として、子育て・健康・福祉等の面で安心して暮らすことができるような社会形成を図るものであります。

3点目には、豊かな心と、きらきら笑顔を育むまちでは、教育分野として、学校教育・社会教育・スポーツの振興充実を図るものです。

4点目に、安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまちでは、生活環境・社会インフラ整備分野として、防災・防犯・環境・インフラ整備の対策等を図るものであり

ます。

5点目は、みんなの笑顔を未来につなぐまちでは、町民参画と行政分野として、健全な自治体運営を進め、協働のまちづくりを進めるものであります。

8ページ下段にあります、目標とする将来人口ですが、過去の国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計、さらには、現在策定作業中の第2期の本別町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略と整合させ、生活・経済圏域のコミュニティー維持のため、5年後の令和7年の人口目標を6,000人、10年後の令和12年で5,500人とするものであります。

次に、9ページを参照願います。

今後の財政運営についてであります。これまでと同様、経常経費の圧縮を図るため、行財政改革を推進し、予算執行に際しては重点化と効率化に努め、持続的な財政基盤の確立を図ってまいります。

続きまして、基本計画について説明いたします。

10ページ、11ページを御参照いただきたいと思います。

基本構想に示しました将来像と、基本目標を具体化するために、各分野におきまして重点的に実施すべき計画、事業について、現状と課題を明らかにし、まちづくり推進のための方策を体系的に定めました。今回、御提案いたしますのは前期計画では、令和3年度から7年度の計画となります。

前回の第6次総合計画の基本計画では、施策事業、内容を細かに記載していましたが、町民の皆さんが分かりやすく、手に取って見ていただけるようにと策定審議会で検討され、22の施策に分類をして、主な内容を記載して、具体的な計画内容はそれぞれが実行計画として定めていく個別計画に委ねることといたしました。

次、12ページであります。

12ページでは、農林業の振興では、地域経済を支える産業として、まちの活気を創出している姿を10年後のめざす姿とさせていただきます。そして、それぞれを実現するために、農地の基盤整備やスマート農業の導入、地籍調査の実施などを重点的に取り組み、安全・安心な農畜産物の生産から、経営の安定化を図ることを主な取り組みとして進めています。

14ページ、次お願いいたします。

14ページ、商工業の振興であります。商工業が活性化することでまちに活力を与える姿を描き、後継者対策や安定的な経営を確立するために、引き続き商工会と連携した事業を展開してまいります。

次に、16ページであります。

16ページの観光の振興につきましては、本別公園など自然を活かした観光振興を図り、多くの人たちが訪れる町とするために、公園一帯において魅力ある施設の整備を進めるとともに、道の駅周辺の充実に努めてまいります。

次に、18ページをお願いいたします。

18ページですが、子育て支援の充実であります。社会全体が子育て家庭を応援す

ることで、少子化が改善されていく様を描き、幼児期において質の高い教育や保育活動を提供し、子どもの成長を喜び合える地域を形成していきます。

次に、少し飛びますが、20ページをお願いいたします。

20ページの健康づくりの推進につきましては、町民の皆さんが健康に関する自己管理意識を持ち、健やかで心豊かに生活していくために、適切な食生活のあり方や身体を動かすなどの健康推進活動を進めていきます。

次に、22ページであります。

22ページの地域福祉の推進ですが、これまでも行なってきたしておりますが、身近な人々による見守り、支え合いによって、住み慣れた地域で安心して生活をおくるための活動に引き続き取り組んでまいります。

次に、24ページをお願いいたします。

24ページの高齢者福祉の充実では、本別町をついのすみかとして、夢や生きがいを持ち、健康で安心して生活いただけるよう事業を推進してまいります。

次に、26ページであります。

26ページの障がい者福祉の充実では、地域の共生社会の実現に向けて、障がいへの理解を深めるとともに、支え合いの活動を推進していきます。

続きまして、28ページお願いします。

28ページの医療体制の維持につきましては、本別町で安心して暮らすことができるよう、医療体制の維持に努め、医療・福祉の関係する機関と連携し、サービス向上に取り組んでまいります。

次は30ページをお願いいたします。

30ページの学校教育の充実では、児童生徒の発達に応じた教育や時代の変化に対応した教育を実現するため、学習環境を整えますとともに、学力の向上と生きる力を育むよう取り組んでまいります。

次に、32ページであります。

32ページの社会教育活動の推進では、個々の学びと経験を活かして、生きがいやまちづくり、社会参加活動につながる取り組みを推進してまいります。

次に、34ページをお願いいたします。

34ページ、スポーツ活動の推進ですが、誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できる生涯スポーツ活動を推進して、健康で豊かな生活を送ることができるように事業を進めます。

次に、36ページをお願いいたします。

36ページの防災対策の推進では、防災訓練や講習会を開催をし、自助・共助・公助の連携と協働の必要性についての理解を深め、災害に対する備えを行なってまいります。

続きまして38ページ。

38ページの消防・救急体制の充実につきましては、地域における安全体制を確保することで消防・救急体制の強化を図ってまいります。

続きまして、40ページをお願いいたします。

40ページの防犯・交通安全対策の推進では、各関係団体と連携し、防犯意識の啓発と犯罪防止、消費者被害防止を実施するなど、町民の皆さんが安心して生活を送ることができるように努めてまいります。

続きまして、42ページお願いいたします。

42ページの環境衛生・循環型社会の推進では、資源を有効に活用する意識のもと、ごみ発生抑制と、資源化の推進、処分の適正化を進め、環境保全に努めてまいります。

次は44ページお願いいたします。

44ページ、有効な土地利用の推進につきましては、市街地の形成、防災の整備、自然の保全など、有効な土地利用を図り、心地よい生活ができるように事業を進めてまいります。

続きまして、46ページ。

46ページは上下水道環境の充実であります。安全・安心な水道水の安定的な供給と、快適な生活をおくることができるよう下水道環境整備を進めてまいります。

次に、48ページをお願いいたします。

48ページであります。道路整備・交通網の充実につきましては、生活道路の整備・維持修繕を実施するとともに、北海道横断自動車道の未整備区間の整備に向けた活動を展開してまいります。また、買い物や通院のための交通手段の確保を図ってまいります。

次に、50ページであります。

50ページの住宅環境の充実であります。老朽空家の除却の実施や、空き家の有効活用とともに、誰もが安心して暮らすことができる公営住宅の整備を進めてまいります。

次に、52ページであります。

52ページ、自治体経営の推進では、将来にわたり、暮らしやすいまちを維持していくために、経営感覚を持って、的確な事業の執行と財政運営に努めてまいります。

次、54ページお願いいたします。

54ページ、開かれた町政の推進につきましては、町民力を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き協働によるまちづくりを推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に携わっていただきました、策定審議会委員の皆さま、またアンケートや地域づくりセミナーで御意見、御提言をいただきました町民の皆さま、団体の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げますとともに、第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画の提案理由の説明とさせていただきます。以上で提案の理由とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますように、お願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） お諮りします。

ただいま提案がありました、議案第85号第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画については、議長を除く11名の委員をもって構成する、第7次本別町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画については、議長を除く11名の委員をもって構成する、第7次本別町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時44分 休憩

（休憩中に、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。

委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において第7次本別町総合計画審査特別委員会を招集します。ただちに議員控室に参集願います。これを持って通知済みとします。）

午前11時50分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、設置されました第7次本別町総合計画審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について、申し上げます。

委員長に藤田直美委員。副委員長に大住啓一委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第86号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第86号令和2年度本別町一般会計補正予算（第17回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第86号令和2年度本別町一般会計補正予算（第17回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴います事務事業の中止による調整及び感染予防対策経費の追加が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,717万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億2,804万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。

2、歳出ですが、2段目の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料

427万2,000円の減額、3節職員手当等92万6,000円の減額、4節共済費中、会計年度任用職員162万6,000円の減額補正は、執行見込みによる調整であります。その下の、会計年度任用職員保険料595万1,000円の増額補正は、保険料率の改定、及び執行見込みによるものであります。

7節報償費中、ふるさと納税記念品代600万円の増額、11節役務費中、ふるさと寄付金業務手数料489万4,000円の増額、12節委託料、ふるさと寄付金事業業務委託料110万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金、ふるさと納税の増収見込みにより、記念品代、ポータルサイト利用手数料及び返礼品配送管理業務に係る委託料を調整するものであります。

その下の14節工事請負費199万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染対策として消防署仮眠室の改修を行なうものであります。

その下、18節負担金補助及び交付金中、国際交流協会補助金90万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う事業の中止による調整であります。

16ページ、17ページをお開きください。

2つ目の、8目企画費、1節報酬236万5,000円の減額、次の3節職員手当等49万円の減額補正は、とちぎ県東北部移住サポートセンター専任職員の採用を行なわなかったことによる調整であります。

18節負担金補助及び交付金中、地方バス路線運行維持対策費補助金384万2,000円の増額補正は、事業費の確定による調整であります。

18ページ、19ページをお開きください。

中ほどにあります、14目基金費、24節積立金中、財政調整基金積立金7,496万9,000円の増額補正は、前年度繰越金が確定したこと等により積み立てを行なうものであります。

なお、今回の補正により現時点での基金残高は6億7,361万7,000円となる見込みであります。

次の17目諸費、18節負担金補助及び交付金中、貸切バス借上補助金97万8,000円の減額補正は、執行見込みにより調整するものであります。

下段の2項徴税費、2目賦課徴収費、10節需用費、一般事務用消耗品費から、17節備品購入費までの総額38万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染対策のため、確定申告等の受付窓口を役場庁舎から町体育館1階研修室に移すことに伴う経費であります。

20ページ、21ページをお開きください。

一番下段にあります、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、社会福祉協議会一般分補助金244万3,000円の減額補正は、本年7月より町職員を事務局長として派遣したことに伴い、事務局長に係る人件費分の減及び新型コロナウイルス感染拡大防止による事業未実施分を減額調整するものであります。

22ページ、23ページをお開きください。

2 段目の一番下ですが、2 項老人福祉費、3 目高齢者福祉施設費、1 0 節需用費中、施設修繕料 1 0 8 万 9,0 0 0 円の増額補正は、総合ケアセンター誘導灯修繕、老人福祉センター非常灯及びホール照明の修繕によるものであります。

2 4 ページ、2 5 ページをお開きください。

上段にあります、1 7 節備品購入費、普通自動車 7 3 万 4,0 0 0 円の増額補正は、総合ケアセンター連絡用車両の故障により、新たに中古車両を購入するものであります。

下段の 3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、1 9 節扶助費中、特定教育・保育施設施設型給付 1,1 9 4 万 1,0 0 0 円の増額補正は、2 号認定子どもの増及び処遇改善等加算率の変更による調整であります。

2 8 ページ、2 9 ページをお開きください。

3 段目にあります、4 款衛生費、4 項病院費、1 目病院公営企業費、1 8 節負担金補助及び交付金 3,0 0 0 万円の増額補正は、いずれも収支決算見込みによるものであります。

3 0 ページ、3 1 ページをお開きください。

下段にあります、7 款 1 項商工費、2 目商工業振興費、1 8 節負担金補助及び交付金中、起業家支援奨励事業補助金 3 0 0 万円の増額補正は、申請件数の増による調整、次の銀河の里ツリーフェスティバル実行委員会 8 0 万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う開催中止による調整、次の地域経済持続化支援、ほんべつ地域産品販売促進事業 3 4 1 万円の増額補正は、本別町観光協会が町民向けに通常価格の 5 割引きで地元産品をセット販売することに対し補助するもので、消費喚起と商品 P R を行なうと同時に、新型コロナウイルス感染症の長期化により売上額減少に直面する事業者を下支えし、地域経済の持続化を図るものであります。

3 2 ページ、3 3 ページをお開きください。

上段の 1 8 節負担金補助及び交付金中、きらめきタウンフェスティバル実行委員会補助金 8 5 0 万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催が中止となったことによる調整であります。

3 段目の 8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、1 0 節需用費車両修繕料 2 1 7 万 7,0 0 0 円の増額補正は、特殊車両ロータリー除雪車において大型部品の交換修繕を要したことにより、今後の車両修繕費の不足が見込まれるため調整するものであります。

その下の 1 7 節備品購入費、除雪タイヤショベル 1,3 8 5 万 4,0 0 0 円の減額補正は、事業費の確定に伴い調整するものであります。

2 つ下にあります、3 目道路新設改良費、1 4 節工事請負費 3,1 6 2 万 1,0 0 0 円の減額及び 2 1 節補償補填及び賠償金 1 0 8 万 2,0 0 0 円の減額補正は、交付金事業の執行額確定に伴う調整であります。

別添の予算説明資料 1 ページをお開きください。

右側の事業種別をごらんください。

町道美蘭別活込横断道路から、町道山手町通りまでの 5 事業については、事業費及び

事業内容が記載のとおり確定しております。

これにより、事務費を合わせた事業費計を、補正前1億3,386万7,000円から補正後1億83万1,000円に変更するものであります。

左側の事業費及び財源内訳につきましては、事業費を3,303万6,000円減額し、財源内訳は国庫支出金2,017万3,000円の減、地方債1,230万円の減、一般財源56万3,000円の減となっております。

以下、この資料での説明は省略いたします。

予算書にお戻りください。

32ページ、33ページをお願いします。

その下、4目橋りょう維持費、12節委託料3,600万円の増額及び14節工事請負費2,900万円の減額補正は、執行見込みによる調整であります。

別添の予算説明資料7ページをお願いいたします。

右側2段目の事業説明をごらんください。

橋りょう補修、架換工事の事業費を補正前1億9,300万円から補正後1億6,400万円に減額し、橋りょう補修調査設計委託については補正前2,400万円を補正後2,049万3,000円に、橋りょう点検委託については義経橋外23橋を義経橋外85橋に変更し、事業費を補正前1,500万円から補正後5,475万9,000円に増額するものであります。

これにより、事務費を合わせた事業費計を補正前2億3,351万6,000円から補正後2億4,047万3万円に変更するものです。

左側の事業費及び財源内訳につきましては、事業費を695万7,000円増額し、財源内訳は、地方債900万円の減、一般財源1,595万7,000円の増となっております。

以下、この資料での説明は省略をいたします。

34ページ、35ページをお願いします。

2段目にあります、5項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費、公営住宅等修繕料178万8,000円の増額補正は、執行見込みにより調整するものであります。

38ページ、39ページをお開きください。

上段にあります、10款教育費、1項教育総務費、4目諸費、18節負担金補助及び交付金中、小学生小松島市交流研修補助金81万5,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業中止による調整であります。

40ページ、41ページをお願いします。

下段にあります、5項保健体育費、2目スポーツ振興費、42ページ、43ページをお願いします。

一番下にございます、18節負担金補助及び交付金中、スポーツイベント実行委員会補助金150万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業の一部中止による調整であります。

以上で歳出を終わりました、6ページ、7ページをお開きください。

1、歳入ですが、3段目の14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、5節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金598万3,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました特定教育・保育施設施設型給付の執行見込みによる調整であります。

下段の2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金、道路事業2,880万1,000円の減額補正は、歳出で説明いたしました交付金事業の除雪タイヤショベル購入及び地方道路整備事業の執行見込により調整するものであります。

8ページ、9ページをお開きください。

上段にあります、15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、6節児童福祉費負担金 子どものための教育・保育給付費負担金293万8,000円の増額補正は、先ほど説明いたしました特定教育・保育施設施設型給付の執行見込みによる調整であります。

一番下段にあります、17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金2,000万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金の見込みにより調整であります。

なお、これまでの計上分と合わせて1億円を見込んでおります。

以上で歳入を終わらせていただき、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正であります。1、変更、事項、本別町水道施設維持整備業務委託、限度額2,186万1,000円を2,145万9,000円に変更するもので、期間の変更はありません。

第3表、地方債補正であります。1、追加、これは、都市計画事業の起債の目的の変更によるものであります。

起債の目的、公共施設等適正管理推進事業。限度額2,200万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

5ページになりますが、2、変更、これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的、公共事業等。限度額6,060万円を5,320万円に、辺地対策事業、限度額5,140万円を4,000万円に、過疎対策事業限度額3億4,910万円を3億1,670万円に、それぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第17回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出地方債補正など一括とします。

質疑ございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 2点ほどお伺いいたします。

まず、15ページ、総務費、一般管理費の中の14節工事負担、消防署仮眠室の改修工事についてですが、こちら工事の詳細と今定例会に提案してきたという提案理由、時

期的なものです。お知らせ願います。

続きまして、31ページ、商工費に商工業振興費の中の18節負担金補助及び交付金中の地域経済持続化支援、ほんべつ地域産品販売促進事業、総務課長のほうから目的のほうは説明ありました。詳細をお知らせ願います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） ただ今の御質問にお答えをいたします。

消防署の仮眠室の改修工事でございますけども、今回改修をします内容といたしましては、仮眠室内に間仕切り用のカーテンを設置いたします。これは4カ所に分かれるように設置をしたいというふうに予定をしております。

それと、憩いの広場側の窓でございますけども、それを2カ所改修をいたしまして、今開けることができないのですが、それを開けるようにして、網戸の設置を1カ所、そしてもう1カ所は断熱パネル窓にする予定となっております。そして、もう一つが、休憩室内に換気機能のついたエアコンを1基設置をいたします。

この時期となった理由でございますけども、これまで感染症対策で消防署の署員、そして建設課の建築担当と協議を行なってまいりまして、今回改修内容まとめましたので、今定例会で提案をさせていただいたところです。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問にお答えいたします。

ほんべつ地域産品の販売促進事業の内容でございますけども、これにつきましては、目的は先ほど総務課長から説明のあったとおりですが、その地域産品を買っていただき、そのことによって地域経済に少しでもそういったものが循環するということ、中身といたしましては3,000円のギフトセットと5,000円のギフトセットを基本的に考えておりまして、5,000円のものについては500セットを想定しております。それから3,000円のギフトセットについては1,000セットを想定しているところです。

したがって、5,000円のを500セットでいきますと250万円となりますが、その50%を125万円を助成するというような形。それから3,000円のセットにつきましては、1,000セットでありますので、総額300万円になりますが、その50%ということで150万円と、そしてこれらにかかります、チラシですとかホームページ、こういったものの事務費で66万円を見ておりまして、これら3つの経費ですね、5,000円のセットの125万円と3,000円のセットの150万円、そして事務費の66万円を合わせまして、341万円という内容となっております。

実施時期につきましては、本日お認めいただいたのちに、事業所やそういった中身のほう詰めていきまして、1月の10日過ぎより開始したいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 改めてお伺いいたします。

消防署の仮眠室の件ですが、カーテンレールで4カ所に割るということですので、病

院の病室のカーテンレールで仕切るような感じかなというふうに感じるところでございます。

感染症の対策として、もしその中に一人感染者がいてという場合に、換気付きのエアコンをつけて、カーテンレールで仕切ると、上のほう空いているので、それほど感染対策にはならないのかなというふうに感じるのですが、そのような協議はされたのか、お伺いいたします。

もう1点、今回話し合われて、今回提案してきたというふうに答弁されていますが、そもそもこの感染症というのは、3月、4月からだいぶ拡大をして、今まで、今日まで至っているところでありますけれども、なぜ役場庁舎の中で唯一仮眠をとる、寝るスペースという認識がある消防署の仮眠室において、なぜここまで遅くなったのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） ただ今の御質問にお答えをいたします。

まず、仮眠室の改修のイメージですけれども、今、議員おっしゃいましたとおり、病院の病室を仕切っているカーテン、あれと同じようなイメージと御理解をいただければと思います。

実際その今御指摘のあった、上のほうが開いているといいますか、レース状のカーテンというふうになっています。換気できるようにということでエアコンを設置をしながら、室内の換気をしてということでございますけれども、今できる、あの現状の中で、できる対応ということでまずは検討してまいりましたので、そのような形で実施をしております。

これで消防庁舎の改善自体は必要なところもあるのかなと捉えておりまして、今も引き続き、消防署員と建築の職員とでは協議を引き続きやっております、とりあえず今回は仮眠室の部分だけ先行してやらせていただきたいということで、補正を上げたところでございます。

今、議員のほうからもありましたけれども、コロナの感染症が2月、3月からあったにも関わらず、この時期になったということでございますけれども、これまでも消防のほうとはいろいろあったのですが、現状の中で仮眠をとる時に密を避けるということで、消防署員、それぞれ工夫をいただいて分散をして仮眠をとっていただいていたというところでございます。

これまで、町としても地方創生臨時交付金、それを活用しながらコロナの感染対策事業を上げておりましたけれども、その中で事業として上がってきておりまして、実際ここに来るまでに時間を要してしまいましたけれども、今、現状できる中での対応ということで対応させていただきたいと考えております。ですから、本来で言えばもう少し早い時期に対策を取りたかったのですけれども、現状どうしたら一番いいのかというところから始まりましたので、このような時期になったのかなと思います。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再度お伺いいたします。

検討はしていたけど遅くなったよというところで、6月にある議員から一般質問があったというところで、そこから早急に進んだのかなというふうに感じられるところではあるのですが、これ以上は一般質問になってしまうので、最後、協議の中で、本当にそこに泊まる署員たちの意見をきちんと聞いてからの計画されているのか、どうなのかをお聞きします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 御質問にお答えいたします。

確か9月の議会ですね、一般質問いただいております。

その時にも決して十分な環境ではないのだけでも、先ほど言いましたとおり、分散をしながら仮眠をとっていただいているということで、報告をさせていただきましたし、仮眠室の対応は急務と考えており、今できる対応ということで協議中ということで答弁をさせていただきました。

今回、その仮眠室をどういうふうにしていくかという部分では、消防署のほうと協議をいたしまして、署の中で署長を始め、署員の何名かの方と実際にそこをどういうふうにしたらいいか。例えば、あそこの仮眠室、今職員のロッカーですとか職員の皆さんの寝具が入っている棚とかがございますので、当初このスペースでは難しいかなと思ったのですが、内部でいろいろ協議をいただいて、今回の工事の中にも入っているのですが、吊戸棚を設置をしながら、そういった荷物を移動して、なんとかスペースを確保したら、こういう形でできるのではないだろうかということでの内部で御検討いただいたと聞いておりますので、そのような状況です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、歳出から14ページ、15ページをお伺いをいたします。

2款の総務費でございます。14節の工事請負費、庁舎の消防署、仮眠室改修工事について、私もお伺いいたします。

ただ今、御質疑と御答弁の中から概ね理解できたところも多々あるのでございますが、その上で、確認的なものでございますが、仮眠室の整備というものは現状でいけるところのものとして、今できうる対応としてのものとしての御提案だというのを理解したのですが、結局その今後、今は応急的なものというかですね、今後またその仮眠室の対応というのは、さらに進むという理解をしてよろしいのか、仮眠室の部分については、これで現状維持していくというようなお考えなのか、ちょっと改めてお伺いをいたすところでございます。

2点目でございます。22ページから25ページに及びます。

3款の民生費の部分でございます。3目の高齢者福祉施設費のうち、17節備品購入費、車両でケアセンターの連絡用の車両用に中古車両の購入というような御説明をいただいたところでございますが、この内容について、中古車両とされた理由等についてもお伺いをいたします。

続きまして、32ページ、33ページでございます。

8款土木費のうち、1目道路橋梁総務費でございます。10節の需用費217万7,000円、車両の修繕料でございますが、こちら御説明いただいたところ、大型特殊車両の修理が発生してしまっただけで残額がなくなったので、今後の見込みというようなことでございましたが、こちらその今後どのようなものが見込まれて、この額の計上になっていらっしゃるのか、具体的な中身についてお伺いをいたします。

その下、17節備品購入費の車両除雪タイヤショベル1,385万4,000円の減額になってございますが、こちらの具体的な中身についてお伺いをいたします。

続きまして、歳入の部分でございますが、6ページ、7ページ、13款使用料及び手数料、6目土木使用料のうちでございます。2節の都市計画使用料、本別公園使用料のうちゴーカート68万7,000円と、結構大きな額が減額となっております。当然、冒頭御説明もいただいたとおり、コロナの影響というものも、それに伴う利用者数の減というものが見込まれるものでございますが、年度中臨時休業されたような実績もございますし、この減額についてはコロナ以外のものというものがあるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 御質問にお答えをいたします。

まず、消防署の仮眠室の関係でございますけれども、仮眠室の改修につきましては、今回提案をした中身でまずは完了と言いますか、今とれる方法ということでの提案でございます。

今後の関係でございますが、今ちょっと検討しておりますのは、消防署全体でそういうコロナ対策出来るものがあるかということでの、今協議をさせていただいているところです。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうからは25ページにあります、総合ケアセンターの中古車両の購入の関係について御説明をさせていただきます。

ケアセンターで使っておりました連絡車両が故障したということで、この車は平成12年車で21万キロ走っている車でございます。修理工場では、ちょっともう手に負えない状況ということで、ディーラーさんに見てもらったところ、もう修理の費用だけで50万ちょっとかかるというような状況でございました。

新車を買えば一番いいのですけれども、財政状況等も鑑みまして、代わりになるような中古車両ということで、今回購入の提案をさせていただいております。以上です。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） 私のほうから、需用費の車両の修繕費のほうから説明させていただきます。

これまでの大型車両及び特殊車両の車検整備において大型ダンプのクラッチや、先ほど説明もありました、ロータリー車のデフキャリアなど高額な部品の交換修繕を要したことで、今後の車検整備や車両修繕に不足が見込まれるため、補正を行なっております。

また、本年度車検を受ける車両台数ですが、令和2年度で33台ございます。うち、作業車、バス等がそのうち13台ありまして、12月以降に車検を取る車両が大型ダンプ1台、13トン級のタイヤショベル1台、4トンユニック車1台、そして一般公用車7台、計10台となっておりますが、これら先ほど説明しました大型ダンプのクラッチですとか、ロータリー車のデフキャリアなどの修繕費用がかさんだということで、今後の予算が使い込んだことから増額補正をするということで計上しております。

次に、8トン級タイヤショベルを購入した際の執行見込みによる減額補正になりますが、予算計上の経緯につきましては、昨年令和元年度にメーカーのほうに、これは、キャット、コマツ、日立のディーラー3者から参考見積もりを取りまして、積算根拠として計上しております。そして今年5月に、さらに代理店を加えた6者で見積もり合わせを執行した結果、このような1,319万7,800円という額で決定しております。当初予算と予算執行の差異が発生しておりますが、これも業者の企業努力という形でこのような価格になったものと考えております。

最後に、本別公園のゴーカートの委託料でございますが、

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 2時09分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 都市計画使用料、ゴーカートの収入の68万7,000円の減額でございますけれども、議員御指摘のようにコロナの影響でオープン当初、4月の末ですとオープンができなくて、6月までオープンがずれ込んだということが主な内容でございます。

また、秋に車両の不具合で一時休園しておりましたけれども、具体的にいくらということはないのですけれども、その影響もあるかというふうに判断しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは改めて14ページ、15ページでございます。

14節工事請負費、消防署の仮眠室改修工事の部分でございますが、こちら仮眠室の工事としては完了というような御答弁いただいたところでございますが、合わせて今後消防署全体でコロナ対策というものを検討していくというような御答弁もいただきまして、いささか困惑しているところがあるのですが、では、消防署員の自主的な会議とか検討の中で仮眠室については、もう少しこのようにというような感染拡大防止対策をとっていかうというような意見等が出れば、再改修と言いますか、さらなる仮眠室の対応というものもまだ含置かれているというような理解でよろしいのでしょうかという確認が1点とですね、一般質問の際もそうですし、今の質疑の中でも、御答弁の中にもございましたが、その職員の自主的な御判断と言いますか、結果としては必要な御判断だというふうに私自身は理解してございますが、いわゆる庁舎の目的外使用をなさっていますよね。本来仮眠をとるべきところではない事務室等で仮眠をとったりとか、結果

として必要なことだと思っていますよ。ただし、それがこの仮眠室を4つに間仕切ることによって、もうなくなるというような理解でよろしいのかについてお伺いをいたします。

続きまして、22ページ、25ページの部分でございますが、17節の備品購入費、普通自動車の中古車両の購入の部分で、その購入の必要性等については、車両の諸元お伺いいたしましたので、年式や走行距離等お伺いいたしましたので、必要性というの理解するところでございます。

ただ、なぜその中古車にするのかというところがお伺いした中で、予算がないからということなのかなというふうに考えられますが、財政難等というようなことも検討されたというような御答弁でございましたが、中古車としてどのようなスペックのものを買われたのですか。新車といっても、いろいろなものがあると思いますので、今回計上されている73万4,000円の中古車というものが適当かどうか御判断つくような御答弁を求めるものでございます。

続きまして、32ページ、34ページに移ります。

8款の土木費でございます。10節の需用費、修繕料、車両の部分でございますが、御答弁の中でダンプのクラッチや大型特殊車両のロータリー車のデフキャリアというような御答弁、御説明があったところでございますが、こちらその故障の原因というものはどういうものなのですか。いわゆる経年劣化等なのか、使用によるものなのか、あとはメーカーの生産者の責任等に起因するようなものなのか、いわゆるリコール等にも起因するとか、そこら辺の判断が難しいものであるとか、この辺について内容をお伺いするものでございます。

続きまして、その下17節の備品購入費でございますが、除雪タイヤショベルの部分で、最終的には1,319万7,800円で決定をしたと、最終的には。その当初の見込みとの差異が1,385万4,000円あるよというような御答弁だったと理解してございますが、これは企業努力と言えるようなレベルの差異なのかどうか、この辺の御認識とですね、その実態について、なぜここまでの差が出てくるのかという点について、改めて御認識をお伺いいたします。

続きまして、歳入の部分でございます。6ページ、7ページでお伺いをいたしました部分、その具体的な秋の臨時休業中、9月25日から10月5日の部分だったというふうに把握してございますけれども、本来であれば長期にわたる車両整備のための臨時休業というのは、あまり例がないと、私の記憶するところではないのかなというふうに思うところですが、これは当然本町においては予備車等も保有してございますけれども、なぜその一斉休業するような車両整備というものが必要になったのか、この辺の内容、当然歳入減に繋がっている蓋然性が高いわけですから、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、消防署の仮眠室の件2点あったと思いますが、1点目について私のほうから答弁させていただきます。

仮眠室の改修の関係ですけれども、今回の補正をもって完了したということでございますが、例えば今後実際に使ってみて消防署のほうから、またいろいろな意見が上がってこれば、それはまた検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） 2点目の消防署内での仮眠の状況でありますけれども、今回仮眠室を4つにカーテンで仕切るということで、そちらでの仮眠と、それから現在もそうなのでありますけれども待機室、これは玄関の近くにございまして、そちらでは2人の職員が仮眠をとっております。その仮眠の理由といたしまして、深夜の一般電話の対応ですとか、それから町民が救急要請ですとか、緊急の駆けつけの要請に対応するというところで、そちらでは以前から2名の者が仮眠をとっている状況となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうからはケアセンターの車の関係でございますけれども、まず今回故障した車の修繕の見積もりが約51万円ということと、あとこの車が今年度車検になっておりまして、その車検の費用が約20万円ほどかかる予定になっておりました。合わせますと70数万円の額が、この古い車にかかるということで、ディーラーさんのほうから、それぐらいのお金を出すのであれば、同程度の中古車両が購入できますよというような御提案も受けました。

同程度というのは、今乗っている車がセダン型のタイプで1,800ccぐらいの乗用車でございます。このタイプの車ということの理由としましては、やはり十勝管外に車で出張に出ることもあるということですし、いろいろな会議ですとか、研修会等の講師の送迎に使ったりすることもあるということで、小さい車よりもある程度大きめの普通乗用車的な車が良いということで、今回検討してこの提案をさせていただきました。以上です。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） 私からは先ほどの需用費の、車両の修繕のほうから説明させていただきます。

まず、ダンプのクラッチの取り換えということですが、この車両は5月に車検を受けております。その際に、車検を出す際に事前に業者のほうに車両の状態を見てもらうという形で納車を入れて、それから見積書を出してもらう、そういうような流れでなっております。その中で、クラッチの不具合が発生して、今まで調整はしてきたのですが、その調整がもう限界だということで、交換というふうにしたところでございます。

ロータリー車ですが、これは除雪だけではございません。夏は道路の路肩の草刈り、こういったものを行っております。そして、ロータリー車に装着する草刈り機なのですが、これ非常に重いものでございまして重量が1トン以上あります。ロータリー車の大きさ、議員御存じかと思いますが、それに対して結構負担がかかるということで、そういった部分でギアのほうで破損したということで、ギア一式を交換したという流れになっております。

次に、タイヤショベルの予算と購入に対する差異の開きでございますが、これも一応広尾町のほうにも確認を取っておりますが、平成元年度に広尾町のほうでタイヤショベルを購入したということで、そちらのほうに確認をしたところ、落札率、本別町は48.8%なのですが、広尾町に聞いてみたところ60.3%、さらに北海道開発局のほうにも聞いたところ、過去3年間の平均落札率が54.545%ということで、大型のタイヤショベル、タイヤローダーに関してはこれだけ参考見積もり、当初予算の時の見積もり額と実際に見積もり合わせをしたときに開きが出るというのは、これはどこでもそういうような状況ということでございます。ただそれを、開きを小さくする、しないというのは、なかなか我々の力では無理なのかなということで御理解のほどお願いしたいと思います。

あと参考ですが、他にダンプですとか他のロータリー車のほうにつきましては、大体90から95%くらいで落札率になっているということになっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） ゴーカートの歳入の関係で、予備車があるにも関わらず全車点検ということはどういうことだったのかという御質問かと思っておりますけれども、9月の中旬、ゴーカートの1台がアクセルが戻らなくなるという事象がありました。それにより、同じ仕掛けのアクセルの装置を持った車が3台ございましたので、それら全部について、まずそれらを含めまして、そのアクセルが戻らなくなるという事象の時に緊急停止のものとかそういう装置がないことがわかりましたので、それらの緊急停止のスイッチといいますか、バイクで言うとキルスイッチというようなものを装着するために業者のほうですぐ取り組めないというか、忙しくて対応できないというような事象もございまして、この長期間それが終わるまで全車動かせれないということでの安全を見込んでの休業でございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは2番目にお伺いいたしました22ページから25ページでございます。

17節の備品購入費、中古車両の部分でございますが、御答弁からでございますけれども、つまりはこの車を現状修理して車検をとって維持していくのであれば70数万円かかるよと、その支出に見合う同額程度の中古車両を提案してもらったので、この金額の中古車両をとるという理解でよろしいのかという点でございます。

続きまして、32ページ、33ページでございます。

8款土木費の10節需用費の部分でございます。修繕料でございますが、御答弁いただいた中でダンプのクラッチの件については理解いたしました。ロータリー車の部分でございますが、除雪だけではなく、路肩の草刈り等にも使用するのだよというものと、その機器を取り付けるアタッチメントと言いますか、取り付けするにあたって1トン以上の重量のものを装着すると。これは草刈り等に使われている、そうした装着する部分につきましても、これは例えば本町で新たに架装、加工を加えて重量が重くなったりとかというような事実があるのか。それとも、そのメーカーから供給されているものその

まま、簡単に言えばその純正の状態と言いますか、適正な使用環境下のもとで負荷がかかって故障するということなのか。

仮に私が今申し上げたとおり、メーカーから供給どおりの使用ということであれば、これは別に我が町においての使い方の問題とかではなくて、機器、メーカーさんの問題なのかと思うところもございしますが、こちらその辺の実態と仮にでございますが、今申し上げたとおりであれば、メーカー補償とかメーカー責任というものは期限等もあると思いますけども、そういったものは適応にならなかったのかという点をお伺いいたします。

最後、歳入の部分でございます。

今、御答弁いただいた中で言いますと、ゴーカートのアクセルが戻らなくなるというようなことがあったと、その対応を同型車も含めて対応するために長期間の臨時休業を行なったと御答弁をいただいたところですが、これそもそもアクセルが戻らなくなるというのは、どのように発覚したのかという点が1点と、それと現在はその臨時休業中に同型車及びゴーカート全般についても、そういう不測の事態が発生した際には緊急停止できるような安全対策というものが万全になされたという理解でよろしいのか。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） ただいまの御質問にお答えします。

ロータリー車の関係ですけれど、これは除雪のロータリーと草刈り機、これもロータリー車を購入する時に同じメーカーのものを支給されたものを使っております。さらにそれに手を加えたり、改造したり、そういうことはしておりません。ただ、これを使うにあたりまして、やはり草刈り、通常でしたら年2回刈るところでやってはいるのですが、地域の方からその間にまた草を刈ってほしいという、そういった要望も多々ありまして、使用頻度ということが多いのかなということもあるのかと考えております。

ロータリーの除雪につきましては、それほどロータリーの機械自体はそんなに重くないので、冬の除雪時にはあまり故障はしていないということです。ただ、これも日常必ず点検はしているのですけれど、デフの中のギアがありますよね、そのギアが2カ所欠けてしまって、どうしてもこれ修理は利かないということで、そういったことで無理がかかったのかなということで、それが交換にいたった要因でありますし、これの原因というのも乗り手が悪いとかそういったものではなく、代理店を通じましてメーカーのほうにもそういうことを問い合わせてみましたが、やはりこれは使用頻度でこうなったというか、そして開発とか土現にもこの同じ機械が入ってまして、同様にこのような修理が発生しているということも伺っております。そういった方の中でもこれは乗り方とかが原因ではないのかなと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

梅村議員のおっしゃるとおり、やはり21万キロ乗った車と修理台70数万円をかけるのと、中古車両同等の価格のものを比較した時に、やはり年式ですとか走行距離考えても、これから先の有効活用の度合いを考えても、中古車両を購入したほうがより将来

的に良いのではないかというような判断で提案をさせていただきました。以上です。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） ゴーカートの関係でアクセルが戻らなくなるという事象がどのようにして発覚したかという御質問かと思えますけれども、お客様がゴーカートに実際乗車いたしまして、止まろうとした際にブレーキが効かないということで、ブレーキが効かないのではなくてアクセルが踏みっぱなしになった状態ということで、何周か周遊いたしまして、はたからいろいろ声をかけたのですが、女性の方でパニックになってしまって、ブレーキを女性が踏むことができなかったということで、縁石等につけてタイヤを擦って止めたという事象がありまして、それで原因はアクセルが戻らなかったということが発覚した次第でございます。

それによりまして、全車に緊急スイッチをつけて安全を確保したということでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点だけ。31ページの商工費でございますが、18節の負担金補助金の中でございます。

補助金の一番上、起業家支援の300万円でございます。これ、何回か説明を受けているかもしれませんが、あえて予算で上がってきているということは、これから予算執行していく中で、当然何回か聞いたことあるのですが、答弁でいただいているのですが、ここに店を出したい、起業を起こしたい、中身を精査して300万円を限度として予算を組んできていると。これからその方々の申請があるから上がったと思うのですが、その中でお店と言いますか、そこを見せていただいているいろいろな方々と協議をして300万円になるものなのか、150万円になるものなのか、200万円になるものなのか、それから執行して検査をして支払いをしてということになれば、12月定例に出してきてこれ間に合うものなのですか。もう出来上がっていて、明日にでも払えるから今日の議会に上げたのですか。その辺明解にお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただ今の御質問にお答えいたします。

今回、補正で計上させていただきましたのは、大住議員おっしゃられるとおり、新しく新規開業される方の支援のための補助金でございます。これまで当初予算から途中1回補正をお認めいただきまして、さらに今回2回目の補正予算計上ということでございます。

これにつきましては、私どもとしては商工会、あるいは周辺のいろいろな情報収集する中でお店を開きたいとかそういった相談、あるいは空き店舗を探しているとか、そういったような情報もありながら、今回基本的には数件のそういった今後こういう形で継続されないのかというようなことで、私どもとしましては、こういったコロナ禍で相当厳しい商業環境の中にあってもそういった新たに本別町に店を開いていただくということは、こういったチャンスは是非とも応援したいという趣旨もございまして、今回

計上させていただいておりますけども、大住議員御心配されるような最初から決まっているということではなくて、今広報のほうでも実際公募かけておまして、実際しっかり計画書が上がってきて、これまでも説明させていただいておりますが、金融機関ですとか会計士さんとかで構成する審査会にかけて計画の妥当性、そして、そういったものがしっかり店が整備されまして、初期の目的が果たされたのちに、そういった執行していくというようなスタイルで考えております。

そちらともう一つ、御心配されている工期の関係でありますけども、基本的には年度内執行ということで年度内にしっかり完成するかどうかということも含めてですね、計画の中で判断してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 今、担当課長のほうから細かく説明を受けました。

皆さんベテランの課長さんばかりですから、当然わかっていると思うのですが、いくらコロナ禍と言いながら上がってきたからと、これはもう原資は全部税金ですから、透明感を持ってやっていただきたいというのは当たり前の話。でも、当初から見えてなくて、今回補正で上げてきたと、年度内に間に合いますということですが、これから審査をするという解釈でよろしいのですか。その審査するメンバー、差し支えなかったら何人いてどういうメンバーが入っているかだけお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 御質問にお答えいたします。

審査会でございますけども、町内のメンバーということで副町長を審査会の委員長といたしまして地元金融協会から2名ということで実質は町内にあります金融機関の支店長さんを2人、それから会計士の資格を持った方1名、それから商工会の経営指導員が局長も入れまして3名、そして私ども事務局と、それからオブザーバーといたしまして総務課長と住民課長に入らせていただいているメンバーで構成しているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） どうせ答弁いただくのでしたら、総勢何人ということだけ教えていただければ非常にありがたかったのですが、これは予算通ってから1回目のそういう会合開いて、物も見せていただいて、それから判断するという解釈でよろしいのですね。行き違いがあったら困るので簡単な質問で申し訳ないのですが、その辺だけ重複するかもしれませんが再度お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど構成メンバーでございますけども、副町長以下ということで説明させていただきました数え間違いがなければ、オブザーバーを入れまして9名で構成しているということでございます。

それから、今大住議員お見込みのとおり、基本的には計画が出てから審査を加えながら、その妥当性について判断させていただくということでございますので、御理解

のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今回の補正は、大きくほとんどコロナ関係で減額が主かなというふうに思っていますけど、一般質問でも申し上げたとおりなのですが、もしそういう積算をしていけばの話なのですが、この減額分をどのような形で今後活かすかという意味での考えの一つに使い方とかいろいろ考えるべきかなというふうに思っていますけども、その辺の積算とか考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 御質問にお答えをいたします。

まず今回の補正の中で、コロナの影響によりまして事業の中止等で減額している額ですが、総額で2,500万円程度でございました。今後の関係でございませけども、今回それら減額をして最終的には財政調整基金で積み立てておりますけども、例えば年度内に必要な場合もございませしょうし、あるいは来年度必要な事業も生じてくると思いますので、そういった場合に活用できるように考えていきたいと考えております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号令和2年度本別町一般会計補正予算（第17回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号令和2年度本別町一般会計補正予算（第17回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 2時38分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第87号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第87号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第87号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う会議等の中止、国民健康保険運営協議会の書面会議での開催などが主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,913万1,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費15万7,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による国民健康保険事業に伴う会議等の中止によるものであります。

節3段目の17節備品購入費2万2,000円の増額補正は、国民健康保険団体連合会と連携しております医療系システム端末の無停電装置を購入するものであります。

下段の3項1目運営協議会費、1節報酬から8節旅費の総額10万6,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により国民健康保険運営協議会を書面会議に、また、会長等の研修会の中止によるものであります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分から2節介護給付金分現年課税分の総額28万9,000円の減額補正は、歳入歳出の調整によるものであります。

以上、議案第87号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について、提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第88号

○議長(高橋利勝) 日程第10 議案第88号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長(久司広志) 議案第88号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、システム改修、後期高齢者医療広域連合納付金の確定などが主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,198万8,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですけれども、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費2万3,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、後期高齢者広域連合に組織する市町村連絡会議が書面会議に変更になったことによるものであります。

下段の2項1目徴収費、12節委託料61万1,000円の増額補正は、地方税法改正により住民税の基礎控除額が見直されたことに伴うシステム改修になります。

下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金107万3,000円の減額補正は、事務費及び保険料軽減の補填額確定によるものであります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですけれども、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金49万6,000円の減額、その下、2節その他一般会計繰入金11万1,000円の減額補正は、歳出で説明しました事務費及び後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものであります。

下段の6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金12万2,000円の増額補正は、歳出で説明しましたシステム改修に伴う補助金であります。なお、補助率は20%になります。

以上、議案第88号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)に

ついて提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第88号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第89号

○議長（高橋利勝） 日程第11 議案第89号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第89号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助金及び事業執行見込みによる調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,540万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料168万7,000円の増額は、令和3年度介護保険制度改正に伴うシステム修正を行なうものです。

次の18節負担金補助及び交付金40万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、介護人材確保策として実施予定であった、ほんべつ福祉セミナー

を中止したことによるものです。

次の3款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、12節委託料15万円の減額は、介護予防及び健康作り事業の一環として、予定していた健康講話を、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止したことによるものです。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目1節事業費補助金92万円の増額は、歳出で説明しました令和3年4月施行分の介護保険システム改修に伴う国庫補助金の確定によるものです。

次の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金15万円の減額は、地域支援事業の減額にともなう調整です。

3節その他一般会計繰入金36万3,000円の増額は、国庫補助金の確定に伴う事務費分の調整であります。

以上、令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第90号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第90号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第8回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第90号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第8回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定、居宅介護支援事業所における新型コロナウイルス

ス等による感染予防対策のために必要な経費の増額、その他は執行見込み及び執行残の係数整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,171万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開き願います。

2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、2節給料3万9,000円の減額、3節職員手当等20万5,000円の減額補正は、人事異動による減額及びパート職員の勤務実績増に伴う期末手当の増額によるもの、その下段、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費、14節工事請負費、施設改修工事20万円の増額及び17節備品購入費、事務用備品、パソコン周辺機器14万8,000円の増額補正は、総合ケアセンターにWi-Fiを導入することにより、リモート会議等の環境を整備するものであります。その他につきましては執行見込による調整であります。

戻りまして3ページ、4ページをお開き願います。

1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金237万4,000円の減額補正は、歳出で説明しました事業執行見込み及び前年度繰越金の増額により調整するものであります。

次の5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金102万3,000円の増額補正は、令和元年度決算の確定によるものであります。

次の6款諸収入、1項1目1節雑入、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金34万8,000円の増額補正は、歳出で説明しました総合ケアセンターにおける感染予防対策経費に対し、交付されるものであります。

以上、令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第8回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 歳出5ページ、6ページでございます。

1款の1目17節備品購入費のうち、車両、福祉車84万2,000円の減額がございますが、こちら理由や内容等についてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 質問にお答えしたいと思います。

車両、福祉車両の部分の減額補正でございますが、見積もり合わせ3者で行なっております。そこで企業努力というような形になろうかなとは思っておりますが、その部分

で減額というような形となったと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） これ福祉車両のスペックと言いますか、どういう車格のものとか、車のイメージが沸くようなものを簡単にで構いませんのでお伺いします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 3時08分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） お答えしたいと思います。

今回、車両購入したタイプといたしましては、スーパーロングハイルーフということで、大きな車両とはなるのですが、排気量は2,700、4WDということでなっております。

内容としましては、当然福祉車両ということでリフト、車いすが乗りやすいような形の設備が設置されているというタイプとなっておりまして、車いす、あとストレッチャーが同時に乗るようなタイプとなっております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第90号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第8回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第8回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第91号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第91号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第91号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では配水管等施設の修繕料の増及び事業執行残による減額、歳入では前年度繰越金確定による増が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億333万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、26節公課費4万9,000円の増額は消費税納付額の増によるものです。

2目維持修繕費、10節需用費56万1,000円の増額は、漏水や防除施設の修繕により支出が増えている状況で、今後の漏水や施設修繕を見込み、これらに対応するため増額補正するものであります。そのほかのものは執行残による減額になります。

上段の1、歳入ですが、2段目の4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の183万3,000円の減額補正は、収支の調整によるものです。

5款1項繰越金、1目1節前年度繰越金の219万3,000円の増額は、前年度の繰越金の確定によるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正であります。1、変更、内容といたしましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

事項、本別町水道施設維持整備業務委託1,575万円を1,542万9,000円に変更するものであり、期間は変更ございません。

以上、令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、債務負担行為補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第92号

○議長（高橋利勝） 日程第14 議案第92号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第92号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では国庫返還金確定による増、歳入では前年度繰越金確定による増及び消費税の還付による増が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ181万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,345万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、22節償還金利子及び割引料4万2,000円の増額は、令和元年度の機器更新工事により取り外した機器の鉄くず売払いの国庫補助金返還金額の確定によるものです。そのほかのものについては執行残による減額になります。

4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の686万1,000円の減額は収支の調整によるものです。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金の364万7,000円の増額は前年度繰越金の確定によるものです。

6款諸収入、2項1目1節雑入139万8,000円の増額は令和元年度確定申告による消費税還付金額の確定によるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正であります。1、変更、内容といたしましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

事項、本別町下水道管理センター維持整備業務委託1億1,022万円を1億553万4,000円に変更するものであり、期間は変更ございません。

以上、令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、債務負担行為補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第92号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第93号

○議長(高橋利勝) 日程第15 議案第93号令和2年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長(坪忠男) 議案第93号令和2年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、執行残及び執行見込みによる減額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和2年度本別町水道事業会計予算。以下、予算という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は54万円減額補正して、収入の総額を1億5,492万円とするものです。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は54万円減額補正し、支出の総額を1億5,492万円とするものです。

それでは、予算説明書により主なものについて御説明いたします。

4ページ、5ページをお開き下さい。

収入ですが、第1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金56万2,000円の減額は、収支の調整による一般会計補助金であります。

4目雑収益2万2,000円の増額は公用車の売払い額確定によるものです。

次に、支出ですが、いずれも執行残及び執行見込みによる減額になります。

1 ページにお戻りください。

中段、資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中6,432万7,000円を6,412万8,000円に、6,240万7,000円を6,232万6,000円に、192万円を180万2,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款資本的収入では、事業費確定により、第1項企業債で110万円減額補正して、収入の総額を973万6,000円とするものであります。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は129万9,000円減額補正し、支出の総額を7,386万4,000円とするものです。

補正の内容は執行残によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

債務負担行為。

第4条、予算第6条に定めた債務負担行為の限度額を次のように改めるものであります。

内容といたしましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

事項、本別町水道施設維持整備業務委託5,318万7,000円を5,221万8,000円に変更するものであり、期間は変更ございません。

企業債。

第5条、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

内容といたしましては、起債事業の事業の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的、配水施設整備改良事業の限度額720万円を610万円に改めるものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

2 ページをお開き下さい。

他会計からの補助金。

第6条、予算第11条に定めた補助金の金額を56万2,000円減額補正し、2,538万6,000円に改めるものです。

以上、令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 3ページにございます、雑収益で2万2,000円の計上がございます、説明書4ページ、5ページでございます。

その他雑収益で、財産売払い収入で公用車の売払いですよということで2万2,000円の御説明をいただいたところでございますが、こちらの車種や内容等が分かるようなもの、それをどちらにどのような方法で売払いされたのか、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 小出建設水道課課長補佐。

○小出勝栄（建設水道課長補佐） お答えいたします。

売払った車両につきましては、平成6年登録車で26年経過しているカルディナバン

であります。

それで、売払いに際しましては、一般的な公売ではなくて、古物商3者による見積もり合わせにより売却しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） これ、公用車の売払いの際に、見積もり合わせで売却する際、例えばその登録業務についての責務はどのようになっているのかとか、あとはリサイクル料金、これは国に前もって預託しているものでございますけども、この辺の取り扱い、または車検残があるものであれば、自賠責や重量税の還付等について、この辺についてはどのような取り決めになって売買されているのか、当該車両についてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 小出建設水道課課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） お答えいたします。

当該車両は、昨年1月に、もう故障しておりまして、その車両につきましては抹消手続きをしまして、保険も更新していなかったため今年度の費用は発生していない状態にあります。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 今御答弁いただいた中で、一部漏れがありますので御指摘ということで発言させていただきますが、すでに抹消していたのだよという御答弁いただきましたので、それは本町においての責務において抹消登録済みの車両を売り渡したということは理解いたしました。私お伺いした中でリサイクル券、これはこの車両についても車検更新していたのであれば、必ず前もって預託しているものでございますので、このリサイクル券についての御答弁が漏れてございますので、改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時32分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小出建設水道課課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） お答えいたします。

リサイクルの関係なのですが、リサイクル法が制定された時の直近の車検の時に納めております。売払いの時にリサイクル券も一緒に渡しております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） では、その売払いの契約に、この2万2,000円の中にリサイクル料金も含んだ状態でお渡しするということが明文化されているという理解でよろしいですか。というのも、概ねこの平成6年のカルディナ程度の車格であれば、概ねですよ、装備エアバックがあるなしとかによって変わりますけども、概ね1万円前後は本町で国に預託していると思うのです。本来売払えば、その分は車両の売買とは別に取り引きされるのが通例なのですが、本町においてはそういう特別な契約によって売買されているという理解でよろしいですか。この2万2,000円に、その約1万円前後くらいの

リサイクル料金も含んだ売買契約になっているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 3時34分 休憩

午後 3時39分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小出建設水道課課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 契約書は省略できるので、契約書にはそういう記載はないのですが、売却時に見積もり依頼の時に口頭で説明して、含んで値段をつけてもらっています。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第94号

○議長（高橋利勝） 日程第16 議案第94号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 議案第94号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入では、上期実績に基づく外来収益及び繰入金の変更、収益的支出では経費の調整、また、資本的支出は感染症検査用器械の購入が主な内容でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を2,048万円減額、第2項医業外収益を1,500万円増額し、収益の合計を11億1,

225万円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を194万7,000円減額し、費用の合計を12億5,699万5,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、3,976万8,000円を4,124万1,000円に、3,679万6,000円を3,813万5,000円に、297万2,000円を、310万6,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するもので、支出の第1款資本的支出を147万3,000円増額し、1億5,869万6,000円とするものであります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益、1項医業収益、2目外来収益3,548万円の減額につきましては、上期の実績を勘案し補正するもので、当初予算と対比いたしますと、外来の1日平均患者数は約18.1人減の149.9人で、現行予算を下回る状況と見込まれることから、今回減額補正するものであります。今回の補正後数値を、前年度決算と比較いたしますと、外来は1,298万8,000円の減で、入院・外来収益の決算見込みは6億7,887万5,000円となる見込みでございます。

3目その他医業収益、3節一般会計負担金1,500万円増額及び下段の2項医業外収益、3目負担金交付金、1節一般会計負担金1,500万円の増額は、外来収益の決算見込みの状況を踏まえ、一般会計から繰入れを行なうものであります。

次に、支出、1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費、11節修繕費68万1,000円の増額は、消防設備の修繕及び給食用の食器消毒保管庫の修理によるものです。

15節委託料262万8,000円の減額は、決算見込みによる調整を図ったものでございます。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、3目固定資産購入費147万3,000円の増額ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症簡易検査装置を1台整備するものでございます。

以上、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

石山議員。

○4番（石山憲司） 5ページ、6ページの最後のところでございます。

支出の3目固定資産購入費の検査装置ですか、これについて具体的にお聞きしたいと思っております。

PCRではないと思っておりますので、抗原を対象とするのか、抗体を対象とするのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 今回購入いたします、整備いたします器械につきましてはPCRの装置でございます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） PCRということになりますと、当然技師さんとかそのような者を付随して必要となりますが、その辺のマンパワーと言いますか、人材的なもの、それからそれに伴う薬剤的なものの補正というのは、どのように考えているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） まず、人材でございますけども、当院の発熱外来に患者さんに受診していただきまして、その中で当然当院の医師、看護師が発熱外来を対応いたします。その中で、PCRの医師の判断に基づきまして、必要であればPCRの検査を行ないます。

薬剤関係につきましては、この専門の器具に、簡易の器具でございますが、必要な検査用具を合わせて購入することになります。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） PCR検査というのは、新聞等によりますと時間的なものですね、ポリマーゼ連鎖反応でございますので、通常新聞等では6時間ほどかかると。そしてそのために皆さんも新聞等で御存じだと思いますけども、2月、3月で初めて出た時にPCR検査は日本で極めて遅かったわけでありまして。その時の厚労省の発表では、技師がいない、器械はあっても日本では扱う技師がいなかったということが大変問題になっておりました。

今回、PCRの検査機自体がすでに変わってきてはいますけども、どれくらいの時間で、精度は7割、偽陰性、偽陽性を含めまして確率的には7割は間違いないということになっておりますけども、今度の機器についてはそのような規格と言いますか、そういうものは理解されているのか否か、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） まず、時間でございますが、今回の検査は結果判定まで13分ということになっております。あと、精確性でございますが、陽性一律93.3%ということございまして、こちら100人の陽性患者さんを検査した場合、そのうち93人の陽性を検出できるというようなことになっております。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただ今の資本的支出の中、この感染症簡易検査機の中でもう一つお聞きします。

先ほど、医師の判断のもとということをおっしゃっておられましたが、保健所の許可はいらないと、医師の判断で疑いがあるという場合、本別町国民健康保険病院で検査をしてお知らせすることができるということなのではないでしょうか。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 今回の検査につきましては、今手続き中ではございますが、国、道との行政検査の委託契約を結びましてであれば、当院の医師の判断のもと、保健所の許可等は必要としないということで理解しております。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） その場合ですけれども、今いわゆる自ら検査を受けたいという時は4万円前後かかるのかなというふうに思うのですけれども、その場合の自己負担と言いますか、おいくらくらいかかるのか。もしくは、こういった装置を導入して、検査をできるのはいつくらいになるのか、お聞かせ願います。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） まず、検査はいつ頃からできるかということでございますが、これから器械、本日の補正予算で承認いただければ、すぐ発注して早ければ年内中に検査の納入ができるのかなというところで考えているところでございます。

あと、検査の対象となる方でございますが、当院の現在の考え方といたしましては、症状のある患者さん、発熱外来を受けていただいて、当然発熱外来を受診する際にはそういった疑いのある症状の出ている方についてのみ検査するというところで実施の予定でございます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） その場合、値段のほうは、自己負担の4万円前後かかるということではよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 私の説明不足だったかもしれません。

症状のない方、自分で希望される方への検査は現時点では行なわない予定でございますので、当然料金はそこでは発生はいたしません。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日12月2日から7日までの6日間は休会であり、12月8日午前10時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、本日から12月3日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦勞様でした。

散会宣告（午後 3時55分）

令和2年本別町議会第4回定例会会議録（第2号）

令和2年12月8日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝 | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
| | 1番 | 水谷令子 | | 2番 | 柏崎秀行 |
| | 3番 | 梅村智秀 | | 4番 | 石山憲司 |
| | 5番 | 篠原義彦 | | 6番 | 大住啓一 |
| | 7番 | 山西二三夫 | | 8番 | 黒山久男 |
| | 9番 | 方川一郎 | | 10番 | 阿保静夫 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| 町長 | 高橋正夫 | 副町長 | 大和田 収 |
| 会計管理者 | 花房永実 | 総務課長 | 村本信幸 |
| 農林課長 | 篠原順彦 | 保健福祉課長 | 飯山明美 |
| 住民課長 | 久司広志 | 子ども未来課長 | 大橋堅次 |
| 建設水道課長 | 坪 忠男 | 企画振興課長 | 高橋哲也 |
| 老人ホーム所長 | 前 沸清治 | 国保病院事務長 | 藤野和幸 |
| 総務課主幹 | 上原章司 | 建設水道課主幹 | 宮崎恒一 |
| 建設水道課長補佐 | 小出勝栄 | 総務課主査 | 石川雅康 |
| 教育長 | 佐々木基裕 | 教育次長 | 阿部秀幸 |
| 社会教育課長 | 高橋 優 | 農委事務局長 | 倉崎景一 |
| 代表監査委員 | 畑山一洋 | 選管事務局長 | 村本信幸 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

- 事務局長 三品正哉 総務担当主査 越後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員会報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 報告いたします。

意見書の取扱いについて申し上げます。

本日まで2件の提出がありました。核兵器禁止条約の批准を求める意見書、インターネットによる誹謗中傷を防止する対策を求める意見書、以上2件の意見書については、最終日の本会議で審議する運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで、議会運営委員会報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

6番大住議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

冒頭に、今年に入ってから続いている、いまだ経験したことのない新型コロナウイルスによる感染症に対し、日夜御尽力いただいている医療関係者の皆様へ敬意と感謝の意を表します。また、不幸にも感染症により亡くなられた方々、現在も治療されている方々に御冥福をお祈りし、お見舞い申し上げます。

それでは、1問目、農林業の振興についてお伺いいたします。

なお、本質問と後段の篠原議員との質問の重複のないよう留意したいと思っております。

本題に入ります。本町の基幹産業である農林業の振興は、コロナ後の町民生活の充実や町発展の礎になるものと認識しています。

現状の把握と今後の施策について考え方をお伺いいたします。

1点目でございますが、今年の作況については、おおむね平年作との認識でございますが、てん菜の糖度がやや低い点や小豆の価格下落など、関係機関、特にJAとの連携はどのようになっているかお伺いいたします。

2点目の基盤整備事業、特に暗渠排水事業については、昭和30年代前半より継続的

に実施していますが、近年の農業機械の大型化等により再整備が求められていますが、現状の計画内容と今後の見通し、さらに幹線排水路の再整備について考え方を伺いたします。

3点目の農業の人手不足は全国的に懸念されていますが、他業種、例えば建設業関係の労力を農作業などに充てることなど、見解と考え方を伺いたします。

4点目の林業の振興は、川に清流をもたらし、流域の畑を肥沃にする国土保全上重要な産業でございます。現在、コロナ禍において民有林の維持管理体制と約1,000ヘクタールの町有林の現状とコロナ禍の影響の有無について伺いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員からの農林業の振興についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、今年の作況状況についての御質問であります。

本年の気象につきましては、春先から6月中旬まで降水量が少なく干ばつ傾向でありましたが、作物の成長は順調に推移をしています。8月に入り、高温少雨で推移したことで干ばつによる影響を受け、豆類ではさやの数が平年並みでありましたけれども、粒径が小さく、馬鈴薯では芋の数が少ないということではありますが、1個当たりの重量が重く、でん粉質が高いという結果になりました。飼料作物や牧草はやや干ばつの影響を受けたものの、デントコーンにつきましては成長もよく、収量を確保できたところであります。

本町の今年の農業生産は、畑作物は平年作の収量を確保しているところでありますけれども、需要の落ち込みにより、御質問にありましたように、小豆の価格が昨年よりは下がっている状況であります。てん菜につきましては、暖冬傾向で寒暖の差が少なかったこと、また、収穫時期に直前の雨による影響で、11月末現在では平年より糖分が低い状況となっておりますが、生産者の方々の適切な圃場の管理の下、よい出来秋を迎えることができたと考えています。

J Aとの連携につきましては、本別町農業政策懇談会、また本別町営農指導対策協議会にて情報を共有させていただいています。

2点目であります。

基盤整備事業につきましては、近年の農作業機械の大型化によりまして作業効率が図られておりますが、その一方では、畑に負荷がかかり、水はけが悪く、生育不良を起こしているなどから、道営畑総事業において整備を計画しています。明渠排水につきましても、多くは昭和50年代から整備を進めてきていますが、老朽化などによりまして、機能診断を行ない判断をしています。

また、簡易な補修や維持管理につきましては、地域での多面的機能の交付金を活用していただき、大がかりの整備につきましては、国・道の補助事業を活用して計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

3点目であります、農業の人材不足につきましては、J A本別町によるコントラクター事業やTMRセンターの稼働によりまして運輸業との連携や、北海道糖業では春先ビートの苗を各圃場へ運搬する人手を建設業界と連携している状況であります。

いずれにいたしましても、本町の基幹産業である農業を中心とした経済を担っていただいております運輸・建設業と関係機関で、今後も必要な情報を共有しながら取り進めてまいりたいと考えております。

4点目の林業振興についてでありますけれども、議員からも御質問のありますように、森林は国保保全、水源の涵養、また地球温暖化防止など、公益的機能を持つことから、私たちの生活には欠かせない森林であります。

民有林の整備につきましては、国・道の補助に上乘せする形で、本別町から独自の補助をさせていただいて森林所有者の負担軽減を図り、事業を進めているところであります。

また、町有林につきましては、16団地、約1,000ヘクタールの森林を管理していますが、資源の循環利用が可能な森づくりを目指し、適正な管理に努めております。

コロナ禍による影響でありますけれども、民有林、町有林の整備事業に対しましては影響がなく、計画どおり進めております。上半期の木材需要状況ですが、合板工場など原木の受入れを制限し、価格の低下も一時見られましたけれども、現在は木材需要も回復し、価格につきましても戻りつつある状況で、今後も関係機関と情報共有し、取り進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） ただいま町長のほうから細かく御答弁いただきました。

先ほども申したように、2点目の基盤整備事業、特に暗渠排水については、後段の議員のほうから出てくるといことがございますので、これに関する再質問は控えたいと思います。

再質問させていただきますが、まず一つ目でございます。

基盤整備を行なう上での排水の関係でございます。暗渠排水の事業計画だとか実施面積については、後段から出てくるといと思いますが、排水の再整備の考え方は幾らお金をつぎ込んでも暗渠排水の水が落ちなければ、落ちるといのは排水で処理できなければ、これは何の効力もないということにつながります。

今、町長の答弁もありましたように、基盤整備事業についても、昭和50年代、40年代後半からですか、大きな排水、国営明渠排水、道営明渠排水等々が美里別、勇足含めて済んでおりますけれども、その老朽化は、もう今の御答弁もあつたように、土砂はたまっている、断面は確保されていない、大型機械で潰れているような状況ということでございますので、これは何としても早急に、今、暗渠排水の計画があるようでございますから、何としても進めるべきでないかと、かように思っているところでござい

す。

それに関連いたしまして、全体に関わることでございますけれども、一般会計における農業予算でございますが、この部分については、町長が就任された平成9年には、農林水産業費が10億5,000万円ほどですね。20年前の平成12年は、いろいろな事業があったと思いますが23億6,000万円ほど、これは一般会計も大きかったのですが、率が2.2%ほど含めているということでございます。10年前の平成22年は5億5,000万円、今年当初では5億8,000万円、一般会計に含める率は8.5%でございます。

これは、財政状況が極めて悪いというのは我々も理解してございますけれども、冒頭からお話ししておいて、本町の基幹産業である農林業に対しまして、もう少しメリハリのついた事業費を充てるということができないのかということでございます。

林業については、今御答弁もありましたように、価格が一旦下落しているようでございますけれども、すべからなく民有林、町有林については整備等々が進んでいるようでございますので、何とでも農業関連の予算、町長の答弁にもありましたが、政策懇談会等々があるようでございます。これからJAのトップとも会談をするように聞いてございますけれども、その中で、何とでも農業振興基金が1億円を超えるという状況になってございますので、その部分を充てて、何とか基幹産業の充実に充てることのできないのか、その辺の考え方を伺いたします。

来年に向けては、今お話ししたとおりでございますけれども、農協との協力関係、職員の交流も含めて、どのように考えているのかということと、やはり農業でございますから、ある程度の職員の中でも一定のエキスパートといえますか、育てるといえますか、そういう考え方があるのか、2点ないし3点になろうかと思いますが、再質問いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、一般会計の占める農林予算が少なくなったということではありますが、大住議員も、現役のときに大きな事業をやった経過も経験もあるはずでありますから、よく御承知と思っておりますけれども、当初それぞれ基盤整備含めて10億円ありました。20億円を超えたというのは、北海道のパワーアップの事業です。5%で大きな事業をやれということでもありますから、これの補助含めて大きな、北海道の本当に、あの頃、予算大丈夫かというぐらいな大きな補助事業があったということで、それを併せて本町もこういうふうになりました。

近年は、それぞれ農業関係団体含めてしっかり懇談していますし、また、政策要望などもありますけれども、その中では基盤整備は順次、利別川から先の事業は仙美里側から勇足側と分けて、それぞれ道営畑総事業で大きな事業を進めてきていますし、また明渠排水もしかり、暗渠排水もしかりですから、基盤整備はしっかり進めていきますので、取り上げて大きな財源が必要とするような事業はありませんし、また、それぞれ個

別的に、例えば牛舎の建て替えだとかというものについても十分に対応できていますし、また農業機械の導入などを含めても議会に提案して御案内のとおりでありますけれども、順次必要なものは全て対応させていただいておりますので、予算が総体に占めるのが少ないということが農業振興にはなっていないということではありませんので、その辺を十分に農業者の皆さんや農業関係団体との連携を取りながら予算措置はできているということを御理解いただきたいなと思います。

また人事交流であります、特に今地籍調査ですね、それぞれ農協からも人材を派遣していただいて、本町と協力しながら地域調査を進めるということでありまして、今準備段階ですので、事務的な処理含めて進んでおりますので、今後とも必要な人事交流など含めてはしっかり、特にJAですね、関係含めて実施させていただきますし、またこの後、実施に移ると大きなそれぞれ事業ですから、人も含めて必要となっておりますので、農業振興全体含めて、それらの連携をしっかりと取りながら、本町の基幹産業の農業をしっかりと取り進めていくために全力を尽くしていくということで、それぞれ協議をしていただいておりますし、また併せて農業大学校とか、それぞれ交流、また人材の、また農業的な技術の導入なども含めても、それぞれ関係団体含めて情報共有しながら、しかるべき農業政策を循環型農業含めてしっかりと対応していくという協議もさせていただいておりますので、そういうことで、これからも現場を第一にしながらしっかりと進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） ただいまの御答弁で、基幹産業であるから進めてまいるのだというような、大きく言いますとそういう内容かと思いますが、それは町長がいろいろな執行方針だとか、折々の行政報告等々で出ております。今年は、特にコロナの影響があって町全体の影響、これは金銭的な影響も含めてでございますけれども、大きいということでございます。

その中で、やっぱり産業を守るということは大事なことでございますので、政策懇談会等々については、これから行なうのかなと思いますけれども、先ほど話をさせていただいたとおりでございますけれども、その中で、やはり目途として積んでいる農業振興基金というのがございますものですから、それは1億円全部使うということではなくて、有効な手段で、基盤整備事業は補助事業の中でできますけれども、排水路等々については、補助から外れる分等々については、やはりそういう町のせっきく大きな目標を持っている基金でございますので、その辺を使う考え方はJAのトップとよく話しして進めてまいっていただければと思うのですが、再度その辺の考え方を伺いたいと思います。

それと、4点目に林業の話をさせていただきましたが、林業は、町長の御答弁にもありました。これは国を守る上で大きな話をしますと、大きな産業で、これは誰しもが認

めるところでございます。いろいろな事業体系等々も進めているところでございますけれども、逆に言えば、林業というのはこれからも労力等々も生み出す大きな産業でございます。この辺の考え方、例えば林業の大学校というのが北海道にできているようでございますけれども、その辺から人材を求めて、また一般の方々を求めて、林業振興に役立てる気があるのかなのか、この2点について再々質問になろうかと思っておりますが、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再々質問の答弁をさせていただきますけれども、まず、農業振興でありますけれども、この基金を農業のためにしっかり積んで、いざというときに、また特別対策が必要なときに、この基金を活用して人材育成や新規就農含めてということで、これは農協とそれぞれ資金を出し合っているのですが、使う目的はそれぞれきちっと明確にしながら、それを支出するときにはお互い協議しながら、その目的に沿った拠出ができるかということも協議しながら、これは活用させていただきます。

今年も、ちなみに議会にもそれぞれ提案させていただきましたけれども、鹿柵が予定よりも国の予算がつかなかったと。それで中途半端に終わるわけにはいきませんので、その後の補充を、鹿柵をきちっと整備できるように農業振興基金を活用しながら対応をしていくということで、本来、鹿柵は農業振興基金の中には普通は入っていない、別枠で入っているのですけれども、こういうときですから、それもしっかりと農業者のため、またそれぞれの圃場を守るためにやっぴいこうということでありますから、そういう目的ではこれも使わせていただくということで、常に農協とは十分に協議をさせていただきますながら進めています。

政策懇談会も、実は実施しているところでもありますけれども、特別今年も、今一番目的とするところは、特にということではありませんが、コロナ禍でも、先ほど答弁させていただいたように、農作物が総じて平年並みということです。若干小豆が、去年から見るとかなりの価格の差でありますけれども、総じて農業全体は平年並みということで、特別対策をどうこうという話にはなっていないのが現状であります。

また、排水の整備でありますけれども、先ほど少し答弁させていただきましたけれども、大きな事業につきましては、国と道の補助事業の道営畑総で、今やっているものでもありますけれども、簡易なそれぞれ明渠や排水については、多面的機能の交付金となつて、少し減ったのですけれども14地域で、地域地域で管理していただいて、よく議員の中にも直接やっていただいておりますから、規模によっては何百万円という交付金が出ているのです。地域の草刈りだとか、いろいろ含めて環境整備をするというのは、国の補助事業含めて、それは地域の中で対応していただいているということでもありますので、役場でも大きなものは国・道の補助を活用しながら、また簡易な日常的に管理するものについては、多面的機能でしっかりと管理していただくということになっておりますので、それも十分に活用して、今後も整備をさせていただきたいと思っております。

あと、林業の関係であります。これは当然、林業は私どものところもよくお話ししたのは、北海道も森林を整備する自立した養成ということで、大学校的なもので、それこそ北の森づくりカレッジを造りました。定員40人ということでもありますけれども、なかなか40人までいきませんが、このことが今後の北海道、強いて言えば林業の民間含めて、技術者の指導等を担うそれぞれ人材を育成するということでもありますから、これもそれぞれみんな拠出金を出しながらということでもありますから、当然のように全道的に人材をフルに活用できるように、また縦横無尽に働いていただけるような環境をつくるようにということで、誰しもが求めている人材養成でありますので、その辺も今後ともしっかり連携を取りながら、今本当にそういう対策をしなければ今後林業に対してしっかり見識を持った人材が育たないというような懸念もありますので、そういうことでは、北の森カレッジがその役を十分に果たしていただけるということも含めて私どももしっかり連携しながら、人材育成に努めていきたいなというふうに思っています。

以上申し上げて答弁とします。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 林業の関係については、町長がおっしゃったようなことで、大きな概念があって、それで結構かと思うのですが、一つ考え方がかみ合っていない部分は、私が言っている排水の再整備というのは、今、町長がおっしゃったのは、私の聞き違い勘違いだったらあれなのですが、昔の事業でいう農地・水で地域でやっている部分でやれる範疇を超えているという部分です。それでいながら、なおかつ道営の事業がそのこの地区にかぶってきても土砂上げだとか一部断面を大きくする部分については、事業採択にならない可能性があるという部分については、町独自の事業を進めて、やはり農作物を少しでも多く、少しでもよい作柄をあげるということが最大の目的でございますので、その辺を今年は鹿柵をやったということでございますけれども、これから詰めるようでございますけれども、その辺の認識を農地・水で金を配っているからその中でやってくれる、これは緑肥のヒマワリを植えたり、農道の草刈りをするような中身では追いつかないということで私は申し上げているのです。

ですから、事業採択になっても、この部分の土砂を上げるだとかそういう部分についてはならない部分、これは地域の人が泣かなければならないことなのです。それはやはり行政なり、農協なりで立派な目途として目指している農業振興基金というのがありますので、これは町独自で使えないにしても、農協のトップとよく相談をして、進めていくというのが本来の姿でないかと思うのですけれども、その辺の見解を再度伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大きな事業は、先ほど言ったように、国とか道とか補助的にありますけれども、簡易な地域で交付金で賄えないようなところは、重機の借り上げで町と

して直接対応させていただきますから、それは地域の要望を含めて、地域の交付金を道の絡みも併せて、それは対応していく。中には、事業を実施しない地域もありますから、そういうことも含めて、独自で無理なところ、また補助事業に乗らないようなところの土砂上げ整備は、順次町のほうで、単独で重機借り上げで、毎年整備をさせていただきますので、そのことはこれからもそういう方向も含めてしっかり、またそれを併せて、それぞれ大がかりにやっていけるところとか、それは現場を対応しながら整備させていただくことにしていきたいと思いますので、現状含めて担当のほうからちょっと答弁させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 現状につきましては、土砂上げにつきましては、町民の方から御要望をいただいている部分、先ほど大住議員からありましたとおり、暗渠排水の落ち口等その部分につきましては、道営事業の中でできる限り行なっている部分もありますし、その賄えない部分につきましては、町長のほうからもありましたけれども、重機借り上げ等いろいろな部分で、事業を活用できるものを活用しながら進めていきたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 次に、2問目のコロナ禍の下、行政の最高責任者としての自覚は、についてお伺いいたします。

道内において、1月末に新型コロナウイルスによる肺炎が確認されました。2月1日に指定感染症として、国難といえる状況の中で感染防止対策が続いております。本町の対策本部の動き、行政の最高責任者としての考え方をお伺いいたします。

1点目でございますが、新型コロナウイルス感染症対策本部の立ち上げ日、対策本部の構成メンバー、また、現在までの対策本部会議の開催回数はどうなっているかお伺いいたします。

2点目でございますが、町民の方々からの相談はどのように対応しているのか。これは、担当窓口や相談の返事でございますが、町民の方々への国や北海道からの情報伝達についてどのように手法を取っているのかお伺いいたします。

3点目でございますが、国のコロナ対策と併せて、町として対策を行なっているようですが、予算を伴わない部分、予算をとというのは、ゼロということはないと思いますが、当初から見ている印刷製本費の中だとか、現状の予算の中である程度クリアできるものも含めてということの意味でございますが、予算を伴わない独自施策をお伺いいたします。

4点目でございます。今週以降、札幌はもちろん東京圏においても第3波と称する感染が拡大し、国民全体が危惧されている矢先に、町長御自身が10月と11月の2か月間、11月は16日までの分でございますが、中で札幌、東京へ3回、帯広へ5回出張しております。特に11月9日から11月14日までの5泊6日で東京都及び札幌市

へ出張しております。なぜこの時期に感染拡大地域へ出張したのか、最高責任者としての自覚はあるのかお伺いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員の2点目のコロナ禍の下、行政の最高責任者としての自覚は、の質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目についてでありますけれども、本町におきましては、十勝管内初の感染者が確認された令和2年2月27日に、新型コロナウイルス感染症の対策本部を設置いたしました。11月末ですけれども、これまでに30回の本部会議を開催しているところであります。

対策本部の構成メンバーは、私、町長を本部長として、副本部長には副町長、教育長、国保病院の院長がなりまして、各課・部局長を構成部員とした21名の構成となっております。

2点目の町民の方々からの相談に対する対応でありますけれども、新型コロナウイルス感染症に関わる相談は、感染症に関することだけにとどまらず、保育や教育、経済対策、また施設利用など多岐にわたる相談が寄せられておりますことから、特定の相談窓口を設けることはせず、各担当部局においてそれぞれ対応をさせていただいているところであります。

寄せられました相談の中で、各部局間の共通認識が必要なものや協議を要するような案件は、対策本部会議において検討、対応しているところであります。

国・道からの情報につきましては、都度対策本部会議、また町広報紙やホームページを通じてお知らせするほか、啓発的なものについては、さらにチラシを作り、お知らせをさせていただいているところであります。

また、民生委員・児童委員の方々も高齢者の皆さんへの声かけをする中で、必要な情報提供、特に特別定額給付金のお知らせなどをしていただいているところでもあります。

3点目ではありますが、予算を伴わない独自施策についてですが、2点目とも重複いたしますけれども、感染予防対策についての町広報紙やホームページへの掲載、または同報無線を通じました啓発、職員が行なう予防啓発活動などがありまして、また地域福祉の担い手であります在宅福祉ネットワークでは、緊急事態宣言が解除された後、サロン活動の再開に向けて協議、また検討を重ねて、幾つかのネットワークにおいては参加人数の分散を図るなどの対策をとりながら、地域活動を再開しているところであります。

4点目の御質問であります。感染拡大が進みつつある地域への出張が重なったことから、危機管理の認識についての御質問だというふうには捉えておりますけれども、今年2月に感染が入ってから、道内において新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、特に2月下旬から人の流れが制限され、私に限らず、一般職の会議、または研修、人事交流など、また例年行われている道内、道外の出張はもちろんです、多くの会議の制限

がされるということで、書面会議や、またオンラインの会議などとなったところであります。その後、8月頃から感染症対策の徹底を図りながら、各種会議が徐々に開催されることになりましたが、現在においては、第3波といわれる感染拡大によりまして、一堂に会しての会合が見送りになっているところであります。

御質問にありましたように、私の10月、11月の出張についてですが、これは2月から実は7月まで5か月、間全く出張は取りやめになりました。全て書面会議だとか、オンライン会議で対応してきました。

春が過ぎて、その後5か月ぶりに7月に一度東京出張ということで、それぞれ一度だけでありましたけれども、その後また10月までは出張がないということでありまして、その後11月になって、それぞれ全国的な各種協議会、また北海道のコロナ対策や、さらに道路要望、また本町でいうと北見線の高速道路の要望、また釧路線の要望などが順次その1週間、また10日間に合わせたようにそれぞれ大きな会議、また新年度の予算要望が重なりまして、それも全員が行くということではなくて、十勝管内は特に各団体の役職についての町村長がおりますので、少人数で要望するというのをそれぞれ役割分担をしながら、この対応をしたところであります。

ちなみに、池北線でいうと足寄町も陸別町も一緒に活動しておりますし、港だとか漁協では広尾だとか豊頃などなど含めてあります。また水力発電だとかそういうものについては新得だとか、また、これは過疎連盟にすると鹿追町だとか更別町、また中札内村、士幌町、これら含めてあります。私のところは、特に防災関係が私の役割でありますので、それと十勝の町村会については、ほとんど書面の要請ということで終わりました。

特に10日から13日までの間につきましては、全国の防災から命のみちづくり道路だとか、さらにまたコロナ対策の緊急要望だとかと順次連日のように固まりまして、1日二つ、三つの要望ということで、そこに参加をするという要請の中で実は参加したところであります。

また、参加に当たりましては、特に例年は春と秋に国会議員や中央省庁の幹部の職に対して行なってきたところでありますが、今年度に限りましては、春季の要望活動は中止となりましたので、秋季につきましては、感染症対策として参加者の人数を最小限にするということの中で、各団体の役員を中心にした対応となったところであります。

また、参加に当たりましては、マスクの着用はもちろんですが手指の消毒、さらに建物に入る際には検温が必ず行なわれ、建物の内部での会話は控えるなどなど含めて、万一参加者にコロナの陽性が出た場合につきましては、他の参加者に連絡できるように参加者の電話番号の登録を行なうなど、できる限りの感染症対策を行なってきたところであります。

また、私が長期出張して不在ということにつきましては、これはこれらの事務的な決裁など含めて事前に打ち合わせを済ませながら、これも随時、副町長をはじめ、町の幹

部職員との連携を取りながら、これは必要な指示を行ないながら、町政の執行に支障がないように対処を取っているところであります。

このような中で、実に多くのそれぞれ各種会合、要望がありましたけれども、私が参加させていただいたのは、その中の約半数ぐらいの参加ということになりますけれども、中4日間ということになりました。10月から11月にかけて様々な要望で出張が重なったことは事実でありますので、新年度の予算要望、また緊急的なコロナ対策要望に必要な出張であったということも御理解いただきたいと思います。

感染症対策には、先ほども申し上げましたけれども、最大限配慮しながら町政運営に支障のないように万全の対処を取りながらの出席をさせていただいたということも御理解いただきたいと思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長から細かく答弁いただきました。

町民の方々への説明だとか、対策本部の設置した日だとか、それはもうみんな分かっていることで、答弁のとおりだと思います。対策本部を30回行なったということで今答弁がありました。

問題は、4点目の11月9日から14日まで、これは14日土曜日でございますが行っていると。中身ですね、町長は重要な話、私は何も、町長が出張することについて、行くとか、そういうことを申し上げているつもりはございません。町長が動く、村長が動く、市長が動くということは、これはそこに住んでおられる方のことを思っていることですから、これはあって当たり前でございます。ただ、状況を考えたときにどうなのかということでございます。

今、細かく自分の考えも含めて答弁ありましたが、9日から14日まで、私この間、情報開示させていただきましたが、用務の一つ目は、安全・安心の道づくりを求める全国大会、これは大会です。中央要請、これは道東道の北見地区、これは間違いなく足寄陸別間のことかと思うのですが、それと横断自動車道の釧路延伸、これは阿寒インターまでできておりますけれども、その延伸。それと災害の復旧促進、もう一つは治水事業の促進、この内容で出張されているようでございます。それと3点目でございますが、北海道高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業支援計画検討協議会だそうでございます。その及びとついでありますが、北海道地域医療介護組合確保基金検討協議会など出席のため、これは札幌の部分だと思うのですが、9日に東京に行って、13日に千歳空港に入って、札幌からJRで池田まで戻って、公用車運転の職員に迎えに来てもらっての5泊6日ということのようでございます。

これは、その間13日の日に、コロナの対策本部会議が開かれております。これはなぜ私が知っているかといいますと、ここにいる議員全部が事務局のほうからファクスをいただいております。本部会議で決まった内容。これは図書館のぶっくるを当分閉

鎖するだとか、そういう町の施設について止めるということの判断をされたということでございますので、事務局から私ども議員のほうに流れてきております。

町長が不在な場合でも副町長もおられますし、各担当課長がおりますから、仕事の中身的には何ら問題がないのかと思いますが、一般の業務であればですよ。ただ、大きな災害だとかこのコロナ禍の中で、最高トップがいない中でそういう判断をしているということは極めて異常だと思います。

それと、各新聞にありますけれども、14日までの間のこの週については、北海道においても第3波が7日の日に出てきております。第3波が予想されるのではないかと、そのぐらいの急激に増えているという数字でございます。結果、昨日の各マスコミを見ても、7日からもう第3波なのだという結果も出ております。このときに、その情報はコロナの本部会議等々で各課長方が情報収集していると思います。そのときになぜ東京の500人超えだとか、そういうところに出向いて行って、こちらに戻ってこないで、そのまま札幌に入ったという行程を組んだ部分、これは町長がおっしゃるように、いろいろな業務の中身ですから、それはそれとして考えますけれども。

その中で、災害ではないですけれども災害に類似したコロナ対策本部の会議を町長がお出にならなくて、出席されなくて、残った職員で対応して、我々議員のほうにまで知らせていただいていると。我々も町民の皆さんに相談されれば、それなりのお答えができるので非常にありがたい情報だと思っておりますが、その辺の大きな判断を下すのに最高トップがいない中で、そういうことを進めるということ自体が私はおかしいのではないかと。

再質問の冒頭で用務内容を述べさせていただきましたが、果たして、それが町民全体の皆さんのためになることが全部なのかと、私はいささか疑問に思っております。私が枕言葉で申しましたように、町長の出張に足かせするつもりはございませんが、こういう部分については、本人の自覚ということしかないのでございますから、その辺どうなっているか再度伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 一言申し上げますけれども、先ほども申し上げましたように、出張のときに、それぞれいろいろな事案などが含めて起きるときには、必ず副町長、また職員から協議をさせていただきながら、特に今回の対策本部の関係については、副町長から細かく状況報告もいただきながら、そして協議をして対策本部を開催するという判断をさせていただきますので、何日出張が続いても、本当に直接業務に支障を与えるようなことにはなりませんので、しっかりとその分については、特におっしゃっていただいているように、最高責任者として誤りのない方向を目指しながら職員と協議して、特に副本部長の副町長を筆頭にしながら十分に協議、打合せの中でこのような対応をさせていただいたところであります。

また、出張の中は、町民のためになるかということでもありますけれども、道路を例に

取っても、ミッシングリンクの解消、いよいよ来春までにとという方向性も含めて、また本別のインターチェンジということだけでも、そういう状況にはまだまだ整備が至っていないということを含めても、これが足寄陸別間が振興する状況を踏まえながら、本別のインターの整備も併せていく。それを併せて釧路の線もそういうことであります。それも全部本町に関わります。

また、防災に関しても、防災の新しい予算、特に強靱化計画などは、今年で制度が切れたわけですから、また今後、今まで3年間でしたが、今度5年間、ぜひ強靱化計画を立てていただいて、橋や道路や、またそれぞれ生活基盤整備ができるよう、多くの予算をつけていただくような要望も含めて、これは私どもだけがやっているのではなく、北海道と併せてやっていますので、北海道が第3波になりながらも、それは北海道の幹部職員、そしてまた知事も一緒になりながら、これらの要請も行なってきたりしているわけです。

先ほど言いましたように、要請に当たっては、全町村長が行きませんので、それぞれ防災だとか治水だとか土地連だとか併せて、そこの役員幹部の皆さん方が国の要請含めて少人数の中で要請に行くことで、その中の責任ある立場としてそれぞれ町村長がそこに選任されているということでもありますので、そういう中での要請でありますから、決してコロナ対策を軽く見たり、ないがしろにするような、そういう行為でありませぬので併せてそのものは十分に御理解いただきたいなというふうに思います。

あとは、先ほども言いましたけれども、これらの要請は、それぞれ今までは、できるものは書面会議含めてそれで対応してきたということでもあります。この時期になって、新年度の予算含めて、それぞれ力を入れて各団体、そしてまた北海道も含めて要請をしながら、少しでも事業が進むように、また安全安心の道づくり、そしてそれぞれ緊急コロナ対策含めて、それについてしっかり予算をつけていただくことの活動としておりますので、全て私どもの本別町にとっても、また北海道の暮らしにとっても大事な事業の予算要望であるということも併せて報告させていただいて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 当然、町長ですから今おっしゃったような形で町民の方々の生活の一つ一つになるであろう道路の関係、道の駅の関係、これは二十数年町長をやっておられますから、当たり前で分かっていることだと。私も、トップとしてそのぐらいの考えをするのは当たり前だと思っております。

再三申し上げているように、当たり前のことを議会という公の場で申し上げなければならぬというのは、なぜ予算獲得が大事だから、自分がそういう立場になっているからというだけで、そういうところに行ってしまうのか。これは何もなかったからいいということだけではないと思うのですよ。町長はそれを一番理解していると思うのですが。

やはり町のトップは、それなりの対応をすべく、担当課長では分からない部分、判断できない部分、申し上げにくいのですが、副町長でも判断に困ることがあれば、やはり最高トップである町長が、言葉が妥当でないですが、どっと構えて、一つ一つのコロナに対する案件、ほかの案件も出てくるでしょう。そういうことをこの時期に行なったらどうだったのでしょうかということなのです。

これを、役がついているから東京に行って、道の駅が、インターチェンジが、それは会ってこれから予算化されて、町が活性化することに対して私は異を唱える立場ではございませんし、むしろ賛成させていただくかもしれません。ただ、それより先に各マスコミで、テレビも新聞報道も10月末から11月の本当の月上旬にかけて、大変な数字になってきていると。間違いなく第3波だろうということで、医療関係者の人たちも大変な思いをしてやっていると。町長が行くことについて異を唱えているつもりではございませんが、そのときに一步踏みとどまって、もう少し考えて行なうことができなかったのか、これからのことについてもあり得ると思うのですね。

その辺、終わったことに対してどうのこうのということで、あまり長くただら申し上げるつもりはございませんが、コロナの収束についてはまだ時間がかかるというふうに予測されております。これから年末、予算編成、新年を迎えて、予算調整、予算査定等々も入ってきます。あと三、四か月たてば新しい年度に替わって、町民の皆さんの生活も始まります。

それに向けて、コロナの収束がまだ終わっていないとなれば、やはり町のトップで最高指導者として、最高の場面に位置している町長という立場で、これからのことについてもどのようにお考えになっているのか、再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 最高トップという話ですけれども、最高トップですから、そういう政策判断も行動の判断もしなければならぬということでもありますから、ここはどのように判断をしたということ。

ちなみに、コロナ対策でしますと、初めて立ち上げるわけではありませんので、それぞれ回を重ねて必要な対策、そしてまた、これからの近い将来の予想など含めて、万が一我が町で発生したらなどなど含めても十分に協議させていただいて、都度その対応についてはそれぞれ30回弱、その前のときですから28回ぐらいのときだと思いますが、その中でも積み上げてきた議論経過もありますし対策もありますから、それは御指摘いただけるようなことで、私ども職員に判断できないようなことがどうこうという御意見であります。そんなことは決してありませんので、そういうことも事前に打ち合わせ、協議をさせていただきながら、そういう適切な判断の中で対策本部会議を開くということでもありますので、その責任ある立場だからこそ、このまちづくりの予算要望も大切です。またコロナ対策ももちろん大切です。コロナに対する予算も、国に、厚生労働省に、事務次官に、大臣、副大臣、政務官含めてそれぞれ要望しながら、コロ

ナ対策もこれも長くつき合っていかなければならないということも含めて対応していることでありまして、私どもが判断して出張に行ったというのが、先ほど冒頭言いましたけれども、2月から7月までの5か月間は、それはほとんど私どもも出張せずに、また4月に1回して、10月までも出張せずに、この後も私が参加した要請活動以外にも、またそれから19日、20日とずっと続いていました。それも状況を見ながら、ここは私でなくても代理でも、またほかの町村長方のそれぞれ御足労をいただいてということも含めて、役割分担ということにさせていただきましたけれども、その中で管内の首長もそれぞれの立場で対応させていただいています。

私どもだけが出張をして要望活動に行ったということではありませんで、それぞれの中で、役割分担しながら、みんなでこの対策をしているということでもありますから、それも含めて、北海道も含めて、全体の中で対応させていただいていることでもありますので、今後とも必要なものについてはしっかりと精査しながら、中身を十分に精査しながらそれぞれ要望に当たることもありますし、また出張することもあるかと思いますが、できる限り地元、またコロナ対策含めて緊急事態には不足のないようにしっかり対応しながら、状況を見計らいながら、これからも対応していくということでさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長は、2月から4月どこにも行かないで、またその後もということで、11月になっても大きいことがなかったのも、それは考え方ですから、平行線でそれは致し方ないとして、先ほど私が言ったのは、これから収束するまでには、まだいろいろなことがあるでしょうと。あつては困ることは、当然本別町でどうのこうのというのがあったら大変なことですけども、ほかの役所の関係で大きな流れがあったとか、例えば国から北海道から、こういうことでこういう対応をしなければならないといったときに、いち早く町民の人たちにお知らせして協力してもらわなければならないと。先ほど答弁でもありましたように、民生委員の方々だとかいろいろ自治会の方々にも協力してもらってやっているようでございますけれども、こういう大きな案件があるときに、出張してどうのこうのということは、それも大きなことですけども、今後について私は伺ったつもりなのですが、大きな転換点といいますか、そういうものが出てきたときに、我々も議員として付託を受けている部分でございますから、議会のほうにそういう相談といいますか、報告といいますか、そういうことをお考えになっているかどうか、その部分をお聞かせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 今までの、コロナだけでなく、大雨災害とか地震とか、たくさんの災害を経験しました。その都度、議会の皆さん方はもちろんですけども、議会を挙げて、対策含めて、また対応などしっかり協議してきました。

特にいつも言うのですが、二元代表制ですから、私どもだけでまちづくりはできませんので、そういう節目節目事があるたびに、それは議会の皆さん方に必ず報告もさせていただきながら、また、それぞれの考えや知恵や、また御協力をいただくことは、私どもは常にそのことは意識しながら、当たり前として対応をさせていただくということにさせていただきますので、今後ともこのようなことが、本来なければいいですけども、こういうような気象状況含めていろいろ大変な地球環境になっておりますので、自然災害など含めたり、またコロナもこれで終わるのかといえなかなかなかそうではないみたいな、またいろいろなことが出てくる可能性もあるかもしれません。でもそのときには、町の一大事のときにはしっかりと議員の皆さん方にも全て情報を共有させていただきながら、共に協力体制を取っていただくようお願いしながら対応していくことは変わらずやっていきたいなと思います。

以上であります。

○6番（大住啓一） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの2問について質問させていただきます。

冒頭になりますが、新型コロナウイルスの被害に遭われた方、受けられている方にお見舞いを申し上げ、一日でも早い収束を願います。

それでは、質問に入りたいと思います。

なお、通告書の朗読により質問内容とさせていただきます。

1 問目、コロナ禍における各種イベントの開催について。

国のイベント開催制限や見直し、現在の状況を踏まえ、万全の対策を取り、実施することが望ましいと考えます。成人式や卒業式、また、つつじ祭りなどの野外イベントの開催をどのように考えているのか伺います。

1、成人式の開催について、毎年多くの新成人が出席されていると思います。管内でコロナ感染症が急増している中で、来年1月の開催について、本町でも慎重な判断が必要と考えておりますが、町の見解を伺います。

2、卒業式、入学式について、昨年度と同様な感染対策とするのか。現在の感染状況を踏まえ、さらに感染対策を強化し実施すべきと考えますが、見解を伺います。

3、来年度の野外イベントについて、国からの通知に基づく開催は難しいと考えますが、今後、町としてどのように実行委員会と協議を進めていくのか考えを伺います。

4、公共施設の使用人数制限について、対策をどのように行なっているのかについて伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員より質問のコロナ禍における各種イベントの開催についてお答えさせていただきます。

私からは、1点目の成人式及び2点目の卒業式、入学式についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の成人式についてであります。議員御承知のとおり、毎年1月、成人の日の前日である日曜日に式典を開催し、ここ数年35人から60人前後の成人がふるさと本別に集い、本別町として毎年祝意を表しているところでございます。本年度の対象者は、住民登録者101名、町外からの申込みが9件となっており、昨日12月7日に110人の皆さん方へ案内はがきを送付したところであります。

今般のコロナ感染状況は、十勝管内でもクラスターが発生し、感染者が急増していることは周知の事実であり、この状況下で、各自治体は成人式の開催についての対応を検討し、その対策結果が新聞等で報道されているところでありますけれども、本町はこれらを踏まえた上で、年明けの成人式を挙げる運びで考えております。

一生に一度の晴れの日の舞台をふるさと本別に集う若者に提供することは行政の責務だと承知しておりますし、議員のおっしゃるとおり、万全の対策を講じて本年度は式典のみ挙行することとしております。

2点目の卒業式、入学式についてでありますけれども、卒業式、入学式につきましては、児童生徒、そして保護者にとっても思い出に残るかけがえのない学校行事でありますことから、万全な対策を講じて実施してまいりたいと考えております。

感染防止対策につきましても、前回と同様の対応を想定しておりますが、万が一、本町で感染者が発生した場合は、中止もやむを得ないと考えるところであります。

いずれにいたしましても、今後の情勢を見極めた上で、関係機関と十分協議しながら判断することとしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 柏崎議員の御質問の3問目と4問目は、私のほうから答弁させていただきます。

3点目の来年度の野外イベントに関し、どのように実行委員会と協議を進めるかという御質問であります。御質問にありましたとおり、野外のイベントを含む各種イベントの開催につきましては、内閣府より催し物の開催制限として通知が出されておまして、最新のものでは令和2年11月12日付の通知で、来年2月末までの催し物に関する取扱いが示されたところであります。

この通知におけます野外のイベントに対するものとして、一つ目には、広域的な人の

移動が見込めるもの、参加者の把握が困難なものは、引き続き中止を含め慎重に検討すること。二つ目には、1メートル以上の間隔を設けることが困難なものは、開催を慎重に判断するといった前提条件がまずあります。

このほか、主な感染防止策といたしましては、一つに、検温や健康の確認、連絡先の把握といった参加者の行動管理。二つには、手洗い、消毒の徹底。三つには、密集の回避、身体的距離の確保、出店ブース、トイレなどの密集回避ですね。四つ目には、指定エリア以外での飲食、飲酒の制限、非着用で飛沫感染のおそれがある場合ということがあります。五つ目には、厚労省の接触確認アプリ、COCOAであります。北海道コロナ通知システムの使用奨励などといった対策を講じる必要があります、イベント開催時の感染状況によっては、都道府県とも事前に相談することとなっているところであります。

町といたしましては、こうした開催制限の制約を考慮しながらも、野外のイベントの目的、趣旨に照らしながらどのような形であれば開催できるのか、これを開催するとした場合には必要な人員の配置、また資機材の手配などはどのようになるのか検討材料を用意して、実際の運営を担っていただく実行委員会の皆様と協議を重ねて、共通の認識により進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、内閣府が示します通知の内容は相当に厳しいものがありまして、これを受け開催することになると、これまで町民の皆様が知る所期のイベント形式、様相とは全く異なることになり得るということも想定されますので、来場者の対応のみならず、イベントを構成する出演団体、また出店事業者、御協力いただいております団体など、地域における実情等を考慮しながらの対応となる見込みでありますので、現段階では明言できる状況ではまだありませんが、関係団体等の変わらぬ御理解、御支援が不可欠となりますので、今後とも協力をお願いするところでもあります。

次に、4点目であります。

公共施設の使用人数の制限についてですが、新型コロナウイルス感染症対策本部において、公共施設の使用人数、定員等の考え方について検討をした結果、使用目的によって施設利用の仕方が異なりますことから、一律に定員や制限を設定するのは難しいという結論に至っているところであります。新北海道スタイルに基づきました感染予防対策を取った上で、適切な施設利用が可能か否かを主催者において判断していただくこととしております。対応といたしましては、施設利用申込み時に使用目的や人数を伺い、都度協議を行ない、使用いただいている状況であります。

なお、町が主催する事業につきましては、入り口における手指消毒の実施、また必要な予防対策、開催時間の短縮、座席の間隔を広めるなど、1時間に1回程度の換気を行なうなど必要な予防対策をしっかりと取り進めながら、使用後の椅子・机の消毒などの対策を取りながら実施しているところでありますので、今後とも特段の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 教育長、町長から答弁をいただきました。

改めて質問させていただきます。

1点目の成人式についてですが、教育長おっしゃられるとおり、一生に一度の晴れ舞台、社会人の仲間入りをする日でございます。万全な対策というふうに申してございましたけれども、どのような対策を考えておられるのか伺います。

2点目、卒業式、入学式についてですが、前回と同様というような趣旨の答弁だったと思います。一度経験されたということで、やはりここは大事だよと強調するようなことはあるのか伺います。

野外イベントですけれども、想定されるのはつつじ祭りや、きらめきといったイベントになってくるのかなと思います。私のほうでも国から示された2月までの対策というのを持ってございまして、かなりな本当に難しいことだなというふうに見ていたら思うのですけれども、この中で、例えばデジタル技術による混雑状況のモニタリング発信など、何か資機材をそろえなければならないのかなということもございまして。予算計上の際、そういったことはあったのかお伺いいたします。

4点目、公共施設の人数制限ですが、これは何回も私質問させていただいているのですけれども、役場の施設の中で、主催者が開催するのですけれども、何かあった場合の責任というのが町にもあるのかなというふうに感じるところでございます。やはり人数制限をした中での開催ということになれば、私は人数制限はするべきかと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 柏崎議員の再質問についてお答えをしていきたいと思っております。

まず1点目の成人式の万全の対策の中身ということと思いますが、先ほど式典のみの開催と申し上げましたが、例年、式典後に成人の集いを開催いたしましてお祝いをしているところでありますが、来年につきましては、成人の集いは中止ということにさせていただきます。

また、感染防止対策といたしましては、一つ目として、会場の換気を十分に行ない、スペースを確保するため、来賓者を限定して3密を回避したいと。二つ目といたしまして、オープニングセレモニーや合唱は取りやめをし、短時間で開催したいと。三点目として、成人の誓いや祝辞を述べる際につきましては、マウスシールドを付与し、飛沫防止対策を徹底すると。四つ目といたしまして、成人者はもちろんのこと、参加保護者の入場を受付で管理したいと。そして検温を行なうとともに、体調不良の場合につきましては、お断りをするとしてございます。

以上、大きく四つの対策を講じつつ、開催してまいりたいと考えているところでございますけれども、式典の直近に町内でクラスターが発生した場合などにつきましては、

当然ながら開催を中止することを申し添え、答弁とさせていただきたいと思います。

2点目の入学式、卒業式の取扱いでございます。

議員おっしゃるとおり、児童生徒の感染が管内でも見られておりまして、本町の学校におきましても危機感を持って感染防止対策を講じているところでございます。したがって、卒業式及び入学式におきましても、3密対策はもちろんのこと、来賓者及び在校生の参加を見合わせるなどの措置を講じながら、時間短縮での実施と考えているところでございます。

今後も、管内等の発生状況によってはリモートによる式典や、場合によっては中止も想定しながら、そのときの状況に応じて判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の3問目のデジタルモニタリング等による、そういったものを予算要求したのかどうかという御質問だったかと思いますが、大変申し訳ございません、デジタルモニタリングの詳細を私も詳しくは知らないのですが、恐らくそういったモニタリングということでありますので、人数の把握だったり、こういったところに分布しているのかだとか、そういったものを把握される器械なのかなといえますか、システムなのかなと推察しますが、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、内閣府が示す制限、これをやればやるほどといったら変ですけども、所期のイベントから離れていってしまうといえますか、多分恐らく柏崎議員も想像されているかと思うのですけれども、例えばつつじ祭りを一つ例に取っても、メイン会場となりますと1メートルの間隔を開け、また出店に並ぶ際も、開けて並んでいただくとなると、当然皆さん飲食も楽しみに見えられるわけですから、あそこにもう既にお店すら全部並べ切れないので、何点かはボートのほうに行ってくださいとか、離れたところに店を出してくださいとか、そういった分散型になってくるというふうにもなりますし、また飲食しているときも、同じエリアを決めてくださいということになりますので、なおかつマスクを外した状態が長くなれば、指導注意をしてくださいというようなこともかえってありますので、何となく楽しくないといえますか、当然そういった人員も配置しなくてはなりませんし、特に本別町のイベントは子どもだけで来て楽しんでいただけるという、そういった安全安心の中で今までやってきた経緯もございますので、そういうお子様方たちが何となく大人の注意の中に巻き込まれる、またそういった子どもたちを対象にしたイベントも全てそういった一回一回消毒、そしてそういった部分でいろいろな制限が加わるとなると、先ほど言いました、様変わりといえますか、そういったところをどういうふうに整理していくのがいいのかというところが、今後そういった部分も含めての実行委員会での協議を待ちながらといえますか、そういった部分で皆さんのお知恵を仮ながらというふうになっていくのかなとい

うふうに今考えているところであります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 柏崎議員の4点目の質問にお答えをさせていただきます。

施設の利用定員の制限の考え方でございますけれども、それぞれの施設によって最大収容できる人数というのがまちまちであるということがありますけれども、要は問題は、例えばそれを半分にしたとしても、使い方の問題があるのかなというふうに思うのですよね。例えば100人入りますというところを50人にしました、だから安全かといっても、その人たちがごしゃっと固まるような使い方をしていたら、決して安全ではないということもあると思います。ですので、一律に、例えば定数の半分以上をめぐにするとかというふうなことで決めたとしても、問題は使い方とか、使っているときの対応の仕方があるかというふうにも考えておりますので、先ほど町長の答弁のほうからも申し上げましたように、一応どういうふうな目的で使うのかをお聞きした上で対策を取っていただく御相談をさせていただいている状況にあります。

また、施設を貸す立場といたしましては、それぞれの施設に今、手指消毒のアルコールですとか、非接触性の体温計ですとか、そういうものも順次入れていくようにしておりますので、使う方については、各施設のそういう資機材を使っただいて、安全策を取って使用していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 改めて2点お伺いいたします。

1点目、成人式についてですが、管外、いわゆる帯広ですとか札幌ですとか東京ですとか、感染拡大地域もございます。そういったところから帰ってきて出席されるという方はたくさんいるのかなというふうに思うところがございます。その中で、先ほど換気等スペース、セレモニー、合唱のなし、集いもなしと、いろいろな対策を取られているということがございます。

管内では帯広がいち早く8月に延期という報道がございました。市に確認したところ、8月というのはエビデンスはないのですけれども、冬よりは夏のほうが感染は少ないであろうというところで8月にしたというふうに聞きました。そういった中で、私個人としては、やはりこの1月にやるということが一番いいのかなというふうに思いますが、大都市ではかないませんが、小さい自治体ではオンライン式典というような報道も計画されているところもございます。そういったことを話し合われたという経緯はございますかというのを最後お聞きしたいと思っております。

2点目です。野外イベントに関してですけれども、私ちょっと質問の仕方が悪かったと思うのですけれども、デジタル技術とモニタリングではなくて感染対策、先ほど言わ

れたように、人員配置とかも通常よりは多くなるというふうに想定される中で、予算措置としてあったのかという質問でした。

以上、2点お伺いたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 柏崎議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

成人式の在り方でございますけれども、一部の市町村では8月開催ということが新聞報道でもなされてございましたが、本町におきましては、例年1月にやってございますし、その1月実施という基本は変えないでいこうと思っております。そのために、感染防止対策を十分に講じながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、町外の参加対象者でございますが、先ほども答弁申し上げましたが9件ございます。私どもは、以前本別町に籍を置いて、そして学校等で机をともにしながら学んだ生徒でございますし、また保護者も本町に住んでおられるということでございますから、私といたしましては、従前どおり本町に居住する新成人の皆さんとともにお祝いをしてあげたいという考えでございます。

また、オンラインの形式による式典等については、今のところそういうお話は内部ではしてございませんし、またそういう直近の1月でございますので、時期的にそういうことはできないものと思っておりますし、また、対面による形式でのお祝いの言葉等もございますので、この式典のみにつきましては、従前どおり進めていきたいなという考えでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎委員の御質問にお答えいたします。

現段階におきまして、来年度、令和3年度のそういったイベントに向けまして、一応理事者とも協議しておりますのは、基本的にこういった対策を含めてどういったやり方ができるのか、それは予算を積み上げるというようなことで、編成作業というところで、今資料のほうも作っているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） それでは、2問目に入らせていただきます。

消防庁舎の移転新築についてです。

本年も全国各地で豪雨災害が多発し、消防機能が麻痺した自治体も数多くありました。予測不能な災害が発生している中で、消防庁舎の移転新築は急務と考えますが、見解を伺います。

1点目です。新たな防災ガイドマップでは72時間総雨量308.1ミリの降雨に伴う洪水による浸水想定区域が加わり、本別町役場を含む広大なエリアが浸水想定区域

となりましたが、このような大雨が降ったとき、庁舎がどのぐらいの高さまで水につかるのか、また浸水の際に失われる機能があるのかについて伺います。

2、浸水時における防災拠点を浸水想定区域外に移転させることについて検討し、計画するべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 柏崎議員の消防庁舎の新築移転についての答弁をさせていただきます。

まず、1問目についてであります。平成28年6月に国土交通省の想定する72時間の総雨量308.1ミリに伴います洪水による浸水想定区域が公表されました。本別町におきましては、本別市街地を含め広範囲にわたり利別川流域の浸水が想定されております。それに伴い、本別町におきましても平成31年3月に防災ガイドマップを更新し公表したところであります。

議員御質問の庁舎がどれぐらいの高さにまで水につかるのかという点でありますけれども、国土交通省の想定では、庁舎の西側の一部が最大で3メートル、中央付近で最大50センチとなっております。また、浸水の際に失う庁舎機能については、庁舎南側の外側の階段から地下への浸水が想定されまして、その際には、地下に水が入った場合であります。ボイラー、貯水槽に影響が出ると考えております。その他の影響といたしましては、庁舎周りの町道も冠水すると想定されているために、庁舎周辺に駐車してある公用車は一時的に浸水想定区域外に移動しなければならないと考えております。

2問目の防災拠点であります消防庁舎の移転についてであります。9月定例会の一般質問でも答弁をさせていただきましたけれども、現在の消防庁舎は、昭和48年に本別町役場との合同庁舎として建設されまして、47年が経過したところであります。

この間、大規模な自然災害を想定する中で、救急救命需要は複雑化する傾向にありまして、それに対応し得る体制の整備を図っていく上で、緊急車両の大型化や新規配備、また消防職員の増員が行なわれてきた経過があります。

1問目にもありますとおり、役場庁舎を含め、消防庁舎は大雨災害時の浸水想定区域内に位置しておりますことから、防災拠点の機能維持の観点からも検討が必要となっております。

また、通報を受けてから出動までの時間、距離的な問題、出動の際の安全確保、車庫の設備整備など総合的に考えますと、やはり適当な敷地の確保や費用の面が大きな課題となっております。町民の生命と財産を守っていくためには、重要な課題と捉えているところであります。

今後、具体的に早急に協議をして検討していかなければならないと考えておりますので、御理解をいただきますように、また御協力いただきますようお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 改めてお伺いたします。

ただいまの町長の答弁から察するところですが、機能が失われた場合の区域外にということですが、どういった場所を想定しているのか伺います。

あと、敷地や財源といったことが課題になるということですのでございますので、財源であれば、例えば緊急防災・減災事業、国の補助金でございますが、平成29年から4年延長になって今年度で終了ということですが、閣議決定はされていませんけれども、5年延長になるような報道もございます。そういったことで、そういった集約化・複合化事業ですとか、いろいろなお金、国のお金を検討された経緯はあるのかについても伺います。

それから、町長の答弁から47年が経過していますということですので、かなりな老朽化が進んでいるのかなということは感じます。私も消防署に出入りしていますと、やはり古いなというのは感じるところでございます。

そういった中で、通常業務に当たっています署員などから、どういった老朽化について例えば車庫が狭いですとか、仮眠室が狭いですとか、緊急車駐車場、噴水のこちら側に立て看板貼って、消防署団員が火事のとときに駆けつけるときに止めるスペースとかありますけれども、あの辺も現在では普通の駐車場になっているのかなというふうに感じると思いますが、あと資材の置き場ですとか会議室等のことですか、いろいろなことがございますが、そういった要望というか、苦情ではないですけどもあるのかについてお伺いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 消防庁舎は、御質問のとおり狭くて、大型化になっていますから資機材も、車庫入れもなかなか技術が要るような状況になっているということはよく理解していますし、実は、公式というか非公式というか、今までこれではということ何度か話をしてきました。一番想定していたのが、旧営林署苗畑を町有地にして、あれだけの面積を確保しますから、あそこも想定しながらということでした話していましたが、残念ながらこのたびの浸水想定区域の中に入ってしまったから、あそこに建てるわけにもいかないということで、それらを含めて、また今御質問ありました財源的には緊防債を何とか延長になれば、その間の中というような話も実はしているところでありまして、それを過ぎるとかなり難しくなるだろうなということになりますから、その辺の実態は担当課長も含めて、消防の実態はまず署員の意見など含めて、団員の声などを含めては、署長のほうから答弁させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうからは2点目でございます財源の関係について答弁をさせていただきます。

議員のほうからもございましたけれども、緊急防災・減災対策事業債の関係でございます。今、国のほうでは、追加経済対策を検討しておりまして、本日の午後、多分閣議

決定されるかと思いますが、その追加経済対策の柱の中の1本として、国土強靱化というのが挙げられております。この国土強靱化についても、5か年の加速化対策を今検討しておりまして、期間の延長を検討されているのですが、それに伴って緊急防災・減災事業債も今延長に向けて総務省のほうで具体的に検討されております。

町といたしましても、この動向を注視しながら見ていきたいなと思うのですが、実際に、例えば消防庁舎を移転改築するとなると、一番有利な財源というのは緊急防災・減災対策事業債になりますので、その辺はちょっと今後の検討の中ではしっかりと捉えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） ただいまの職員からの車庫ですとか仮眠室、それから駐車場ですとか資材の置き場の関係は、職員からこういった意見が出ているのかという質問でございますけれども、職員それぞれの思いですとか考え、十分なスペースではない、そういった状況の考えであると思っておりますけれども、職員につきましては、現状を把握した中で、限られたスペースの中で、皆さん工夫しながら業務に当たっているところ です。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 最後、お伺いします。

限られたスペースということですので、今までもずっとそうしてきたというふうには思います。ただ、やはり狭いというのは一番難点かなというふうに感じます。消防といえば、命を守る大切なお仕事をされているなというふうに感じているところではございますが、やはり移転をしてきちんと防災にも備えるという観点から、先ほど総務課長のほうからも答弁あったとおり、緊防債を考えても5年という歳月がかかるかなというふうに感じているところではございます。

その中で、今すぐにでも大雨が降ってということも考えられる中で、現時点でそういった場合に、車両ですとか、そういう機能ですとか、どこに移すのか、移して備えるのかについてもお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在地において、消防署が浸水する予想となった場合ですけれども、緊急的な対応といたしまして、災害時に町民のみなさんが使用いたします指定避難施設ですとか指定避難場所、それから浸水想定区域や土砂災害警戒区域、そういった場所以外で緊急車両の駐車スペース、それから消防資機材の保管など、また出動体制を維持することを考えますと、向陽町にあります車両センターを緊急時の待避場所として考えております。町民の生命、財産を守るため、消防機能の維持、継続というのは重要であると考えており

ますので、機能の低下はさせてはならないものというふうに捉えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 最後にお伺いいたします。

今、緊急のときには、向陽町にある車両センターに車両を移動したり機能をとということでございます。あの場所であれば、土砂災害や浸水の想定区域外になるので、非常にいい場所だというふうに認識してございます。

また、こちら緊急時だけでなく、本当に庁舎が移転する際にも、候補に挙がるのかなというふうに考えますが、そちらどうお考えか、最後お伺いして終わりたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 当然、今後、様々な検討をしていくときには、建設場所というの大きな課題とはなると思います。今、議員おっしゃられましたとおり、場所的にも浸水区域ではありませんし、土砂災害警戒区域からも外れるというところでは、一つの検討すべき場所なのかなと思いますけれども、今後はいろいろなことも含めて検討するようになるのかなというふうには捉えています。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番篠原議員。

○5番（篠原義彦） 議長の許可をいただきましたので、通告の1問について質問をさせていただきます。

なお、今朝ほど、大住議員のほうからもこのことについての質問がございましたので、答弁のほうで重なる部分は省略してください。

今年の出来秋と今後に向けてでございます。

基幹産業である農業経営を取り巻く環境は、内圧、外圧の中で厳しい中でありますが、若い経営者や後継者が夢のある営農を持続するための施策が必要と思います。町長の考え方を伺います。

今年も残すところ1か月弱となりました。農家の皆さん方は今年の締めであります組合勘定の整理が今始まっております。

本年の畑作物については、平年並みの出来高と思っています。しかし、新型コロナウイルス禍の影響で価格の下落、消費の落ち込み等で厳しい状況です。さらなる安定を目指して、次の点について町長の農業に対する施策と考え方を伺います。

一点目、今年度から始まった基盤整備の進め方を伺います。総面積と総事業費はどのくらいですか。何年の計画で実施されようとしておりますか。お聞きします。

また、地籍調査はどの程度進んでいますかは、先ほど答弁ございましたので、この点はよろしいでございます。

二つ目、労働力の軽減のためにGPS、ドローンの利用に積極的に取り組む計画があるのかを伺います。

三つ目、酪農家のバイオマスの早期実施に向けて、現在の進捗状況についてお伺いたします。

以上、3点お願いします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 篠原議員からの今年の出来秋と今後に向けての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の基盤整備の関係についてであります。道営畑総事業にて町内で2つの地区に分けて令和10年までの整備計画をしているところです。2地区に分けて総事業費ですが42億3,000万円、受益戸数は101戸、暗渠排水が1,070ヘクタールの整備を進める計画となっております。

2点目、労働力軽減のためのGPS活用についてですが、コロナ禍の中、人との接触を極力低減させる目的と省力化を図る目的で、国の補助事業をJAが取り進め、自動操舵システム導入を今年は18台の導入をいたしました。今までの導入しました台数を合わせますと約100台が導入されていたということになります。

今後も、国の補助事業を積極的に活用して、機械導入の推進を関係機関と情報共有を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目です。バイオマスにつきましては、平成28年度に本別町家畜ふん尿利活用対策協議会におきまして、本町に適したバイオガспラント設立の可能性の調査を行ないまして、北海道電力と売電について協議を行なってきましたが、平成30年9月に道東エリアの送電線の容量が少なく、電力の受入れができないとの通告、報道がなされまして、計画がストップしている状況が続いております。

送電線の増強工事に多大な費用と時間がかかることを受けまして、現在、経済産業省において早期の再生エネルギー導入を進めるための方策の一つとして、ノンファーム型接続での検討を進めております。このノンファーム型というのは、電力需要が急増して送電線が混雑した場合には、出力を制限するという条件付きで再生エネルギー発電事業者が発電機の接続を認める運用を行なっているものであります。どのくらいの発電機が新たに接続できるかは現時点でまだ不明でありますけれども、この接続方式は出力制御を前提とした接続であるために、巨額の費用をかけて送電を増強する必要がないと聞いているところであります。

また、町といたしましては、本年より北海道からの支援事業を受けまして、先進事例

を持つ企業との連携に向けた取り組みの有無などを検討しているところでもあります。

いずれにいたしましても、バイオマスプラントは十勝でも約40基ほどの待機をしているのが現状でありまして、本町はまだ1基も稼働していないということですが、この送電網の改修、そして北電の御協力、また経産省の御協力、支援もいただきながら、なるべく早くということではありますが、できれば5年以内に着工、再稼働するということではありますが、ただ、それが即本別町の順番に来るということではなかなかなくて、まだまだ時間がかかるということでもありますので、その間、バイオマス電ができるまでの間、新たなふん尿処理の対策などなど含めて、今、十勝のバイオマス研究会で協議をして、しっかり対応していくということでもあります。

いずれにいたしましても、酪農は今、戸数は減ったと言いながらも、逆に飼養頭数が大変増えまして、特にフリーストールによるパーラーの搾乳ロボットなどの導入によりまして、1戸当たりの飼養頭数が大変多くなっておりまして、家畜ふん尿の環境整備も不可欠になっております。せっかくパーラーで処理できたにしても、ふん尿が完熟されないで畑にまかされると大変な環境問題含めて大きな問題になってきますので、これらも解消できるように、先ほど言いましたように、十勝バイオマス関連事業推進協議会だとか、また民間企業、観光庁で構成されていますバイオマス産業都市の推進協議会などと連携して、液肥の有効性、また環境に配慮した液肥が生産できるよう、それらに向けて努力をしていくということにさせていただいています。本別町の家畜ふん尿利活用対策協議会を中心にして、今後の方向性についてもまた検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） それでは、何点か再質問させていただきます。

道営畑総事業が、ここ6年ぐらいで終了するというところでございますけれども、この期間、今申し込んでいる人はいいのですけれども、もし畑の条件が悪化して追加申込みということになれば、その対応はどうするのかをお聞きしたいと思っております。

それと、もう1点、道・国が管理している明渠排水これは、自分たちで管理しているところもあるし、町にお願いすれば整理をしてくれるということでございますけれども、これが何本という言い方がいいのか、総延長で何キロあるのか、その辺もお知らせいただきたいと思っております。

次に、GPSの関係ですけれども、今年はコロナの関係でいろいろな事業がございました。たくさん農協のほうから通じて文書が来るのですけれども、なかなか農繁期の忙しいときにあれを全部読んで理解するのも困難でございますので、もうちょっと整理して分かりやすい理解と申込み方ができるように、道・国のほうに働きかけてもらえればと思っております。

3点目のバイオマスでございますけれども、今、町長の答弁したとおりだとは思って

います。ただ、生産されるふん尿が有効に使われていないということが現状なので、畑作のほうにもこのことを、消化液だとか液肥が有効に使われて、安心安全な食物が今望まれているので、そういう点からもし早急な対応をお願いしたいと思っておりますけれども、それについて町長の考え方を伺いたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、現在申し込んでいる人は、事業に載っていますけれども、追加で自分もやりたいというときにどうするかということですが、担当の課長のほうから答弁させていただきます。

あと、国・道の管理の明渠の整備の扱いについても、担当のほうから説明をさせていただきます。

農協からのそれぞれいろいろな情報が来るのを分かりやすくということですが、まさにそのとおりだと思いますから、私どもも現物を見ていませんので分かりませんが、それはできる限りそういうことも含めて、せっかくの事業の情報ですから大事に、すぐ分かりやすいようにしてもらえればもっともっと進みやすいのかと思いますので、これも含めて私どももそのように農協と協議しながら対応させていただきたいと思っています。

また、ふん尿処理の関係ですが、篠原議員が今おっしゃったとおり、ふん尿とか液肥の処理というのは、しっかり取り組めば最高の宝物なのですね、畑の中もね。これを畑に投入することによって、より良質な、まさに土づくり含めて、そしてそこから安全・安心の作物ができるということでもありますから、究極は、土に力がつけば農薬も少なくなるし、また化学肥料も少なくなつて、どんどんどんどん本当に昔のような循環型の農業ができるというような、そういう本当に本別ならではの農業を目指しながら有効に確実に、液肥が畑に投入されて宝物となるような、そういう方向も含めて、今いろいろ研究もして協議をしているところですので、一部実証実験しながら早いうちに、特に小麦の終わった後、春先の散布のときの臭いが少しでも少なくなるような、またなくなるような方法を取って、よりやりやすい農業環境にできるように努力してまいりたいというふうに思います。

私のほうからは、以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうから、畑総事業の事業中ではありますが、追加事業の申込みについてお答えさせていただきます。

現在、令和1年から畑総事業は動いております、1地区目につきましては、本年度から工事を進めているところでございます。もう1地区につきましては、令和3年、来年からの整備が始まるところで、来年につきましては、調査測量を行なう予定になっております。

追加事業の申込みにつきましては、おおよそ中間年ぐらいをめどに、土地の流動化等

で申込みがなされなかったとか、そういう部分がございますので、一度皆様のほうに御案内いたしまして、聞き取りを行なっていきたいと考えております。

もう1点目の道・国で管理しております明渠排水の延長でございますが、本別町内約100キロございます。管理につきましては、維持管理組合等が設置されている地区もございますし、先ほど来御答弁させていただきました多面的機能交付金等も活用しながら、町の機動力と言いますか、重機借り上げ等によりまして明渠排水の土砂上げ等を行なってっております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 最後の質問をさせていただきます。

今年は農産物が平年以上の収穫かと思えますけれども、特に小豆の価格が1俵につき7,000円、8,000円の値下がりをしています。これは需要がないから下がるのだと思えますけれども、消費のほうで、農協に聞いたら例年の3分の1もないということで今進んできて、非常に困っているようです。農産センターでいつも秋に農産物の販売をするのですが、コロナの関係で中止ということなのですけれども、ちょっと考えてみれば、詰め合わせセット作って、1箱3,000円、5,000円でドライブスルーで渡すこともできるので、その辺農協のほうとタイアップして町で考えられないのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ちょうど去年の今頃、お話ししたかと思うのですが、全国から熊本だとか岐阜だとか東京だとか、何件も大きなお菓子屋から電話が来ました。本別町に電話したら小豆何とかなるしょうと電話くれたぐらい品物がなくて、値段が高くて品物がなくてというような状況が続いたのが、ちょうど2月になってからというのは、どこから出てきたのというぐらい小豆が余って出てきた。値段も思い切り下がった。その中での作付でしたから、大変心配をしながらの作付だったと思うのですが、それまで足りなかったですからね。作付が多くなって、結果的に天気が悪くてあまり品物も十分に完熟しなかったやつもあるのですけれども、値段がここまで下がるということは、どの業者もそうかもしれませんが、想定しない中で、やはりお土産だとか、そういう分については加工がないということでもありますから、それら含めてそんなに力になれないかもしれないけれども、消費拡大含めて、こういうときだからこそ、町の中でみんなでしっかり、少しでも気持ちだけでも支えていけるような方法ということで、今担当のほうでも企画など含めて、篠原議員のおっしゃるギフトの中でどういうことができるかということ、これも農協も含めて協議しながら、なるべく多くの本町の産物が、年末から年始にかけて、年明けでも消費拡大に向けて、そのぐらいの範囲の中で取り組んでいくという計画をしているところでもありますので、少しでもそういう意味では、うちの大事な豆の町本別の豆の消費を、またここに併せて、豆の料理のレシピを作って消費

拡大に結びつけるという人たちも出てきましたので、それは本当におっしゃるとおり、少しでも力になれるようなことも含めて、このギフトのプレミアムをつけながらというものの結果になるのでしょうか、それで協力させていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○5番（篠原義彦） 終わります。

○議長（高橋利勝） 10番阿保議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただきましたので、2問について一般質問を行ないたいと思ひます。

1問目です。ICT活用で3密回避、家庭学習の充実をということで伺っていきたくと思ひます。

コロナ対策で、臨時休校や分散登校を経験しましたが、ICTこれは情報通信技術と訳されていますが、ICTを活用して、少人数授業や家庭学習の充実への取り組みを始めた管内の例があります。本町においても、小中学校児童・生徒へのタブレット端末が配布されるとのことですが、さらなる活用の考えについて伺いたいと思ひます。

管内では、数年前から小中学校の教育現場でインターネット接続に必要なWi-Fiやタブレット端末を導入し、研究を重ね、通信環境を整え、家庭学習に活用できるようにしている例があります。

家庭に通信環境がない場合には、必要な機器の無償貸与なども行なったとのことですが。小学校では、デジタル教材の活用、中学校では先生が作った学習用の動画や課題を配信し、各家庭ではスマートフォンやパソコンで受け取れるというものです。

家庭学習で活用している児童・生徒は、わかりやすい、好きな時間に学習でき便利、楽しいなど、好評とのことですが。

本町でも、コロナ対策でやむなく休校や分散登校を経験しました。しかし、このことが今後の教育現場での変化のきっかけになるとも思ひます。もちろん、児童・生徒の日常の触れ合いは重要であり、インターネット活用でそれが希薄になることがあってはならないとも考えます。

本町でもタブレットを活用した授業が始まりますが、さらなるICT活用を児童・生徒の学習意欲や理解度を深める効果が期待できるものとして研究、試行に取り組む考えはないか伺ひます。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員のICT活用で3密回避、家庭学習の充実をとの御質問にお答えさせていただきます。

まず、学校のICT導入による現在の状況であります。3月及び6月の議会におきまして、GIGAスクール構想推進のために必要な予算を計上し、校内通信ネットワーク工事及びタブレット導入に向けた作業を急ピッチで進めているところであります。

1 月中には全ての作業を終える予定であります。

このタブレットにつきましては、基本的に学校の授業を主として活用するほか、何らかの事由により一斉休業となった場合は端末を貸与し活用することとしておりまして、その場合を想定して、現在、各学校においてズームやスカイプ等を活用したオンライン授業の在り方等について研修を深め、試行実演も行なっているところであります。

議員御指摘の I C T 活用による家庭学習の充実につきましては、高度情報化の社会における学びの観点から見ればまさにそのとおりであります。現段階におきましては、I C T 環境の整備と授業改善のための活用を優先的に取り進め、その見通しがついた時点で家庭学習など幅広い活用方法について検討、実践してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、新学習指導要領でも定められておりますが、子どもたちが激しく変化する社会にあっても、たくましく生きていく力となる主体的で対話的な深い学びの実現に向け、I C T を有効に活用しながら学校教育を推進してまいり所存でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま一定の方向性についての答弁をいただいたと思います。今回の質問に当たって、文科省の考え方とか、それからインターネットの範疇でしか調べられませんでした。全国での先進例というべきか、取組例をいろいろ調べたところでは、

それで、一言で言えば、I C T と言えばコンピューター、あるいはタブレットの機能を生かして子どもの授業の幅を広げる、学習の幅を広げるということが基本であるべきだというふうに私自身は思いましたが、そのためには機器の準備というのがどうしても必要になって、本町においてはタブレットは1人1台ということで、調べたところでは3.何人に1台というのが国の基準だそうで、それから見ると本町は、人数がそんなに多くないこともある意味で幸いしているのか、そういう形で1人1台というのは、数としては全国では進んでいるほうであるというふうに思います。

そこで、活用の仕方なのですが、基本的に学内で使うということを基本に考えていらっしゃるようですが、あってはならないのですが、コロナの関係で長期的な臨時休校をせざるを得ないとか、それから私たちの子ども々々には、夏休み帳とか冬休み帳とかということで宿題的なものがあったのですが、それが多分こういうものにだんだん置き換わっていくのかなという想像なのです。そういう点からも質問で申し上げるとおり、今、機械としては、本町は1人1台そろったというすばらしい状況だと思っております。この活用法については、まさに全国の先進例も含めて研究なり対応なりをしていく必要があるというふうに思っております。

そこで、我が町の I C T 教育の課題と取り組みというのを全国 I C T 教育首長協議会、町長や市長方が入っている協議会で、全国で2020年12月時点で136自治体

で、北海道は、私の調べでは2自治体なのですね。愛別町と十勝の清水町が入っているという名簿がありました。

そこで、現時点では全国でのICTを活用した取り組みがいろいろ紹介されております。それから、文科省では本年5月、ICT活用の取組事例ということで、これもインターネットにももちろん出ていることですが、いろいろな事例が紹介されていますが、私が特に注目したのは、今、教育長のお話の中にもあったとおり、ネット環境にない家庭の支援という形ですね。

どうやって取り組むかということですが、一つは機器を貸し出す。これは一般的にそうだろうというふうに思いますし、基本的なタブレットはそれぞれ1台あるので、機器といっても通信のための機器の貸出しという形になるかと思います。

それから、インターネットにつなぐことのいろいろなマイナス面も現状ではありませんね。必要のない情報が入ってくるというか、取ってしまうとか、そういうことも含めてそういう注意は必要だと思うのですが、全国の例では、タブレットにこういう勉強とか、こういう宿題とか、そういう中身を既にデータとして入れてしまうと。だからインターネットを使わなくても、その部分についてはその機械で使えるよというようなことを取り組んでいる町もあります。これはインターネット環境にない家庭でも使えるということにしている対応のようです。

それから、臨時休校のときなどにそれぞれ子どもが家に持ち帰ったときに、それを活用して、いわゆるテレビ会議システムのような形で朝の朝礼を行なう。それは担任と児童との会話、それから、児童同士も学校に行っていないのだけれども対話ができるというように活用している例が文科省の資料には紹介されています。

ですから、先ほど私も申し上げたとおり、子ども同士の本当につながりというのは非常に重要です。けんかしたり仲よくしながら子ども自身が成長していくということは絶対これは外せない部分なのですが、何かのときに家庭学習をせざるを得ないときに、こういうような方法を取っているという事例がありますので、本町としてもこの部分については大いに機器を活用するという方法の研究を、先ほど教育長がおっしゃったこと以外にも考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 再質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目、家庭における機器の貸出し等でございますが、この辺につきましては担当課長より答弁させていただきたいと思います。

今、議員がおっしゃるとおり、ICTに関しましては文科省、それから道教委から様々な情報が地教委に入っております。私どもは、ICTを活用していかに子どもたちの学びをスムーズに行なうことができるか、それを常日頃考えながら活用する方法も今検討している段階でございます。ただ1点、一方で家庭における教育というものは、

本来全て家庭の責任に委ねられておりました、それぞれの価値観とか、またはスタイルに基づいて行われるべきであろうと思っております。私ども行政の役割は、あくまで条件整備を通しながら家庭における教育力の充実を支援していくという立場にあるのだらうと思っております。

その条件整備といたしましては、近年家庭においてコンピューターの普及が進んでおりますことから、議員もおっしゃるとおり、先進事例を検証しながら学校現場としっかりと協議をしながらICTを活用した情報提供、あるいは情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

そういった観点から、今、学校関係者が近々ICT推進担当者会議を立ち上げようと思っております。このICT推進担当者会議を立ち上げたいしまして、本町が抱えている課題の洗い出しを行なうとともに、運用に向けての協議をはじめ、先進的事例に見るICT活用に関する効果的な取り組み、そして教職員の活用スキルの向上等について、その方策を十分に検討しながら実践に結びつけていきたいと考えているところでございます。

機器の分につきましては、教育次長のほうから答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） それでは、タブレットの部分の考え方の部分も含めてお話を申し上げたいと思います。

タブレットに関しましては、先ほど、教育長の最初の答弁の中にもございましたとおり、基本は学校で使うというところを押さえたままでございます。

あと、こちらで今考えておりますのは、まず臨時休業等が起きた際につきましては、あくまでも町の備品であるということは当然でございますが、現在、使い方も含めて委員会内部で担当者と若干協議をしながら、今お話の中にあつたとおり、各学校からのICT担当者と詰めていく段階ではおりますけれども、基本的に、当初の段階で保護者から同意書をいただいております、何か起きた際については貸出しをしていくという形を取りたいというふうに今現在考えております。あわせて、使い方につきましても、お知らせをしていくということを今考えているところでございます。

それから、年明けに、1月中には配布ができるであろうというところで進んでおりますけれども、その部分におきましてもICT担当者と今、教育長の答弁の中にあつた課題を洗い出すこと、それから、子どもたちが授業に当たってどういうふうに進めていくことが一番効果的であるか。最初の答弁の中にあつた、新学習指導要領にある主体的で深い学びの部分、あくまでもタブレットを使ってより効果的に進めていくということがスタンスにあるものですから、どのような活用をすることが一番いいのかをしっかりと研究をさせていただいて、年度内に方向性までできれば出すことと、あと職員のスキルを上げるということも含めて研修会も行なっていきたいというふうに現在考えているところでございます。

それから、中身のお話でございますが、以前の議会の中でもタブレット導入に当たって、予算を措置するときに一部答弁も申し上げているところでございますが、現在、今タブレットを導入する中身については三つほど種類があるのですが、本町につきましてはマイクロソフトのウインドウズの365というシステムの入ったものを導入することを考えております。その中では、先ほど阿保議員からお話があったとおり、当然子どもたちがタブレットを扱うに当たり、当然慣れていくまでの時間帯が当然必要になっていきますので、先ほど事例に挙げられたとおり、朝の打合せであったり、職員間も同じですね、子どもたちの朝礼もしかりだと思うのですが、そういった場面からまず始まるのかなというふうには今考えております。

授業の中身でございますが、その365の中にも、先ほど言っていた課題をするような学習のソフトも中に当然入ってございます。それから、新学習指導要領で言っている小学校が扱うプログラミング教育についても対応すべき中に、みんなでプログラミングというソフトが中に入ってございますし、あと、学習のコンテンツということで、例えば当然写真機能もありますし、当然記録を残していく。それから、授業の展開の中で習ったことを振り返っていくためにもう一度その授業の部分を見ていくとかということも併せてやっていけるといところまでは、今押さえてございます。

ただ、授業の学年であったり子どもたちの状況に応じて、また工夫した使い方もしなければならぬということもありますので、あくまでも先ほどお話ししたICTの推進担当者をもって、きちんとした中身を詰めながら新年度に向かって使っていくという形になろうかと思えます。

いずれにしても、2月、3月が事前の練習期間であると思えますし、子どもたちもしかり、教職員も同様な流れになろうかということで今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 新年度、来年から本格的に準備から始まるということで、使用の準備というのですか、練習から始まるということで、恐らくこの種の機械というのは5年か6年は多分使えるのかなというふうに想像するところですがけれども、今一つのポイントが、先進例では家庭にも持ち帰って活用を図っている例があると。それで、通信環境を持たない家庭にはそれなりの機器の対応をして貸出しをして、家庭でも使えるようにしていると。そういう具体的な細かい使い方まではもちろん分かりませんが、長期休暇中とか、それから今回のような臨時的な休暇のときに使っているというような話だというふうに思えます。

それで、これからまたいろいろ検討していくということなのですが、現瞬間の答弁としては、持ち帰りは基本的には考えないで、学校内での使用をするということに進めるということなのですが、その辺についても、多くが多分家庭持ち帰りも可としている例が多いように私は感じるけれども、数えたわけではありませんので、その辺は今

後の情勢で変わってくる可能性はあると思うのですが、そういうことも含めて検討していくべきだと、最初からちょっと家庭では駄目よということではなくて、そういうことも含めて検討していくべきではないかなと、まず私は思います。

それから、先ほど申し上げた愛別町でも推進会議、担当者会議というのを立ち上げて、各学校から先生なんか会議に入って、どう活用するかということの研究しているようです。本町においても、推進担当者会議はやっぱりある意味この分野でのそういうことに明るい人たちが集まった中で、子どもたちにとってよりよい学習環境を提供するための一つのアイテム機会として活用できるような方向性を打ち出すべきだというふうに思っておりますし、2年後、3年後には、やはりまた使い方の見直しとか、それから現瞬間で家庭にパソコンやタブレットがある状況が何%か私は分かりませんが、時代の流れの中で携帯電話のように普及していくという時代の流れになるかと思っております。それも併せた教育の一つの機器として活用していく時代も目前かと思っておりますし、そういうことを取り組んでいる例も当然あるわけで、そういうことを見据えた研究、検討というのが必要だというふうに思いますが、その点について伺いたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 阿保議員の再々質問にお答えしたいと思います。

機器の持ち帰りでございますが、子どもは当初、主に授業を主として使うと。そして第2点目として新型コロナ等によりまして臨時休業になった場合に速やかに貸与して家庭で活用願う、これを基本に最初スタートしましたが、やはり今の時代の趨勢でございますから、一方的に通常を持ち出しを禁ずるといってのものでございませぬので、これらも引くくめて担当者会議で十分に協議をしながら、いつの段階になるかもしれませぬけれども、家庭に持ち帰って大いに活用していただくということにつながっていくのではないかと考えてございます。

また、今の家庭環境の状況でございますが、子どもが調査した段階におきましては、9割を超える御家庭がWi-Fiセットの環境を整えているという調査結果も出てございます。しかしながら100%ではございませぬので、その未配置となっている御家庭について、どのような支援ができるのかも含めまして、総体的に今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、ICTを有効に活用しながら、子どもたちの学びを積極的に支援、そして授業に役立てていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○10番（阿保静夫） 1問目終わります。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、2問目に行きたいと思っております。

この質問は、一問一答方式を取り入れていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひい

たします。

人口減少対策に福祉の充実とテレワークの取り組みを。

第7次総合計画案でも、人口減少は避けられないという前提ですが、その中でも福祉でまちづくりは重要と考えます。また、近年、ICTを活用したテレワークの導入で人口減少対策に効果を見る例があります。本町においても、検討の余地があると考えますが見解を伺います。

今議会に示される第7次総合計画(案)では、10年後の令和12年の目標人口を5,500人としています。今後、必然的に人口減の中でのまちづくりが町政の大きな課題になってくるのは言うまでもありません。

平成31年度に群馬県川場村と長野県栄村のそれぞれの取り組みを視察研修させていただきました。それぞれの自治体が人口減を真正面に受け止めて、独自の取り組みを進めていました。

川場村では、村づくりの推進力として道の駅事業を核に、都会の自治体と結んだ交流活動に力を入れてきました。栄村では、人口減の中、住民の力を借り、近所の住民が助け合う、通称げたばきヘルパー制度等に組み込んできました。

本町では、福祉でまちづくりを掲げ、高齢者福祉や介護に力を入れてきたものと認識しております。そして、福祉は経済的にも本町の屋台骨の一つだと認識しております。

今、多くの地方自治体が人口減少対策を課題としていますが、近年、テレワーク、ICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を導入して、企業を誘致したり、サテライトオフィス、離れたところに事実上のオフィスを設けるなどの取り組みを行なって、人口増につなげている例があります。

例の一つでは、神山の奇跡と呼ばれるIT企業誘致と人口増を実現した徳島県の神山町。お試しサテライトオフィスの取り組みで、消滅可能性都市と言われた町なのですが人口増になった北海道の厚真町。また、産官学が共同で遠野未来づくりカレッジを創設した岩手県遠野市。データ解析産業誘致のオフィスビル設立の福島県会津若松市など。そして、この十勝管内ではテレワークなどの拠点としてシェアオフィス、いろいろな企業が使える出先のオフィスというような意味だと思いますが、それを開設して、関係人口ということになると思いますが、その町に関係する人口の拡大を図る上士幌町の取り組みが紹介されているところです。

そこで伺います。

福祉の充実が人口対策としても、また町の経済の一つの柱としても重要と考えているところですが、町長の見解を伺いたいと思います。

二つ目ですが、これまでの様々なつながりを生かして、テレワークオフィスなどを求める企業との接点を探る取り組みを進めるべきというふうに考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員の質問の1点目についてですが、人口減少対策に福祉充実とテレワークの取り組みの1点目であります。

議員のおっしゃるとおり、本町における福祉の充実は、人口対策、また町の経済にとって重要な役割を果たしているものと思っております。

平成5年度に開始されました在宅福祉ネットワークを中心に、本町では日常的な見守りや除雪、サロン活動など日常生活支援が実施されておまして、地域住民が安心して生活を送ることができ、他の町へ移り住むことなく、いつまでも住み慣れたこの町で生活を継続できるといった面で、まさに人口対策の一つとなっていると考えているところでもあります。

平成12年度に介護保険制度が開始されて以降、町内において多様な介護サービスが展開され、利用者にとっての選択肢が増えたことも人口流出の抑制につながっているものと考えております。

また、介護保険制度によりサービスが増えることで各事業所に従事する職員数が増加することにつながり、人口対策の一助となっていることも考えるところであります。共助、公助に関わらず、あらゆる面から福祉の充実は人口対策にとって重要な要素でありますことから、これらのことについても改めて認識をするところであります。

さきに申し上げましたとおり、福祉の充実により住み慣れたこの町で生活を継続していただくこと、また福祉関連で従事される方が増えることは町の経済にも大きく影響をもたらすものでありますので、引き続き地域における支え合いや介護保険サービスの充実に努めますとともに、福祉関連の雇用の場の維持、拡大を支援していきたいと考えております。

次に、2点目であります。これまでの様々なつながりを生かし、テレワークを求める企業との接点を探る取り組みを進めるべきとの御質問であります。議員も御承知のとおり、国では働き方改革の一環や混雑回避の手段としてテレワークやフレックスタイム、ワーケーションなどの多様な働き方を推奨しておまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や災害のリスクマネジメントの観点からも全国的にテレワークやワーケーションが着実に広がりを見せているところであります。

このような中で、北海道では、新たな関係人口の掘り起こしを行なうために、首都圏の企業向けワーケーションの受入れプログラムの検討や受入れ体制構築のための北海道ワーケーション普及・展開事業を本年度より進めております。

本町もこの事業の検討会議に参画しながら、休暇を兼ねてサテライトオフィスなどでテレワークを行なっていただく北海道ならではのワーケーションプラン等の作成を北海道と共同で実施しているところであります。

本町といたしましては、関係人口を創出する取り組みや、こういった事業も活用しながら、受入れに係るノウハウや首都圏企業のニーズや課題等を把握しつつ、対象希望企業との接点づくりについて、効果的な手法を模索し進めてまいりたいと考えております。

すので、今後とも御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、細目ごとに伺ってまいりたいと思います。

1番目の福祉の充実が人口対策という観点からは、これまでも何回も議場でも議論してきて、今、町長おっしゃったように、間違いなく人口の増というか維持、あるいはマイナスの速度を落とすというようなすごい効果があるというふうに、これは共通認識だというふうに思っていますし、第7次福祉計画の中でも介護福祉分野での町内の職員の方が200名を超えているということです。

ただ、国の基準では、本別町の規模でいうと240名というような数字が実際に出されているようなのです。そういう意味では、十分検討はしているけれども、福祉や介護福祉の分野での働く人たちの働き場所としては、まだまだつくっていただけるのかなというのが現状として捉えていいのかなというふうに思っております。

少し昔だと、介護福祉分野は、経済的に利益を生み出さないような趣旨の話が結構横行していたように思いますけれども、これ自身は、もう既に国の場でも厚生省の社会保障と経済についてという、平成17年の文書ですが、社会保障、特に医療や介護を一つの産業として見た場合、これによって喚起される医療介護福祉のサービスの需要は経済成長の大きな要因だというような趣旨で、医療介護が決して経済的にマイナスではなくて、ほかの産業と比べても引けを取らないくらい経済効果があるということで、厚生労働省が、平成17年ですけれども正式な文書として認めていると。その一方で、それだけにいろいろな規制もしなければならぬということが、後のほうで書いているのですけれども、ただ効果としてはそういうふうに明確に認めているのです。

ですから、町長というか本別町が、かなり以前から福祉のまちづくりから始まって、福祉で今まちづくりということでやっている基本的な方向性というのは、厚生省が言っている、経済的にもちゃんと効果があるのだよということに何ら矛盾がないのではないのかなというふうに私自身は思っております。

そういった意味でも、今現状で抱える問題という点では、介護福祉分野での人材確保というのが一つの大きな課題になっているというふうに思っております。昔からある本別の苗字ではないなという人は、大体医療や福祉関係の新しく入ってきた方が多いように私自身は思っていますけれども、その分野を一層強めながら、間違いなく我々も年を取っていくわけで、いずれ介護福祉のお世話にならなければならないというふうに思っておりますので、そういう意味では、支える力、受皿というのを、非常に人材を集めるのは厳しい状況だというのは十二分に承知しておりますが、本町が、例えば介護福祉士を募集する際に、いろいろな手当ををしていますね。引っ越しの際の手当とか住居の提供とか、それから学業中には5万円でしたか、一定の金額を学費として支給して、本別で就職してくださいというようなことをしていると。かなりの先進例になる

と思いますが、そういうことをより現実と照らし合わせながら進めて、介護人材の確保ということがこれからの一つのポイントではないかというふうに私は考えます。その点について、改めて方向性なり取り組みの方向、考え方を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますが、阿保議員の御質問のとおり、福祉でまちづくり宣言、これはあくまでも町民発の福祉のまちづくり宣言ですから、まさに町民の皆さんと協働のまちづくりの結果として、福祉の町から福祉のまちづくり宣言までできてくれたと。それを多くの先生方、また本町を応援してくれるコーディネーターの皆さん方のお力添えもいただきながら、これだけの福祉でのまちづくりをしっかりと進めてきているわけです。その原動力は何といても町民の皆さんですから、そういう面では、改めて本町を支えていただいている多くの住民の皆さん、人材には感謝申し上げなければならないと思っています。

御質問にありましたように、福祉現場、特に雇用の場が非常に広がってきましたから、そういう意味では大変な大きな力になっていることはもちろんですが、これも本町の高齢者人口は、少しずつこれから減少していくということでもありますけれども、やっぱり介護を必要とする、またそこによりどころとする人たちがまだまだ多くいるということを含めて、いつでも、どこでも、困らないように、しっかりこの本別の町で、住み慣れたところで生活できる環境をこれからもつくり守っていかなければならないというふうに思っています。

また、福祉のまちづくりのために、人材確保のために、いろいろな制度、または支援策などを取っていますが、これは担当のほうから少し説明させていただきますが、ゴーゴーキャンプですけれども、大きくそれぞれ中央の皆さん方や、また多くの医療関係者など含めて、また福祉の現場に大変御指導いただくようなことも実施させていただきます。いろいろな角度の中で、トータルとして医療福祉に従事していただく方が増えていって、安心して支えていただくということになりますので、それはこれからもぜひしっかりと取り進めていきたいなというふうに思っています。

先ほど言いましたように、具体的な詳細の一部は、担当のほうから答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうから少し介護人材確保策の点について御答弁をさせていただきます。

これまでもいろいろな場面を通して御説明をさせていただいたかと思いますが、本別町の介護サービスを中心とした福祉の体制を維持していくために人材の確保をどうしていくかということで、いろいろな勤めてくれる方への助成金ですとかというのもありますし、まず来ていただくためには本別町を知ってもらわなければ就職先の一つに選んでもらうこともできないということで、3年、4年前から福祉セミナーと

いうものを開催させていただいて、道内の専門学校生、あるいは高校生に本町に来てもらって現場を見てもらうというような取り組みをしてまいりました。

おかげさまで、そのような事業の効果もありまして近年は十勝管内、あとは帯広の専門学校も含めて、本別町に資格を持った方が就職してくださるということが毎年数名ずつ出てきているという状況にあります。ただ、本当に根本的な人材確保というところでは、やはり専門学校の先生のお話などを聞きますと、まず福祉系の学校に進学する生徒がいない、減っているというような課題もあるということで、やはり子どもの頃から福祉に接するか福祉を学ぶというような環境も整えていくことが非常に大事ではないかというようなお話も伺っております。

そういうこともありまして、町、あるいは社会福祉協議会と一緒に小学校、中学校の福祉教育の中に参加させていただいて、子どもたちにお話をしたりですとか、現場の介護職と接してもらうような取り組みもさせていただいております。

また、支え手は若い人だけではなくて、一定年齢の60歳を過ぎてもまだまだ活躍できるわという方に対して、去年度から福祉入門研修というのもスタートさせております。残念ながら去年は希望される方がいなかったのですが、今年度につきましては3名ほど一般の方で、プロのところまではまだ自信ないけれども、少し福祉を勉強してみようかなという方が今研修を受けてくださったりというようなこともあります。

いずれにしても、支える力をいかに確保していくかというところでは、子どもから大人まで地域全体の中で関心を持ってもらう取り組みが必要なのではないかと考えて、いろいろな方面から対応を考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま課長のほうから人材不足解消のための努力ということで具体的なことが挙げられました。具体的な方策があるということは一つの強みだと私は思いますし、その部分でさらにそこを充実させていくというような取り組みがまず一つ必要だと思います。

それから、先ほど、栄村の例でげたばきヘルパーという表現をしましたが、今、最後のほうで課長がおっしゃった、一般の方で資格ではないのだけれども、いろいろお手伝いをしてくれる方が今回は3名ですか、入門研修で3名と。この取り組みは非常に私は重要だと思って聞いておりました。町民の皆さんの力を借りることだと思うのですよね。ですから、いろいろな違う形で本別はその辺も随分取り組んできたとは認識しておりますけれども、介護福祉の分野で特化したというか、その部分を明確な目的としながら、今ある力を貸してくださいというようなことをさらに広めていく、取り組んでいくということが一つの人員不足、国の基準がどういうことで決めているのか分からないですけれども、国の基準からいくと本町においては20名から30名まだ介

護職員が足りないような事情だというふうに私は認識しているものですから、そうしたら、我々の町民の力をお借りするというにもう少し力を入れるべきだというふうに私は思いますけれども、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 答弁をさせていただきます。

阿保議員おっしゃるように、町民の力を借りる、町民と協働していくというところにつきましては、まさに本別町がずっと取り組んでいる福祉でまちづくりの根幹ではないかというふうに考えているところです。

議員も御存じのとおり、本別町にはもう25年以上の歴史を持つ在宅福祉ネットワークの活動もございまして、こちらの皆様は向こう三軒両隣の中で見守りですとか、ちょっとしたお手伝いの支え活動を今もなお継続していただいております。そういう地域の取り組みの力と、あと少しプロのような知識を持った方の取り組み、そして本当にプロフェッショナルな方の力という重層的な仕組みが町の中にあるということが、安心して暮らせる町なのではないかというふうに考えておりますので、地域の視点というのはこれからもずっと持った中で対策を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、2項目めに行きます。

テレワークの取り組みというのは、先ほど町長の答弁の中にもあったとおり、いろいろな条件整備とか、その町の持っている環境などが大きく影響するものというふうに思っておりますし、管内の町においても、そのためのオフィスを建てた町もあるし、私の調べではありませんけれども、既存の施設を活用したというような例もあるようです。

それで、私はやはり本町におけるテレワークのオフィスを設けれる条件づくりというのが、一つは、先ほど申し上げたように、町長を先頭にこれまで培ってきた企業との関係とか、そういう関係者とのつながりを生かしていく道が一つと、それから今現在でいえば、既存の施設の中でそういう条件をつくるということも、私はこの本別は可能だと思っています。

私が思っているのは、例えば御所です。何棟かある中での来る人数にもよりますし目的にもよりますけれども、例えば1棟か2棟をテレワークのオフィスとして整備すると。整備するといっても、多分最低限必要なのはネットワーク環境だというふうに思うのですけれども、それを整備することによって、環境的には本町の中ではかなりいい環境の場所に建っている建物だと思いますので、御所なんかの活用は一つあるのかなと。軌道に乗れば、新聞などの報道にあるような、いわゆる近代的な事務所的なイメージというのですか……。

○議長（高橋利勝） 阿保議員、質問は簡明にお願いします。

○10番（阿保静夫） ということで、条件整備をしていきながら、この方向につなげていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） テレワークは、今までも何度か実証してくれた企業もありまして、経験をしているのですが、今御質問ありますように、本町でももともとは駅舎だとか、それから駅長室ですね、言ってみればそこでやってもらったとか、また少し企業の人数が多くなれば、元の電電公社NTTの1階のフロアで、元森林組合で借りたりしてしましたけれども、そういうところの活用などというのを今まで何度か経験しましたけれども、要は、おっしゃっていただいたように、やれるとしたら、本別公園の中の御所ですね。ここは、あれだけの設備がありますから、通信環境もよくなっておりますので、一番安定的にやれるのはあそこかなということも私どもの内部ではいつも話をしながら、そういう機会をぜひつくっていければなどと言っています。

人脈でいろいろな質問がありましたけれども、やっぱり特に東京本別会だとか札幌本別会、ふるさと会なんかを中心に、さらにまた今、ふるさと納税でそれぞれ企業、さらにまた企業としてふるさと納税をしていただいている方などなど含めて、そういういろいろな情報、条件を駆使しながら、少しでも実現できるように努力できればなというふうに思っております。

コロナ禍で、それぞれ自ら、都会から地方と言いつつも、なかなか海を渡ってこっちまで来るといのは、そんなに多くいるわけではありません。やはり圧倒的に本州、特に南紀のほうがすごく進んでいるということではありますが、それをできる限り、雄大な北海道、また本別というところにそういう希望を持っていただけるような、そういうPR活動も含めて実施していければなというふうに思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 先ほど町長のお話の中で、道の研究の組織の一員というかわって研究をしているということですので、これはやはり一朝一夕には実らない部分だと思うので、ぜひ庁舎内で一つの仕事として専門的に取り組むべきだというふうに思いますので、そういう体制づくりも含めて検討すべきだというふうに思いますけれども伺います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時39分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋町長。

○町長（高橋正夫） 担当の企画の中で、実際にそれを準備しながら体制を取っていくということになっていることでもありますから、それをしっかりとワーキングチーム的な形の中で事業として進めていくということでもありますので、そのとおり私どもも取り計らっていききたいなと思っています。

以上であります。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番石山議員。

○4番（石山憲司） 議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました1問につきまして一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する町の独自対策についてお伺いいたします。

本町における対策としてPCR検査の実施、宿泊療養施設の確保及び感染情報提供の在り方についてお伺いいたします。

本年、2月28日の対策本部設置以来、感染予防対策や地域経済・住民生活支援等数々の対策を速やかに実行してきました。ただ、今なお、感染は世界、日本、北海道、いずれにおいても拡大を続け、特に11月以降、十勝を含め爆発的に拡大しております。

そこで先ほどの3点、1点目、PCR検査について。

感染症対策の第1は病原体、今回の場合ウイルスでございますが、病原体の所在、保有者確認が第一であると考えます。そのためにPCR検査が適切な方法であると現在においては考えられております。現在は感染者の濃厚接触者へのPCR検査が保健所管轄で行なわれているが、それ以外の接触者や不安を抱く町民で検査を希望する方々へ、町として独自の執行を考える考えがあるか否かお伺いいたします。

2点目、宿泊療養施設について。

旧養護老人ホーム4室の改修工事の進捗状況についてお伺いいたします。また、町内で感染者が出た場合、基本的には保健所の指示により医療機関へ移送されることとなるが、軽症者や無症状の感染者が入院先の調整がつかず、自宅で待機となる場合、または感染者の家族を含む濃厚接触者の保護のため、町管理下の宿泊施設等の活用について考えをお伺いいたします。

3点目、感染情報の提供について。

十勝管内での役場クラスターが発生した折、町からの感染者や濃厚接触者について、具体的な情報提供がないことも不安を増幅させているという報告もありました。速や

かな公開が求められております。本町においてこのような情報提供をどのような方法で行なうのかお伺いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 石山議員の新型コロナウイルス感染症に対する町の独自対策についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず御質問の1点目でありますPCR検査についてであります。新型コロナウイルスは、飛沫感染するとされておりまして、感染を防ぐには感染者との接触を避けることが重要で、そのため感染者を特定することが必要でありますので、国保病院におきましても、院内感染防止を目的としてPCR検査装置を整備することといたしました。

従前は、患者から事前にお電話いただいた上で発熱外来を受診していただき、医師が新型コロナウイルス感染症を疑った場合に帯広保健所と協議をしてPCR検査を行なってまいりました。今後は、北海道と行政検査の委託契約を締結して、事前にお電話をいただいた上で発熱外来を受診していただき、医師の判断でPCR検査を行なうこととなります。

議員の御質問にございましたように、濃厚接触とされない方だとか、自身が不安を抱く町民で検査を希望される方への町独自の検査の実施ということではありますが、あくまでも医師の判断に基づいて検査を行なうことが原則でありますので、無症状の方で検査を希望される方への検査は行わないということでもありますので、御理解を願いたいと思います。

2点目の旧養護老人ホームの4室の改修工事の進捗状況に関する質問ではありますが、令和2年11月27日に入札を実施いたしました。30日に契約を締結して、工期につきましては12月1日に着工して、令和3年3月10日を完了の予定としております。また、改修工事に併せまして感染対策居室に必要な備品、消耗品の納入準備を進めていく予定としております。

次に、宿泊療養施設についての御質問ではありますが、国は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえまして、医療提供体制を確保するために入院の対象者の明確化を図ったことで、重症化のリスクのない軽症者や無症状の感染者につきましては、宿泊療養施設や自宅での療養を可能といたしました。

このような状況の中で、今後、宿泊療養者の増加が見込まれますが、宿泊療養施設の確保につきましては、地域の感染拡大状況を見極めながら、都道府県や保健所設置市などが行なうこととなっております。

また、施設の選定に当たりましては、感染防護の観点から風呂、トイレがある個室が望ましいということになりまして、宿泊軽症者と対応する職員との動線を分けることなどの設備の要件がありまして、あわせて、施設を安全、効率的に管理していくためには、ある程度の規模の施設、例えば定員100名程度のホテルを想定してございまして、そのような要件を勘案しますと、本町におきましては適切な施設は残念ながら備えて

いないということでありませう。

しかしながら、感染拡大がさらに深刻化し、保健所からの協力要請があった場合につきましては、保健所と協議して、検討してまいりたいと存じます。

3点目であります。感染情報の提供についてであります。本別町内で新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合には、町には十勝総合振興局から感染者の情報が届きますが、その内容はあくまでも感染者御本人の同意に基づき公表するとした情報となります。

北海道の公表基準であります。感染者御本人、御家族から同意を得られた場合は市町村名を公表いたしますが、それ以外の方につきましては、振興局名を公表することとしております。

このため、町の独自の判断で居住地が本別町であることを公表することはできませんし、同意があった場合であっても、北海道からの情報に基づき、感染者御本人、御家族にも配慮しながら、公表を行なうこととなります。

なお、公表する内容であります。北海道の基準に基づきまして、年代、性別、国籍、居住地、これは十勝振興局管内であること、また、同意があれば市町村名ということがあります。職業、さらに症状、経過、発症日、主症状、現在の状況など、さらに行動歴、滞在歴となっております。

御質問の情報提供の方法であります。町ホームページにより速やかな情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目、PCR検査についてでございます。

さきの臨時会におきまして、予算上で147万円ですか、機器購入がございました。私もいろいろカタログ等見せていただきました。事務局長の説明では、PCR検査ということで説明をされていたと思っておりますけれども、PCR検査というのはそのときに申し上げましたけれども、ポリメラーゼ連鎖反応のことをPCRと言います。これは、私はカタログだけの判断でございますけれども、多分サーズのときのコロナウイルス、サーズもコロナウイルスでしたので、そのときに開発されたコロナウイルスですね、今回のCOVID-19ではなく、コロナ、いわゆるウイルスの範囲でいうと大きな属でございますけれども、コロナの多分たんぱくか何かで反応を見て定めるものでないかと思っております。

前回の説明のとき、97%云々でございました、陽性率ですか。これも詳細を見ますと、PCR検査の陽性に対して、この機器でやったら九十何%合致したということのようでございます。この機器は確かにドクターが診断する段階においては極めて有効であると私は思います。

ただ、詳細を見ますと検体、いわゆる綿棒で、喉で取るのか鼻で取るのか分かりませんが、綿棒で取った、その綿棒を一つ一つカートリッジでやって、それで15分ぐらいで判定ができるという機器でございます。ですから、診断上においては極めて有効でありますけれども、この機器をもう一步踏み込めば、病院の医療スタッフの方の検査に使えるものでございますので、その辺、医療スタッフへの利用をどのように考えるか。

確かに、先ほど町長が言いましたとおり、この機器は決して一般向けで検査する云々という機器ではございませんので、少なくとも病院内のスタッフの方の安心・安全のために、せつかくの機器でございますので、有効活用していただきたいというのが1点目のPCR検査についての再質問でございます。

2点目の宿泊療養施設、確かに前回は旧老人ホームの4室改良、今お聞きしましたら、工期が3月10日ですか、さらに備品購入等がありますので、実質的に使用可能となるのは年度明けかなと。その間にですね、先ほど町長の答弁では、全て保健所であると。町はそこまで宿泊療養型施設を準備することはできないと言いますが、もし町内で感染者が出て、そこに濃厚接触者も当然伴って出ます。その時点において、本別町の町民の不安を解消するために、少なくとも濃厚接触者については何らかの町の対応は考えられないのか。

先ほど町長は、全て保健所任せであると言いました。でも、町として独自の対策、例えば先ほど申し上げました町の施設の利用等、もし何ならば最終的には災害対策という避難所的なものの開設も含めて考えられないのか。

それから、3点目の感染症の情報でございます。

これも、町長の答弁は、本当に公式の答弁でございます。確かに今回のウイルスは保健所が主でございます。ただ、町民はうわさといいますか、出た出ない、濃厚者誰だ云々、そういうものは非常に迅速に伝わってまいります。

そこで、町としてしっかりと、先ほど町長が言った、本人の承諾という前提はございますけれども、それが基でしっかりした情報を公開することによって、町民にあらぬうわさや不安感を解消ができるのではないかと考えております。そういう意味で、町として全部保健所がやるのでしょーと云うたら、町はやることはないのです。そうではなくて、町としてどこまで公表できるか、その辺をしっかりと検討しているか否か、改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 石山議員の、今回のPCR検査器を医療スタッフには使えないのかというような御質問だったと思います。

今回のPCRの検査機器でございますが、医療スタッフに使うことも可能ではございますが、病院の考えといたしましては、当院のスタッフにつきましては、より正確な検査方法、これは外注方法になりますけれども、判定は翌日になるということで、唾液

での検体採取を当院で行ないまして、外部発注いたしまして、翌日に判定が出るという、より精密な検査を予定しております。このことによりまして、入院患者、外来患者への感染を当院の職員から防ぐという目的を持ちまして、医療スタッフにつきましては、外注でより正確な検査を行なうという予定をしております。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうからは、2点目の宿泊療養施設の関係についてお答えをいたします。

今、石山議員の再質問の中にございましたのは、濃厚接触者の方々に対して独自の対策はということだったかというふうに理解しましたがけれども、基本的に濃厚接触者となった方というのは、PCR検査を受けていただいて、マイナスであれば自宅待機ということになっておりますので、その方たちをどこかに収容してとか、集めてというようなことにはならないのかというふうに理解をしております。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 3点目の御質問の関係ですけれども、町として独自の公開ということをございますけれども、あくまでも基本的には道の公表基準に基づいての公表ということとなります。町といたしましても、公表指針というのは先日定めたところでございますけれども、それも道の基準に沿って公表していくということになりますので、その辺で御理解をいただければと思います。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） それでは、重ねて質問させていただきます。

まず最初の1点目、PCR検査です。

これは、もう一度確認させていただきますけれども、医療スタッフにつきましては、別途唾液検査を行なうと。これには多分1日かかるということで、PCR検査ではないかと推定いたします。検査するのは、患者が発生した後でございますか。そして、院内での患者がPCR検査で陽性になった場合、これは当然感染でございます。ただ、本別町の人が国保病院以外の経路で感染が判明した場合、そのときは、先ほどの話では振興局のほうから連絡が来ますよという話でございましたけれども、そのような方に対しては、出た場合にも当然、町立病院の医療スタッフはこの検査を行なうということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、2番目の濃厚接触者でございます。

濃厚接触者は、PCR検査をして陰性になった人は自宅でやるという限定でございますが、濃厚接触者と言われる方がPCR検査までの間、いわゆるタイムラグは必ず発生しています。どこの町村に聞いても2日待ったとか、今早くなっても現状はそのような状況でございます。その場合、検査待ちとか、または軽症者といえども十勝の場合は今190床の療養型施設を確保しておりますので、そこへの移動のタイムラグの間、それはどのように考えるかお伺いしたいと思います。

それから3点目、公開について、対策本部で検討したと。それはあくまでも道の基準に沿っているものであると。この道の基準について、簡略に説明いただきたいと思えます。

以上、3点お願いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時21分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 石山議員の再質問にお答えいたします。

まず、院内で感染患者が発生した場合でございますが、当然そこに関わった職員につきましても、PCR検査を行なうこととなります。あと、町内院外でそういった感染者が発生した場合でございますが、そういった方が万が一当院を受診するなどされた場合であれば、当然そこに携わった対応した職員につきましても、PCR検査を実施させていただきます。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 検査結果が出るまでの濃厚接触者の方の対応でございますけれども、濃厚接触者となった方につきましても、保健所のほうから検査結果が出るまでは自宅で静かにしていただきというような指導が入るというふうに聞いておりますので、それに従っていただくということになります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、3点目の町で決めました公表指針の関係でございます。

まず、1点目ですが、公表の対象者でございますけれども、町の職員等が感染をした場合。これは、会計年度任用職員も当然含まれます。二つ目が、町の施設で感染が発生した場合。

公表の内容でございますけれども、感染者の年代、性別、勤務先、施設名。2点目として経過、症状。3点目として公衆衛生上の対策。例えば消毒作業ですとか、どういったことを対応しているかということです。

公表の方法ですけれども、町のホームページ、報道への情報提供。

留意事項でございますけれども、感染者等の特定による偏見、差別、誹謗中傷や風評被害等が生じることのないよう個人情報やプライベートに十分留意し公表する。二つ目として、公表の際は、感染者及び利用者等の保護に十分配慮し、本人または関係者の同意を得た上で実施する。3点目として、濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別、検討、判断をするという内容で定めてお

ります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 病院の感染につきましては、理解するところでございます。

先ほど一番最初に、一般町民に対して云々という、どうなのかとお伺いしました。現状においてはできないというのが今の町の姿勢でございますけれども、例えばPCR検査もプール式で行なうとか、プール式というのは多人数の、例えば10人一緒に受けたらその人たちを一遍にまとめて1回で検査してしまう。プールして検査する。そういう検査方法もあることはあります。そういうものも含めて、町独自で不安解消のために、町民が不安だというたくさんの方が出てくると思います。一人一人PCR検査するというのはとてもではないけれども現在の十勝管内のPCR検査の状況から見ても極めて難しいかなと私も思うところでございます。そのときに、プール式で検査はできないものかどうかをまずお伺いしたいと思います。

それから、2点目の濃厚接触者。確かに軽症者、または無症状者に対しては、自宅で待機してくださいということはあるというお話でございましたが、そういう濃厚接触者の方々が自宅でやると自宅感染というのがどうなのか。それを避けるためにも、失礼、もう一度言い直します。軽症者や無症状者というのは、これは基本的には陽性なのです。だから無症状なのです。そうでなくて濃厚接触者、まだ陽性とも陰性とも分からない方、それが自宅待機になっている場合に、果たしてその人たちの家庭内感染をどのように考えているのか。そのために宿泊療養施設が必要でないかという質問でございますので、その辺について改めてお伺いいたします。

3点目につきましては、道の基準にのっとって本別町も行なうということで、理解するところでございます。

全2点につきまして、再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時28分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 石山議員の質問にお答えいたします。

プール式の検査ということで、多人数の検体をまとめて検査するというところでございますけれども、当院では、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも発熱外来を受診していただいた後、医師の判断に基づいて検査を行なうということで、プール式ということを行なうことはございません。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 石山議員の2問目の御質問に回答させていただきます。

家族の中でお一人が陽性になって、同居の家族が濃厚接触者になりましたという場合には、先ほども申し上げましたように、濃厚接触者の方については基本的に自宅にいてください。陽性になった方がしかるべき施設に移るまでの間、一緒にいなければならないことで感染リスクが高まるのではないかなどということかなというふうに思うのですけれども、一応、現在聞いている情報といたしましては、家庭内で出た場合には、なるべく環境が許すのであれば、お部屋を別にしておき、室内でマスクをつけるですとか、共用の部分は消毒をするですとか、そういう基本的な感染予防対策を取って家にいてくださいということになっておりますので、そのような対応になろうかと思えます。以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 病院のPCR検査については、理解いたしました。

ただ、プール検査というのは、これは厚労省でもあるのです。ただし、国費で行なう検査には該当しておりません。ですから、私が聞いたのは、町独自でやる場合には単費で町民に対して町民の不安を解消するためにPCR検査をする場合には、こういう初期の段階においては、10人まとめてやろうか100人まとめてやろうか、もし陽性になったら、その10人をそれぞれ調べればいだけですから。初期の段階では極めて有効な検査であるというふうに私は考えているものでお伺いいたしましたので、それについては最後にまたまとめます。

2番目の療養型につきましても、説明は理解するところではございます。したがって、町長にまとめて本別町の独自対策として、今いろいろな例を挙げてみました。PCR検査についてはこういうものもありますよ、療養型についてはこういうものもありますよと言いましたけれども、町独自の施策として、少なくとも町内で感染者が出た場合には、町民の皆さんの多くは不安に陥ると思います。そのときに町として、保健所に言われたらこれしかできないのだよというのではなくて、町としてどのような施策といたしますか方針で臨まれるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 石山議員が何を求めているのか分かりませんが、あくまでも感染症対策は町独自でやれるということではありませんので、あくまでも北海道で、都道府県では北海道ですね私どもはね。そこで、先ほども言いましたけれども、石山議員もおっしゃっていましたが、療養するには帯広市内に100床程度のホテルを2棟お借りして、職員をそれぞれ町村で持ち回りしながら、そこで濃厚接触を避けながら療養すると。あくまでも重篤な方は専門的な病院で検査をするということですから、町独自というのは、公表基準も先ほど言ったとおり北海道の公表基準になりますから、何とかやれという思いで言ってくれるのは分からないわけではないけれども、それはできるような状況ではないですし、また感染者が出たとしても、それはあくまでも本人の同意がなければ氏名も一切公表できないということですから、そ

ういう意味では町村名までは出ません。それは振興局名ぐらいまでしか出ませんということで先ほど答弁させていただいたとおり、それ以上のことはありませんので、そのことについては着実に、そういう事象が万が一起きたときには、そういう方向で着実に照らし合わせながら対策を講じていくということになりますので、そういうことで、首をかしげないで、しっかり聞いていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○4番（石山憲司） 終わります。

○議長（高橋利勝） 11番藤田議員。

○11番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、2問について一般質問を行ないます。

まず1問目、ウィズコロナで新たな生活様式への対応を。

ウィズコロナの環境下においては、新たな感染防止対策など、常に先を見据えた進化する施策が重要と考え、万全の体制を再構築し、第2波、第3波の感染拡大防止とウイルス侵入を防ぐ対策を取らなければならない状況となっております。

1点目、仕事などでもリモートワークが普及し、ふだんの買物においてもオンラインショッピングに消費形態が流れ、店舗もデリバリーなどを展開するなど、営業形態が変化してきています。町民と宅配業者との非対面の受渡しが可能となり、宅配便の再配達削減を図るため、宅配ボックスの購入費用の助成をしては、について見解を伺います。

2点目に、庁舎内でクラスターが発生すれば、災害時同様、業務や事業を継続することは困難となりますが、納税や各種申請をオンラインでできるなどを今後していくべきです。感染症にも対応した災害時の事業継続計画や復旧計画など、緊急時対応計画は策定されているのか伺います。

3点目に、小中学生を対象に、各家庭のネット環境の調査がなされていますが、パソコン、タブレットなどを用いたオンライン授業の計画、準備の進捗状況と、いじめやコロナ差別防止の取り組みについて、以上3点について、一問一答細目方式で行ないます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 藤田直美議員のウィズコロナで新たな生活様式への対応の質問の答弁をさせていただきます。

まず1問目の宅配便の宅配ボックス購入費用の助成についてですが、コロナ禍における不要不急の外出自粛によりまして、巣籠もりといった言葉が使われるに至り、またその結果、通信販売の利用が拡大され、ある宅配事業者の収益は過去最高の収益を記録

したなどとの新聞報道もあったところでもあります。

通信販売、宅配事業とも、以前から毎年の取扱額が増加してきた経過があり、恐らくは、今後もコロナの問題が収束しない限り、外出自粛の傾向から拡大していく傾向があると思われれます。

そうした状況を受け、御質問にあった宅配ボックスの設置によるメリットは、非接触による感染防止も含め一定の理解をすることでありますが、現在までのところ、コロナ禍の影響によりまして、相当大きな影響を受けている地元中小企業者への支援策として、商工会とも連携して、これまで売上減収分に対する緊急支援事業のほか、愛町購買意識を醸成するためのプレミアム商品券事業、ポイントカードを活用したキャッシュレス化推進事業など、消費購買額の確保のための各種施策を展開して、事業所を減らさず、そしてそこで働く従業員の皆さんの雇用を守ることを最優先に取り組んできたところでもあります。

今後においても、まだ続く影響に対する支援施策を、引き続き商工会とも連携して展開していく必要があります。いかに地元経済圏で消費購買額を滞留させることができるのか、また消費者として町民の皆さんの御理解を得ることと併せて大変重要な課題であると認識をしているところでもあります。

したがいまして、こうした異常時のみならず、平常時に戻ったとしても地元商店街を守り、地元経済を守ることを念頭に置いた場合、通信販売事業と関連するものに対する支援策を講じるのは、優先度としては低い印象を持っているところではありますが、例えば、今後において買物弱者対策として、地元の商店街組織などが宅配事業を開始するに至った場合につきましては、今回御提案の宅配ボックスの助成も含めてどのような支援策を講じることができるのか検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

2問目であります。

納税や各種申請のオンライン化につきましては、感染症の対策だけでなく、日常の住民サービスの向上にもつながるものと考えております。納税につきましては、税に限らず、水道など税外の徴収金も対象とするものと考えておりますので。また、マイナンバーカードの取得率は現在12.2%ほどであります。戸籍などのオンラインによる手続につきましては、個人情報との関係からマイナンバーを取得していることが前提となりますので、利用者の見込み、導入費用、ランニングコストなどを踏まえた検討が必要だと考えております。

次に、感染症にも対応した事業継続計画についてであります。現在、本町では災害時の事業継続計画を策定中であります。新型コロナウイルス感染症は、自然災害などの被害とは違い、建物やインフラへの影響は少なく、感染拡大による人的資源への影響が課題であります。

そのため、町民の生活と健康を守り、最低限の町民生活の維持に必要な行政サービス

を継続させるために、1月27日開催の本部会議におきまして、本別町新型コロナウイルス感染症対策業務持続計画の策定に向けた考え方を示してきたところであります。

本計画は、特に問題となります人的資源を課題として、感染症の感染拡大において迅速に対応して、町が必要な業務を維持できるようにするために、業務の優先度を緊急対応業務、継続業務、縮小業務、休止業務の4区分に分けて業務の継続上の基本的事項を定めてまいりたいと考えております。

次に、3点目であります。

オンライン授業の進捗状況といじめやコロナ差別防止の取り組みについての御質問ですが、オンライン授業の計画、準備の進捗状況につきましては、先ほど阿保議員の質問の中でも答弁させていただきましたけれども、校内通信ネットワーク工事及びタブレット端末の設定作業を1月中旬に終えることとしておりまして、現在、各学校におけるICT推進担当者の選任と運用・活用のための協議を進めているところであります。また、タブレットの導入に先立って、各学校におきまして研修会や試験的実験も行なっていていただいております。いじめやコロナウイルスへの差別防止の取り組みにつきましては、所管事務調査の中でもお答えしておりますが、各学校から児童生徒、保護者に対して学校だよりや北海道教育委員会が発行するお知らせを配布するとともに、12月1日には北海道教育委員会教育長から児童生徒、教職員、保護者に向けて、あたたかい心でつながろうというメッセージも発信され、それぞれに周知したところであります。

いずれにいたしましても、コロナ差別については、学校だけの問題として捉えるのではなくて、教育現場においても、町全体としての取り組みを周知徹底してまいりたいというふうに考えております。御理解をいただきますようによろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） それでは、まず1点目の再質問をさせていただきます。

新たな日常の構築に向けて、様々な生活現場で感染拡大を防ぐ取り組みがされております。宅配ボックスについては、コロナ感染が拡大する以前にも注目されており、共働きやネットショッピングを利用する若い世代を中心に需要が増えてきております。また、国土交通省の住宅局も、防災や省エネの観点から推進しているところでもあります。

このコロナ禍においては、特に非接触、非対面となるマンションや住宅における宅配ボックスの設置は有効であると示しています。これは、通信販売だけではなく、本町事業者にとっても活用できるということでもあります。感染リスクを下げる取り組みになると考えますし、本町事業者も利用できるような状況であれば、限って支援することではなく、必要な人に必要な支援ができればいいと私は考えております。

また例として、美幌町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、町民と

宅配業者の非対面による受渡しという新しい生活様式の推進や宅配便の再配達削減を図るため、宅配ボックスの購入費用に対し一部を補助しており、また追加も募集をし始めたということが知らされております。

本町においても住民の生活形態はそれぞれ違いがありますので、特に共働きが多く不在の家庭が多いのではというふうに感じておりますし、防犯、防災、省エネの観点からも町民が生活上のリスクを下げるため、取り組みを推進するべきと考えますが見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただいまの藤田議員の御質問でございますけれども、藤田議員おっしゃることは当然それも当てはまることだというふうに思っております。ただ、先ほど町長が答弁申し上げましたけれども、そこで宅配ボックスを購入助成するとなったときの受益の範囲といたしますか、当然宅配事業者、あるいは通販を利用されている方といった部分についての当然メリットは生じるのかなというふうに思っております。

ただ、先ほどの町長の答弁にもありましてとおり、今コロナ禍の中でももちろん感染防止という観点も当然大事なことではありますけれども、今そういった公的資金を活用するとしたときには、やはり公的資金をいかに地元商店、いわゆる経済圏を守るかというところの考え方というのもあるかと思っておりますので、それは先ほどの答弁の中にもありましたとおり、今後そういった地元の商店街の方がさらに関わるですとか、そういった圏域内で経済が滞留するような仕組みをつくる際には、当然そういったものについても町としては考えていく必要はあるかというふうに思いますが、現段階において、今の優先度は低い。優先度から考えると、順番といたしますか考え方の違いといたしますか、それはそれぞれの考え方の相違というのもあるかと思っておりますけれども、いずれにしても、藤田議員がおっしゃろうとしている趣旨は当然分かっておりますので、ただ、仕組みづくりですとか、また今後そういったものをさらに検討していく必要があるのではないかなというふうには今考えているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 2点目の再質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大によって、密を防ぐ新たな生活様式を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動が動き出しております。テレワークにより、都市部にいなくても仕事ができる人が増えて、新たな人の流れをつくる必要があるかと考えております。今後は、新しい生活様式を定着させるため、具体的な施策を本町においても推進し、魅力あるまちづくりと質の高い社会を築いていく必要があると考えるところです。

御存じであると思っておりますけれども、内閣府が示している地域未来構想20の中では、

コロナ禍だからこそできる事業、施策が紹介されております。また、感染拡大の影響で生活様式や働き方が多様化される今、デジタル化を大胆に取り入れるとともに、オンライン、テレワーク、ワーケーション、働き方改革、移住、魅力あるまちづくりと質の高い地域社会、オンライン化については特にですが、会議についてはオンラインで行なっているということではあります。住民に関わることには、各種手続の簡素化、納税についてもスマホ決済ができるなど、さらに住みやすい環境をとという点になると思いますが、今後の見解について伺います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

午後 3時52分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋町長。

○町長（高橋正夫） ただいまの質問ですけれども、先ほど阿保議員の質問とほぼ同一かなというふうに思いますが、北海道とワーケーション普及の事業展開、道内の市町村とともに北海道が中心になってこの事業を進めております。

その中で、そういう情報だとか、また先ほど申し上げましたように、町独自でも東京本別会だとか札幌本別会いろいろ含めて、そういう企業、またふるさと納税を頂いている企業の皆さん方ともに情報を発信しながらこの事業を何とか進めていって、少しでも多くの定住交流人口が増えればというようなことで事業展開をしていくということですので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 3点目の再質問をさせていただきます。

オンライン事業の計画と進捗状況については、さきの議員の答弁にもありましたので理解しました。スカイプ等の活用、研究中との答弁、本別町の子どもたちが取り残されないよう、時代に合った取り組みを早期に行ない、学力を向上させていくべきだと思います。

いじめやコロナ差別防止の取り組みについてですが、新型コロナウイルス感染拡大が長期化する中で、警戒地域ほど大きな影響を受けることなく、子どもたちは元気に登校し、ふだんの状況に戻っているように感じております。

本町においては、感染者が出ていないこともあり、1番にならないようになどという言葉をよく耳にしますが、感染を防ぐ意識の表れだと思いますが、これは大変危険な言葉だと感じております。大人がこの言葉を発することで、子どもたちはどのように感じているのか。町民がいつまでもおそれや不安を抱くことで感染者や医療介護従事者、その家族などに対する差別や偏見、いじめなどへつながる事態は絶対に防がなければならないと考えます。

先日の所管事務調査では、指導しているということでしたけれども、具体的な内容、防止策については伺っておりませんでした。子どもたちの意識など現状はどのように把握しているのか。新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報を得ることが差別、偏見、いじめ防止になると思います。学校での教材や参考文献など、何か用いて指導に当たっているのか。日本赤十字では、新型コロナウイルス感染症の病気に関する中学生用の教材も出しているということでございます。指導を強化するべきだと思いますが、また、教育長としてどんな思いを発信していきたいのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 今の藤田議員の御質問にお答えしたいと思います。

所管事務調査の中で、確かに学校通信等でお知らせをさせていただいているということでお話をさせていただいたところですが、そのほかに、答弁の中でもありまして、北海道教育委員会が発行している、保護者の皆様へという通信を出しております。これにつきましては6月23日、それから8月26日、それから11月10日と、それぞれお知らせをさせていただいておりますが、この中では保護者向けに学校の新しい生活様式についてのポイント、それと感染症の学習をしておりますという趣旨の中身のことで書いた通知になっております。

また、表裏の両面刷りになっておりますけれども、教育委員会の中に子供相談支援センターというところを設けておまして、その中で、プリントの中でも差別や偏見がなくなるよう御協力をお願いしますということで文面と、それから三つの感染についてのお知らせをそれぞれ参考につけております。

また、感染の学習についても差別や偏見のない適切な行動が取れるようにということで、基本的な新型コロナウイルス感染症に関する学習もこれまでも行なっておりますし、先ほど答弁の中にあつたとおり、学校だより等の中で、一例ではありますが保護者向けに、身体的距離が離れても心と心の距離を近づけようとかということで、敵はあくまでもウイルスなのだということに触れて、保護者とお子様に向けて通知をしております。

また、12月1日付の北海道教育委員会教育長のメッセージにもありますが、かからない、うつさないための皆さんの行動は大切な家族や友達を感染から守ってくれるのだということを言っております。その中で、ただ子どもたちが様々な悩みだとか、焦りだとか、苦しみを一人で抱え込んでいませんかということの問いかけをしています。そのときに、あなたは一人ではないのだよ、きっと誰かが希望の光を照らしてくれるのだということを信じてくださいというようなこともお伝えしながら、誰かに相談する手助けもしてあげてくださいという優しい心づけのあるメッセージが送られているところであります。

いずれにいたしましても、学校におきましては、継続的な学習はもちろんでありますし、基本的な考え方をお伝えして、決してそのようなことがないようにというところで

ございます。

あと、先般のコロナウイルスの本部会議の中でも、ちょっと私のほうからお伝えをした部分がありますが、今、愛媛県のほうでシトラスリボン運動というのが行なわれているのですが、地域、家庭、学校または職場で、三つの輪を使ってリボンをつけて心もとないようなことにならないようにみんなで心を許していこうというような取り組みも本州のほうで行なわれていることなので、そのようなことも本町でも取り組んではどうですかという意見を述べさせていただいたところです。これについては、学校に限らず全町的にみんながそういう心もとないような形にならない、犯人捜しをするようなことにならないように取り組んでいきたいと思いますという趣旨で、会議の中でもお伝えをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 議長、細目方式でやっているのですが、2点目の業務継続計画について再質問があったのですが、してはだめでしょうか。

○議長（高橋利勝） できません。

○11番（藤田直美） 再質問させていただきます。

学習の内容については理解いたしました。また、授業を受けた生徒については、思いやりの心が培われたのかどうか、具体的な何か評価的なものがあるのかどうか伺いたいと思います。すばらしい取り組みではあると感じたところですが、先ほど言いましたとおり、教育長としてどのようにそういう思いを発信していきたいのかという点をもう一度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 藤田議員の再々質問についてお答えをしていきたいと思えます。

いじめ、誹謗、それから中傷等の防止につきましては、先ほど次長のほうから御説明、答弁を申し上げたとおりでございます。

私といたしましても、管内の小中学校においても、児童生徒の感染が見られている状況でございます。先ほども言いましたけれども、本町の学校においても、危機感を持って感染防止に最大限努めているところでございます。また、いじめ、誹謗中傷等の分につきましては、文科省や、それから道教委、それぞれ通知が発してございます。これらを活用しながら、授業、あるいは学校の様々な場面において、児童生徒に訴えていきながら、そのようなことがないように十分配慮を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○11番（藤田直美） 1問目終わります。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 2問目、フレイル対策で生活機能の維持向上を。

フレイルは、健康と要介護の中間に当たり、早い時期の適切な介入、治療により生活機能を向上させ、健康な状態に戻すことができます。鬱など精神・心理面、閉じこもり、孤立などから社会の関わりが少なくなり、負の連鎖が広がることを止める取り組みです。高齢になると、筋力が落ちたり食が細くなったりするため、フレイルの早期発見で重症化を防ぐことができます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大で外出自粛が続き運動不足になりがちです。多くの高齢者も、ウイルス感染を警戒し外出を控えています。今後も感染対策の長期化が予想される中、体重や筋力が落ち、身体機能が低下している人もいると思われれます。

生活機能の維持、向上を目指し、以下3点について伺います。

1点目に、コロナ対策における高齢者の健康維持対策について伺います。

2点目に、本町におけるフレイル対策について伺います。

3点目に、厚労省が始めた75歳以上の後期高齢者を対象としたフレイル健診の体制づくりと質問票の健康データの活用について伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 藤田議員2問目のフレイル対策で生活機能の維持向上の質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目であります。

コロナ対策における高齢者の健康維持対策についてであります。今年度は外出自粛により心身の不調などを予防するために、町広報紙5月1日号で高齢者向けフレイル予防のチラシを配布しましたほか、帯広シティーケーブルの番組ですね、OCTVのビバ！本別におけるフレイル予防の動画配信や感染予防と運動、口腔ケア、食事をテーマといたしましたチラシ、パンフレットの配布によりまして啓発活動を進めてきております。

また、健康管理センターと地域包括支援センターでおおむね75歳以上の独り暮らしの高齢者270人に対しまして電話により実態把握やサロン活動が中止になったことによる健康状態の悪化を防ぐために、保健師や栄養士、またケアマネジャーが個別に電話、または訪問などで相談を実施してまいりました。

また、通所型の介護予防事業として実施しております、元気いきいき教室につきましては、感染症対策を十分に講じながら、これまで休止することなく実施してきておりまして、コロナ禍における運動機能低下防止などに努めているところでもあります。

2点目の質問であります。

本町におけるフレイル対策についてですが、介護予防として食事や運動についての指導や生きがいについての、げんきくんプロジェクトの実施のほか、今年度から高齢者の保健事業と介護予防などの一体的な実施事業として、本町の75歳以上の高齢者の健康状態を医療や健診、介護のデータを基にして分析を行ないまして、フレイルになりやすい対象者を抽出して、具体的な健康状態を確認して、食事や運動について高血圧や

糖尿病などの悪化を予防するために、保健師、栄養士が対象者に個別訪問などを実施しているところでもあります。

また、地域で行われておりますサロン活動など高齢者の通いの場にも出向きながら、フレイル予防の啓発を行なうなど、フレイル状態の質問を参加者に記載いただき、予防が可能な対象者の早期発見に取り組んでいるところでもあります。

3点目についてですが、フレイル健診とは、従来実施している後期高齢者健診と質問票を併せて使用する健診をいまして、本町で集団健診や個別の健診全てにおいてこの質問票を使用させていただいております。

しかし、75歳以上の健診受診率は現在10%未満となっております、生活習慣病で通院している割合が町内の75歳以上の対象は1,551人ということで、そのうち83.6%に当たる1,297人に上り、ほとんどの方が通院先で健康管理を受けている現状であります。

医療機関と連携を図りながら、通院中の方の情報提供、共有をするとともに、サロン活動などで広く質問票を活用することでフレイル対策に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解をいただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

以上申し上げて、御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） フレイル健診を受けているという方が10%未満という形でお聞きしました。また、フレイルという言葉もなかなか浸透していないのかなという認識であります。また、周知、啓発を今後も進めていくことが重要だと思いますし、特に重要だと思われるということは、身体的なことではなくて、社会との接点が減ってしまって、人付き合いがおっくうになり、ふさぎ込みがちになるソーシャル、あるいはメンタルのフレイルということが今コロナ禍の中で取り上げられております。

町内の高齢者の各種サークルでも、感染拡大の心配から参加者が減り、ひきこもりや鬱などを心配されている方々が多くおります。厚労省は、75歳を対象としたフレイル健診を推奨しておりますが、早ければ早いほどよいとされています。本町の健診の対象年齢の幅を広げ、検査方法も各種、今後も工夫していくことが必要だと考えますが、その点についても伺いたいと思います。

また、医療面においては、健診などを受けているという83.6%の方が医療の部分で指導も受けているということでしたが、フレイルにかかる段階である高齢期における減量の注意が注目されておまして、BMIパラドックスといって74歳まで行なっているメタボ健診、これが高齢者にダイエットを勧めることになると。勧めるとアルブミンが低下し、足腰が弱ってしまうという状態になると聞きました。70歳以上になるとちょっと太めがいいという結果が出ているということですが、各種健診においては栄養指導も行なっているとは思いますが、生活習慣予防と介護予防、それがちょうど重なる65歳から75歳という間というものは栄養管理を切り替えていくという

時期になっているというふうに聞いております。

そういうことも含めて、フレイル予防というものを可能にさせていくと思いますが、本町でも取り組んでいるのか伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 年齢に応じて、まさに生活というか食生活もだんだん変わってくるということがありまして、今までそれぞれ地域にて指導いただいた、特に、げんきくんプロジェクトを今やっていますが、その前に鎌田實先生が地域での講演でずっと言ってきたのは、やっぱり年齢層に合わせてだけれども、こういう地域では何と云っても減塩と運動、そして貯筋だと。貯筋とはお金じゃなくて元気な筋肉を蓄えておくということでありまして、スクワットだとか運動というのは非常に注目されてはいたけれども、何よりも減塩だと。

ただ、食生活で、今、太めの方がいいという話でありましたけれども、データはまさにそのとおりだというふうに思います。太めとは言っていないんですけども、小太りの人ほど長生きするというデータが間違いなくあるということでもありますから、そのとおりでありますから、体に著しく変化があってダイエットするのは仕方ないことかもしれないかもしれませんが、ただ幾つになってもダイエット、ダイエットとやると、必要な栄養分だとか筋力がなくなって、まさにフレイルになりやすいということでもありますから、そういうことも含めて、今うちの保健師含めてしっかり高齢者の方々含めて御指導をさせていただいたり、また地域の元気いきいきサロンだとか、地域の高齢者サロンなどでも取り組んでいるところでもありますから、引き続き、先ほども答弁させていただきましたけれども、75歳以上は特に1,551人のうち83.6%の1,297人がほとんど病院にかかって通院先で健康管理をしているという状況でありますから、これらの状況もしっかりと受け止めながら、フレイルを増やさないように、1日でも元気で、やっぱり達者で長生きしていただけるという本町ならではの政策を取っていきたいなというふうに思っています。

現状対応につきましては、担当のほうから少し答弁をさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうからも答弁をさせていただきます。

今、大卒のところは町長のほうから答弁をしていただきましたけれども、藤田議員おっしゃるように、確かにフレイルというのは、この五、六年で出てきた新しい概念ということで、まだまだ地域の中には浸透していないのが現実ではないかというふうに思います。

また、厚労省のほうからのフレイルに着目した健診というものとか、健診のための質問票というものも、今年度初めて使用してくださいということで出てきておりますので、今、本町におきましては、特定健診併せた後期高齢者の健診の中でも、この質問票を使わせていただいたりですとか、あと、保健師が地域に出向いて住民の方と面談というか

お話をするときには必ずこの質問票を活用して、フレイルの早期発見に努めているところでもあります。

フレイルとBMIの関係の部分でございますけれども、フレイルの質問票において着目をしているのが、この半年の中での体重減少が二、三キログラム以上ありますかというようなところに着目しておりまして、BMIが増えていくのは食べ過ぎとか運動不足とかありますけれども、逆に、高齢期になって体重が減っていくというところで虚弱、筋肉が落ちていくですとか、そういうところがハイリスクということで、そこはちょっと注目して私たちも見ているところがございます。

ダイエットの勧めとバランスのいい食事というところでは、相反するものがあるかというふうにも思いますけれども、一応この健診の中身としまして、質問票でどういう生活状況にあるのかということと、あとは、血液データ、血液検査の中で、例えば総たんぱくはどうかというデータや治療状況等総合してみても、この方についてはちょっと個別に指導をしたほうがいいのかどうかというふうな方を選び出して、栄養士、保健師が個々に関わっているという状況です。

リスクの高い方は個別指導を基本としておりますし、地域全体でこの意識を高めていくというところでは、先ほど町長の答弁にもございましたように、げんきくんプロジェクトという名を打ちまして、地域の中でつながって、みんなで楽しくとか、そういう全体的な雰囲気づくりみたいなところで心身の虚弱を防ぐような、そういう活動をしているという現状にあります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 取り組みについて理解いたしました。

栄養、運動、社会参加の三つのフレイル予防、プラス1として口腔ケアが重要視されていると思います。医療との連携は取れているというお話でしたが、歯科医師との連携も望むところであると思います。その点の連携がどのように取られているのか。

また、後期高齢者のピークを迎える時期がすぐ目の前に迫っていることから、このフレイル予防で介護度割合というか度合いが予防において大きく影響してくると思いますが、その点についてどのような分析をされているか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 4時19分 休憩

午後 4時20分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 再質問についてお答えをさせていただきます。

藤田議員おっしゃるように、口腔機能を維持していくということもフレイルの中では非常に重要だというふうに認識しております。

本別町におきましては、特定健診の後期高齢者健診の中の集団で実施している部分については、口腔の健診も町内の歯科医師の協力をいただいで実施させていただいております。また、介護予防事業として行なっております、元気いきいき教室におきましても、年間の中で2回歯医者に来ていただきまして、口腔機能のチェックをしていただいております。ですので、多分、特定健診の後期高齢者健診の中で歯科検診を取り入れている町村はまだ十勝でも少ないかなというふうに思っております。本別町につきましては、やはり歯医者の意識が非常に高いので、かなり前から協力をしていただいでいる状況にあります。

すみません、介護割合ですか、後半の質問がちょっとわからなかったので、もう一度お願いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） フレイル予防で、予防することによって今後介護度の割合といえますか、高くなってくるような割合というか度合いというか、大きく影響するというふうに考えますが、分析のようなものというのにはされているのかどうかというのを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） お答えをさせていただきます。

大きな数の分析ではないのですが、元気いきいき教室という介護予防事業に通っておられる方々の介護認定を初めて受けたときの年齢と、あと、それ以外の方の高齢者の方で介護認定を初めて受けたときの年齢というのを、二、三年前に一度調べたことがございます。その結果では、やはり予防事業に通っていただいでいる方のほうが三、四歳ぐらい初回認定を受ける年齢が遅いというような状況にございまして、やはり後期高齢者に入っても、そういう通所ですとか、いろいろな運動、口腔ケアに取り組むことは介護予防につながっているというような認識の下でスタッフは関わっているところでございます。

以上です。

○11番（藤田直美） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 4時24分 休憩

午後 4時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

一般質問を続けます。

3番梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、議席番号3番梅村智秀による通告済み2問について、一般質問を行ないます。

まずもって、師走の何かと気ぜわしい中、傍聴にお越しいただきました皆様に対しまして心よりの御礼を申し上げます。私自身、全集中の呼吸をもって質問に当たらせていただきますので、何とぞお耳をお貸しいただければ幸いに存じます。

それでは1問目、本別町内における発熱外来、PCR検査の実態は。
通告文の読み上げを行ないます。

管内においても新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中、本町においても地域医療を崩壊させない体制づくりが急務である。町内医療機関は、病院、一般診療所が各1施設、歯科4施設で構成されるが、現在までの対応と今後の方針について事実と所信をたずぬ。

1番項、町国保病院では、新型コロナウイルス及びインフルエンザの感染予防、拡大防止のためにも発熱外来を設置しているが、その運営について、さらなる改善の余地等はないのか、実態と見解を伺う。

2番項、熱発等を回避し、感染予防、拡大防止に努めるため、インフルエンザワクチン接種を希望する町民多数が町国保病院に申込みをするも、11月早々には受付が締め切られていた。ワクチンの購入、確保等を含め、対応が適切なものであったのか、実態と見解を伺う。

3番項、12月1日提案の補正予算が可決、147万3,000円にて町国保病院にPCR検査装置の導入が決まり、早ければ年内にも運用がされる見通しで、有効活用が期待されるものである。本町におけるPCR検査の、これまでとこれからに対する実態と見解を伺う。

4番項、町内には民間医療機関として診療所が1施設、歯科4施設があり、地域医療の維持、発展に多大なる貢献をしている。新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止には、町国保病院はもとより民間医療機関の御尽力や御協力をいただき、地域一丸となった取り組みが重要である。これまでも町国保病院の地域連携室等を中心に病診連携などが推進されてはいるが、新型コロナウイルスに負けず乗り越えるために、町内の民間医療機関に対し、どのような提携や物心両面での支援等を行なっているのか、実態と見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の本別町内における発熱外来、PCR検査の実態の質問の答弁をさせていただきます。

質問の1点目ですが、国保病院の発熱外来の実態についてです。

患者からも事前に電話をいただき、毎日午前11時と午後4時、午後9時の3回にわたって発熱外来の診療に当たっております。設置場所は、当院1階の外来の西端、救急処置室を発熱外来用に転用して、救急車の玄関を出入口として一般患者との接触を避けるよう配慮して、臨時の駐車場への案内板を設置して、患者の誘導を行っております。

さらなる改善の余地等ですが、今後は発熱外来の診療室内に排気ユニットやトイレの設置、待合室の個室化などの改善を予定しておりますが、発熱外来の開設時間の変更も、町内での感染状況を見極めながら必要に応じて検討してまいります。

質問の2番目です。

インフルエンザワクチンの購入、確保などを含め、対応が適切なものであったかとの御質問ですが、インフルエンザワクチンの購入につきましては、全国レベルで供給数が前年度比7%増という状況の中で、製薬メーカーから各卸売業者への販売数自体は前年実績が基準となっておりまして、その結果、卸売業者からは各医療機関への販売数も昨年の購入実績が上限とされておりまして、今年度は国保病院で505本、1,010人分のワクチンを確保したところであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、接種希望者が例年よりも多く、10月16日よりキャンセル待ちの対応とさせていただきましたが、その数も一定数に達したため11月16日に受付を終了させていただいたところであります。その後、希望される方全員が接種を受けられるように各卸売業者にワクチンの追加確認を行ないましたが、今のところ需要に対応できるような本数は確保できない見込みとなっております。

今後、ワクチンの追加情報や予約者のキャンセルなどで少しでも余剰の見込みがあった場合には、予約の再開なども検討してまいりたいと思います。

質問の3点目、本町におけるPCR検査のこれまでとこれからに対する実態と見解ですが、先ほどの石山議員の質問でもお答えをさせていただきましたが、これまでは帯広保健所と協議の上、検査を行なっておりましたが、検査装置の導入後は、国保病院医師の判断により検査を行なうこととなります。

質問の4点目、町内の民間医療機関に対してどのような提携や物心両面での支援を行なっているか実態と見解を伺うであります。新型コロナウイルス感染症の対応において、現時点で町内の民間医療機関との提携や物心の支援などは国保病院では行なっておりませんが、町が設置しております本別町新型コロナウイルス感染症対策本部では、感染の対策を実施した当初、特にマスク等が不足している現状の中で、それぞれ聞き取りをしながらマスクの配布を行なってきたところであります。

それを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、一問一答細目方式により、1番項をお伺いさせていただきます。

こちら発熱外来の件でございます。御答弁からは、いわゆる施設改修等物的なものの御答弁をいただいたところですが、私が特にお伺いしたいのは、いわゆる人的なものでございます。

発熱外来に事前に電話連絡をとるところでございますので、電話連絡をしたとこ

ろ、いわゆる受診を控えてほしいというような趣旨の対応をされたというような声が複数届いているところがございますが、実態として、そういったことが本当にあったかどうか。これらにつきましての判断というのは、実質上どなたが行なっているのか。発熱外来を担当される医師、持ち回りで行われているとは思いますが、担当される医師がなさるのか、電話対応をなさった看護師等が行なうものなのか、これらについて実態をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） ただいまの御質問でございますけれども、まず、発熱外来の受診を控えてほしいとの声があったということで、それが本当かどうかということでございますが、私はそのようなことは、申し訳ありませんが、承知はしておりません。

あと、発熱外来の電話は誰が対応しているのかということでございますが、基本は電話に出るのは当初事務ですが、その後、看護師が対応することになっております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁によりますと、いわゆる電話相談の時点でいわゆる受診を控えるようにといったような対応はないと。相談があればぜひ受診してくださいよというようなお勧めが全件なされていたという理解でよろしいのかという点の確認が一つでございます。

私がお伺いしたのは、電話対応はどなたがなさっているのかということではなくて、いわゆるそれらの発熱外来に相談があった方の対応についての御判断はどなたがなさっているのかという実態についてお伺いをしていただいております。例えば、電話対応をなさった看護師の段階にて、来てくださいであるとか、このような処置を取ってくださいというような判断がなされることもあるのか、必ず医師につながれて医師の判断というような形になっているのか、その辺について改めて実態をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） まず、電話の対応の件でございますけれども、まず看護師が電話をいただいた患者から状況等を確認いたします。その状況に応じて医師の判断をいただく場合もありますし、看護師の判断で行なうこともあるかと思っております。

あと、電話をいただいた方に対しての受診を控えてほしいというような発言ということでしょうか。受診を控えてほしいといったような発言があったかどうかということについては、私は承知しておりません。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いいたします。御答弁いただいている事務長のほうで承知をしていないというような御答弁でございました。いわゆる発熱外来へ問い合わせの電話についてということであれば、問い合わせがあったものについては、基本

は全件受診をされているという理解でよろしいのですよね。それを断るといふか、結果として受診を控えるようにという案内や誘導というものはなかったというように御答弁で理解はよろしいのかという点でございます。

こちらについて、先ほど当初看護師の方が電話対応をなさって、その後医師にということでしたが、そのような判断が迷うといふか、そういうような実態というものがあつたのかどうか。

というのも、これは目で見たとかといったものではないので、私もお伺いをしているところでございますが、町立病院のほうにそうした問い合わせをしてもなかなか実質上実態として診てもらふことができないというところで、よそに流れているというように実態があると。これは当時者の方からお伺いした件もございまして、その辺につきまして、事務長が承知されていないだけなのか、実態としても本当はないのか、改めて確認を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 患者の状況によりましてということになると思いますけれども、ただ、例えばコロナの疑いのある患者であれば、保健所へというように対応をお願いしたようなことはあるかと思ひます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 完全に電話対応の時点でコロナの疑いがあるということで、保健所等へつないだと。結果として町立病院の受診をされなかつたというように事例があるのみで、その他については、全て求めに応じて発熱外来への受診を勧めているというように実態でよろしいのでしょうか。

少なくとも、本町において、どうしても町立病院のほうに受診がなかなかできないと、したいのだけれどもできないという中で、民間の診療所のほうに流れているというように実態も把握しているところでございますが、その辺の認識としてはどのような御認識を現時点でお持ちなのか。今の御答弁からですと、しかるべき処置をしているので、いわゆるよそに流れていっている、結局町立では診てもらえないので他の民間の診療所等に流れているというようにことはないというように御認識なのか。現時点での御認識はどのようなものを持たれていらっしゃるのか、改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 当院で受診ができないということで、他の民間の診療医療機関に受診されたというようにことは、私は確認はしておりません。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 御答弁いただきましたので、わかりました。そのような実態であると。町立病院としての把握は、そういった実態等もないというように御認識だということが今明らかになったところでございます。

ちなみにですけれども、発熱外来に当たられる医師、本町には5名の医師が在籍して

おりまして、その他、他の病院から応援といいますか、来ていただける医師もいらっしやいますし、当然看護師も複数の方が任に就かれていますのですが、発熱外来を担当される医師や看護師というのは、どのように決まっているのか実態をお伺いしたいところでございます。

医師につきましては、当然5人の医師全員が持ち回りといいますか順番で回られるのか、看護師等につきましても、持ち場といいますか部署が異なっておりますので希望者等で募っているのか。その辺の実態としては、医師、看護師の発熱外来の担当についてどのようになっているのか、実態をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 発熱外来の対応の関係でございますが、医師につきましては5名のうち4名で対応しております。看護師につきましては持ち回りとか交代で対応しております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 医師5名在籍中4名が対応ということで、1名の任に就かれない方というのは、何か特別な事情等があることなのか。また、看護師の方は持ち回りというような御表現をいただいたところですが、例えば、今こうした状況下でございますから、なかなか心理的にも気が進まないというか、そういった看護師等も一部においてはいらっしやるかもしれませんが、そうした職務に当たられる方々の意思といいますか、そういったところというのは十分に配慮というか、なされた上での運営になっていらっしやるのか、実態をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 医師5名のうち4名ということで、1名発熱外来を担当していない医師がおりますが、この件につきましては、医局の中での調整ですので、私は把握はしておりません。

あと、看護師につきましては、基礎疾患等があるような看護師については、そういった配慮はしているかと思いますが、私もそこまでは、申し訳ありません、把握はしておりません。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 発熱外来のこうした状況下において、重要な部門を運営するに当たって、医局の中での意思決定だから把握をしていないという答弁で、私はちょっと不十分だと思うところでございまして、当然それらについて町長等が把握しているのであれば、どういう公式公的な会議を経てこのように意思決定がなされているのか、その辺の実態について経過等を含めお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） ただいまの医局の関係でございますけれども、あくまでも医者医局の中の内部の協議の結果として4名体制でやっております。このことによって町

民の方に迷惑をかけるだとかしたことはありませんので、医局内部の協議で決定をさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） となりますと、運営の主体者といたしましての見解は、基本的には医局の内部での意思決定というものについて関与しないというか、いわゆる一任をするというような認識の下運営されているという理解でよろしいのかお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） そのとおりでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項終わりますて、2番項に移ります。

こちらは、町長から御答弁もあったとおり、これは本町に限ったことではないと私も承知しているところでございますが、いわゆるインフルエンザとコロナの同時流行に備えてインフルエンザのワクチンの接種を希望される方々が増加傾向にあるということは承知しているところでございます。ある意味、町民の方の自助の部分だと思いません。それをやはり自ら率先して防ごうというようなところでございます。

ただ、ここに至るに当たって、御答弁では、前年の実績によって505本だというような御答弁をいただいたところでございますが、これらについて、いわゆるコロナウイルスの感染拡大が周知されてきたのは年明けの1月、2月というところでございまして、これが長期化するということも早い段階から把握はできておりましたし、この辺について、本当に致し方ないというような認識でよろしいのかどうか。

ワクチンの確保というものについて、具体的にどのような業者から納入をされているのか。社名であるとか所在地、また納入業者の規模等とか、これらについて適正であったかどうかという判断の材料となるものについてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 何を聞こうとしているのか、よく私も分からないのですが、先ほど答弁しましたね。7%、今年は全国レベルで増やしますよということだったのですけれども、製薬メーカーから各卸売業者に行ったのは、どこの業者ということではなくて、それは前年度との購入実績に基づいて、それぞれ卸売業者に製薬メーカーから本数が卸されたということでありまして、本別町は前年度と同じく今年も505本、人数にして1,010人分のワクチンの確保をしたということでもありますから、それはどこの業者とかということをごここで私どもが言うということでもありませんし、別にそれをどこの業者だから納入できるとかできないとかの問題でないというふうに思っておりますから、あくまでも私どもの取引の実績の中でこういうワクチンの配分ということになったということでもあります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 町長はそうした御認識でしょうからそのような御答弁になるのかと察しますし、今何を聞きたいのかということでございましたが、私の申し上げたいところは、基本的に、確かにワクチンの確保は困難な現状であると、それは私も承知してございますが、実はそういうさなかにおきまして、やはり自助努力によって新たに確保できる医療機関とできないところがあるというところでございます。

さきの御答弁の中で、昨年実績が上限というようなことございましたが、昨年実績が上限ということは、これは決まっているわけではなくて、やはり納入業者等の取引の信頼関係であるとか、納入業者等の規模等とかによっても異なるのかなと思ったところがございますので、納入業者の実態が分かるものとしまして社名や所在地、規模等をお伺いしたところがございます。

これは、近いところでもそうした自助努力によりましてワクチンの追加確保等ができているところもありますので、本町が本当にこれができていなかったのかということをお伺いしたいというような趣旨でございますので、御答弁を求めるものです。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 梅村議員の質問にお答えいたします。

まず、職員の自助努力といえますか、当院の担当の者も業者と何度も交渉を重ねて納入の努力はしたところですが、結果として及ばなかったというところがございます。

あと、納入業者の社名でございますが、こちら、ほくやくとスズケンと東邦薬局、以上3社でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 私、お伺いした中で、社名だけではなくて、社名とか事業所の所在地とか規模等、納入事業者のそういった実態が分かる情報、社名だけお伺いをしても分かりませんので、例えば何という会社で、どこに本社をお持ちで、どこに支店があって、こういう規模なのですかという程度で構いませんので、簡単にで構いません。そこまで役員が何名でとか資本金が幾らでとか、そんなことまではお伺いしませんので、ワクチンの納入業者の規模というか実態が分かるような情報を御答弁求めているところでございます。

それを新たにお伺いする中で、ということであれば、本町においては努力もむなしく追加の確保ができなかったというところではありますが、では我が本別町民においては、ワクチン接種を希望するというような方がいても、結果としては、無理ですよというところが現実的なのところだというのが御認識であるのか、改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、業者の本社等所在地等につきましては、今、私、資料等は持ち合わせておりま

せんので、回答することはできません。

それで、まだキャンセル等が出れば可能になるかもしれませんが、現時点ではこれ以上の接種はできないということでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） これは、後段の部分にも係ってくるのですが、ワクチンの部分で言いますと、例えば本町の近いところと言いますと、町内における民間の診療所においては、ワクチンとして当初800確保しておりまして、その後、追加での確保もできていると。例えば町内における診療所ですから、そういった、いわゆる病診連携と申しますか情報の共有というのは、基本的に今の御答弁からするとできていないという理解でよろしいのですか。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 今回のインフルエンザの予防接種の件に関しましては、確かに町内の診療施設と連携はできていないと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 今、御答弁の中でインフルエンザのワクチンの部分についてはできていないというところではございましたが、先ほど冒頭の町長の答弁の中からも、その他の部分についてはできているという理解で、ここのみがちょっと欠落していたというか、手が及んでいなかったというような理解でよろしいのですか。ちょっとその辺の確認でございます。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） まず、町内の診療施設とは、診療施設が開設当時からMRIやCT等の使用、あと、患者の御紹介等で連携は取ってきているところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） そうした連携は取っているが、ワクチンの確保の部分についてのみが、いわゆる情報共有ができていなかったよというように理解したところではございますが、これはちょっと私の疑問点でございますが、町内における民間の診療所と、いわゆる町国保病院の規模というのは、はばかりながら申し上げれば、いわゆる人員等の意味でいうと、規模は明らかに違うわけですね。その中で、なぜ前年実績で町立病院が505の確保で、民間の診療所がそれをはるかに上回る数というのを確保しているのか。この辺の御認識というのはどのようなものなのか、現時点の認識をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 5時09分 休憩

午後 5時11分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大和田副町長。

○副町長（大和田収） 今、民間との比較ということでございますけれども、やはり民間の施設については今までの実績だと思います。ただ、町立病院は内科だけでございませんで、外科だとかいろいろな科も持っております。そういう部分では規模的には大きいですが、そういう部分の実績で、恐らく確約で持っているのではないかなと思います。

そのほかに、町としては健管でやっておりますインフルエンザの予防接種、これについても170本、大体340名ぐらいの分でやっておりますので、そういう部分で合わせると1,300ぐらいはなるのかなというふうに判断しております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2番項終わりました、3番項に移させていただきます。

こちら、まず事実の確認でございますが、こちら12月1日の定例会におきまして、議員からの質疑の中で、導入された機器につきましてPCR検査の機器ですよという御答弁をいただいたところですが、PCR検査とは異なりますよね。その辺、事実の確認というところで、まずお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 5時13分 休憩

午後 5時17分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） ただいまの質問でございますけれども、今回の購入する器械、Covid-19敏速測定用小型遺伝子検査装置ということで、厳密に言いますと、PCRの検査装置とは違うということで、ただ、新型コロナウイルス、特定の遺伝子を調べるようなところの検査は同じかというふうに今確認したところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁からすると、結果として、定例会の中においても、議員の質疑にPCR検査機器ですよという答弁もなさっておりましたし、新聞報道にもそのように書かれていたところでございますが、実質これはID NOWという機器かなと察するところでございますけれども、これは簡単に言うと、PCRよりも劣る精密抗原検査というふうに分類されるものかなというところですから、御答弁のとおりPCR検査ではないと。これまでの発言については誤りであったという理解で、まずよろしいですね。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） その点については、おっしゃるとおりでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） その事実というか前提の下、改めてでございますが、こちら簡単に結構ですが、可決されましたが、どのように導入して、どのように利活用していくのか、改めて簡単に結構でございますのでお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 今回の器械につきましては、どのように使うのかということでございますが、まず当院としましては、入院施設を持った病院でございますので、入院患者への感染、ですから外来で、例えば入院が必要だと思われる患者が見えた場合に、その方が入院が必要だと判断した場合において、新型コロナウイルスに感染しているか否かを即時に判定しなければならない、そういった場合に、即日、即時、結果判定が可能でございますので、そういった入院を必要とされる患者を主に使用していくということになっております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 御答弁からですが、整理いたしますと、結局、町立病院を受診いたしまして、診察診断の結果、入院が必要ですよと。ただし、患者がいわゆる新型コロナウイルスに感染していないかどうかを検査する。スクリーニング、いわゆる選別検査ですよ。入院させてよいかどうかの判断に使いますよというような御答弁ですよ。

こちら、すぐ判断ができるということでしたが、さきの他の議員からの一般質問の中で、いわゆる職員につきましては、精度の高い外注を使っていくというような御答弁がありました。対応として、入院される方、これから院内に入られる方は、精度は低いけれども早くできるからこれを使うというような部分で、考え方についてどういようなものでそういうような考え方に至っているのか、ちょっと私の理解が及ばないものですから、その辺について、職員には外注を使うけれども、入院時の選別検査についてはこちらの導入された器械を使うという部分について、どういような御認識、御見解をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） ただいまの質問にお答えいたします。

職員につきましては、外注で検査を行なうと先ほど申しましたが、職員の場合はそういった検査を受けるような状態になった場合は、自宅で休暇を取らせることとなっております。しかしながら、入院される患者につきましては、自宅に戻っていただくわけには参りませんので、肺炎とかといった患者もおりますので、そういった方については即時に結果が必要だということで、振り分けているところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 本町での、いわゆる町立病院での利活用方法というのは理解したところでございますが、こちら、さきの一般質問の中でもこれを例えば不安に思う検査を希望する一般町民の方にも開放というか、利用してはというところについては、その

お考えはないよという御答弁があったところでございます。

その理由といたしましては、結果として医師の判断だということが御答弁の中であつたところでございますが、結局、なぜそれをやらないのかという意思決定の経過の部分、なぜそれを町民の方、不安に思っていて強制的にPCR検査にかけて陽性者をあぶりだそうみたいなものとは異なるわけで、いわゆる不安に思っている町民の方、希望される方に対して、やらないというお考えをお持ちなのは分かりましたが、なぜやらないというような御判断に至ったのか、意思決定の経緯についてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 先ほども申し上げたかもしれませんが、当院のPCR検査は、町民の感染と早期の発見、あと本人の治療、また入院による院内の感染防止の目的で発熱外来で行なうということとしております。不安に思う患者が当院に希望されてくる場合も当然考えられますが、できる限り院内での感染リスクを下げるためにそのように判断したところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） といいますと、言い換えますと、結局それを本町の町国保病院で検査できますよとなると、結局それを目当てにした方々の来院といったものも増えると、それがいわゆる感染リスクの拡大につながっていくというようなお考えなのかと。つまりは結果、うちではリスクは負いたくないから、よそに行ってくれと。よそというのは、例えば管内の違うところ、いわゆる管内の市町村のそうした担当保健所の誘導によるものであったりとか、町内、町外、近隣も含め、そうした他の民間の診療所であるとか、そういったところに流れていくというようなところには考えは及ばないですか。本町が感染リスクを避けると、それが単に周りに行くだけのものになると。町立病院だけ守ればよいというようなお考えなのか、その辺の御認識をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） もちろん町立病院だけを守ればよいという考えはございません。ただ、我々、町の国保病院として本別町の町民の皆さんを守る義務があるというのは重々承知しているところでございます。

ただ、当院でコロナの検査を断つたとして、症状がないといったところで断つたといたしまして、他院に流れるということは、私は考えておりません。他の医院でも、症状がない医院では検査は行なわないと私は考えております。無症状の方に、確かに都会では一部自由診療で高額な料金を徴集して行なっている病院はあるとお聞きしましたが、この近辺ではそういった医療施設はないと考えております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 今、御答弁の中で、症状がないからできない、やらないというような御答弁でございましたが、それは症状が全くないということではなくて、例えば発熱については一部あるとか、喉の痛みはあるとか、濃厚接触者の疑いがある方との接触

があったとか、なぜ不安に思うのかというところの理由というのは様々でございまして、それは何にもそういう疑われる行動経緯ですとか症状というものが全くないですと、でも受けたいということですではなくて、医師の判断とか、いわゆる国等から示されているガイドライン等には合致しないのだけれども、やや不安な状況というものがあるよと。今のように症状が、熱はないのだけれども、喉が痛いですとか、倦怠感がずっと続いているとか、一時的に熱があって、落ち着いていたのだけれどもまたちょっと再発してきたとか、いろいろな部分があるではないですか。そういったような方々についてというところをお伺いしてございますので、全く無症状というところの部分をお伺いしているものではないというところで、改めて御答弁を求めます。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 全く無症状ではなく、何かしら症状がある患者、その方につきましては、まず当院の発熱外来を電話をいただいて、看護師が対応して、発熱外来を受診していただくか否か。そして受診していただいた場合は、当院の医師が診察いたしまして、その状況において医師の判断の下、遺伝子検査を行なうかどうかということになるかと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 結局、何を言わんとというところでございますが、今御答弁いただきましたが、結局、複数の町民の中では、いわゆる町立病院や町立病院の医師が当てにならないというような認識を持たれている方が複数いらっしゃるということなのです。

当然、町民やそういった本町の医療を守っていかなければいけないという中で、地域医療というものは、町国保病院だけで賄われているものではありませんから、これらについて本町の医療機関等も含めて、そうした連携をしっかりとっていくというようなお考えをお持ちではないのかというところです。

例えば、結果として町国保病院でそういう感染リスクを避けるために、それが町内であったりとか近隣であったりとかというところに流れていると。それが結果として検査に至ったかどうかということは別としても、そうした窓口を訪問して診察を受けているというような実態が複数件確認されている中で、例えばでございますが、こうした今回導入された同等の器械等を町内の診療所にも貸与するとか、そういうような形で本町の町国保病院でできないのであれば、町内のそうした医療機関と連携を取って、そういう体制を整備していく等々のお考え等というのをお持ちではないのかをお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） ただいまの町内の、例えば診療所に貸与する考えはないのかというようなことでございますが、当院、発熱外来を土日も含めまして、昼、夕方、夜と行なっておりますので、そういった貸し出すような時間的なことで厳しいのか

と考えます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 物理的に、時間的に厳しいとかということではなくて、これは考え方でございますし、単独の判断でできることではないですけれども、新たに予算措置をもって新たに導入する等々含めてということでございます。改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 町内の診療所に補助金もしくは物で貸与することはないかという部分でございますけれども、現在のところ、そのような予定は考えておりません。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、3番項を終わりました4番項に移させていただきます。

これまでの質問の中でも一部触れてまいりましたが、やはり地域医療というものを守っていくには、本町の町国保病院だけで担われているものではないというところがございます。いわゆる密を避けるというコロナ禍においても、逆に言えば、情報共有であるとか連携というものは逆に密にしていかなければ、さらに密にしていかなければいけないというような現況下でありますし、ここについてはどなたも異論はないのかなと思うところでございますが、これらにつきまして、改めてのお伺いの部分にもなりますが、町内の民間医療機関、歯科も含めてでございますけれども、コロナ禍において、具体的に何か情報共有をしたりとか懇談をしたりとか、そういったような実態というものがまずあったのかどうか、改めてお伺いいたします。

また、物的な支援等、町長の御答弁でマスク等に触れられた部分もございますが、こちらについても、ちょっと私きちんと把握できませんでしたので、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 町長の答弁にもございましたが、コロナ対策に関わることでの町内の医療機関、歯科機関との情報共有等、あと懇談等については、当院としては実施はしておりません。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 町内の医療機関へのマスク等の提供については、私のほうから御答弁をいたします。

これは、時期的に4月中旬ぐらいのちょうどマスク含めた感染予防資機材が不足している時期でございましたけれども、このときに町内診療所、歯科診療所も含めまして状況を確認させていただきまして、あと1週間、あと半月ぐらいしか持たないのですというような事業所に対しまして、診療所に1か所マスク150枚、歯科診療所2か所に各50枚、あと調剤薬局1か所に50枚を配布させていただいております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） これは、町国保病院を運営しているわけですから、こうした医療機関、歯科も含めてでございますけれども、コロナ禍においてどのような現況下、要は何に困っているかというのは想像するにやすいと思うところでございます。今、一部について配布がなされたマスクについてもそうですし、いわゆる手袋とか換気施設の整備であるとか、そういった必要な資機材等の価格の高騰であるとか、入手の困難というもの、または感染拡大防止予防のために、いわゆる人的な労力を多く割くというようなところもある中で、負担が増えているというところは、これは町国保病院と同じでございます。

当然、町内の医療機関等を訪れる方の大多数は、やはり本別町民の皆様であるわけで、本別町民の皆様の健康と命を守るために地域医療を担われて支えていらっしゃるというふうに私自身は認識するところでございますが、その辺の現状、私と認識が同じであるのか、本町の見解はどのようなものであるのかお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 今の御質問にお答えいたしますけれども、議員おっしゃるとおりだと思います。本別町の町民の健康を守るという部分については、当然、国保病院も大切な施設でありますし、民間の診療所も歯医者も、大切な医療機関だと私は思っています。やはり人口7,000弱ですので、その中でしっかりと地域を守っていかなくてはいけないと思っております。やはり健康管理センター等も連携をしながら町民の健康、維持には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） であるならば、やはりコロナ禍において改めて地域医療を存続させるために、やはり御助力をいただかなければいけないというような部分でございますし、これまでもそうですし、これからもそうですけれども、地域医療というものに対する国からの交付金等々もありますし、地域医療というのは、繰り返しになりますが、町国保病院のみで構成されているものではありませんので、例えば町内の診療所であるとか歯科診療所等、これらと改めて実態の聴取等を行ったりとか、懇談の場等を設けて本町の地域医療を維持、発展させていくためにはどういったことが必要であるのか、何に今お困りになられているのか等々をやはり懇談等の場を設けて、しかるべき対応といいますか、補助、助成等も含めてでございますけれどもしていくべきではないかと私は考えるところでございますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員のおっしゃるとおり、私どももそう思っていますし、元を言えば、本町に本州から医師として着任していただいて、大変な御協力いただいて、後にクリニックに勤められてクリニックを運営していくというそういう流れであります。

した。やっぱり地域医療にとって、やっぱりこのクリニックが大切だということを含めて、子どももしかるべき応援をさせていただきながら、このクリニックが開設したというふうに私は思っていますから、そのことも含めて、本町にとってはなくてはならない住民の命と暮らしを守るためにも大切なところですから、それに併せて、当時はですね、人工透析のシャントですとか、さらに心臓の専門でありましたから、それらの診療、またMRI、CTこれらの使用も含めてですね、国保病院の後しっかりと連携取りながら医療連携としてずっと担ってきてくれました。

そういう中で、子どもの考えはいささかも変わっておりませんので、ぜひそういう意味では、クリニック側の皆さん方にもそのことを梅村議員がそこまできちっと把握していらっしゃるのでしたら、ぜひ伝えていただきながら、変わらずその連携も含めて対応して、町民の皆さんのより一層の健康の増進に向けて努力させていくことを伝えていただくということで、私は逆をお願いしたいなというふうに思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 町長のお気持ちの部分は今御答弁で分かりましたが、それを私が伝えるということはちょっと趣旨とかが異なってきますので、それは本町において町長が町国保病院のトップでございますし、地域医療の支える運営のトップでございますから、私が今申し上げたのは、クリニックのみならず、歯科診療所も含めて本別町の地域医療を支えてくれている各施設等がどのようなことがお困りであるとか、補助、助成等も含めてしっかりと情報共有であるとか、これからのコロナ禍をどう乗り越えていくかということも含めて、情報共有であるとか、補助、助成等どういったことにお困り等であるとか等々の懇談等を設けていったらよろしいのではないかと、そういう必要があるのではないかとということをお私に申し上げているわけで、お気持ちの部分は分かりましたので、まずそういったところの検討というかお考え、今私が具体的に申し上げたところについてのみお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 御質問いただいていることは、私はそのとおりでとさっきから言っていますけれども、そのとおりであります。ですから、連携していただくこと、それは最高に私どもの、やっぱり協力をしていただくこと、お互いに協力できることは協力するというのはこれはやっぱり町民の皆様のためでもありますし、町のためでもありますから、これはそのとおりやってください。

今、なぜ私がそう言うかということ、梅村議員が言っていることは、これまでもしてクリニックによく精通しているということでもありますから、ぜひそのことを伝えてくださいということでもあります。

子どもが今、梅村議員が言われるような、連携もしていない、何もしていないというような物の言い方では決してないというふうに思いますので、ぜひ子どもも梅村議員

が今質問されたことと同じ思いでいるということを含めて、ぜひ伝えていただきながら、しかる部分はしっかり私どももやっておりますので、ぜひ誤解のないようによろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1問目、終わります。

それでは、1問目終わりました、2問目に移らせていただきます。

現状なら災害時に混乱は必至、防災備蓄の見直しを。

防災用の資機材備蓄状態が悪く、本町の防災意識の低さの現れともいえる。緊急災害時に速やかに必要な防災備蓄品を取り出し、使用できる環境にない。現在までの対応と今後の方針について事実と所信をたず。

1番項、11月5日に実施された総務常任委員会による所管事務調査にて、防災用資機材の備蓄状況現地調査を行なったところ、緊急災害に見舞われた混乱時に、どこに、何が、どのような状態で幾つあるのか、誰にでも一目で分かるような状態にはなっていない。

また、備蓄資機材の中には、使用期限を過ぎた疑いのあるものも確認され、それらの点検方法を確立、併せて期限を過ぎた資機材の処分方法等についても明確な指針を策定する必要があるが、実態と見解を伺う。

2番項、暖房用ポータブルストーブや発電機には、灯油やガソリン等の燃料を必要とするが、併せて備蓄がされておらず、同時に同じ位置に備蓄がされていない。緊急災害時に持ち出しをしても、直ちに使用することができない状況である。ストーブや発電機の燃料をカセットガスとするものが既に販売されており、燃料を備蓄しやすく、カセットガスという1種類にすることができ、汎用性があるので導入が必要であるが、実態と見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 私から向かって左に席の傍聴の方々にお話ししますが、御存じのように席を一つずつ空けて、ソーシャルディスタンスでやることになっていきますので、御協力をお願いいたします。

高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の2問目の現状なら災害時に混乱は必至、防災備蓄の見直しをの質問であります。

まず1問目の防災資機材の備蓄状況についてであります。

本町の防災備蓄に関しましては、本別町地域防災計画に沿って進め、町が備蓄する食料品及び防災資機材の具体的な品目及び数量については、本別町食料・防災資機材備蓄計画で導入したものを基本に更新、追加、新規導入を行ない、災害に備えているところであります。

また、胆振東部地震によります大規模停電の後、大型発電機の購入や施設の改修など

停電対策を行ないまして、今年度はコロナ禍における避難所運営も含めて、向陽町ふれあい交流館敷地内に大型の備蓄庫2基を導入いたしまして、新たに購入した感染症対策の資機材も含めた搬入と整理を進めているところであります。

その中で、梅村議員御指摘のとおり、防災資機材の備蓄庫内の備蓄品につきましては、遊休施設を活用した新たな保管場所の検討も含めて、全体的な見直しを行なっている最中でありまして、現状といたしましては、備蓄内容が誰にでも分かるという状況にはなっていない状況でありまして、さきに実施されました11月5日の議会の総務常任委員会所管事務調査においても、資機材の備蓄状況について、あまりにも煩雑で整理整頓が急がれるとの御指摘を受けております。

また、現在備蓄されている資機材に関しましては、備蓄管理台帳により備蓄場所と数量を管理し、毎年、賞味期限や使用期限が近い備蓄品の入れ替えを行なっております。ただ、例外としてトイレトペーパーなどの紙類につきましては、おおむね5年程度の使用期限とされていますが、紙は化学変化が少ないために直射日光や湿気を避けて保存すれば半永久的に使用できるとされておりまして、職員が直接開封し、状態を確認した上で問題がないと判断した備蓄品に関しましては柔軟に対応し、廃棄することなく、その後も継続して備蓄しているところであります。

また、廃棄予定の備蓄品に関しましては、団体の防災関係の研修会などで実際に使用したり配付したりしてはしておりますが、現在その処分や活用法については明確なルールはございませんが、今後は明確なルールを策定していきたいと思っております。

次に、カセットガスを燃料としたポータブルストーブや発電機の導入についての質問であります、

現状、町ではポータブルストーブや小型発電機用の灯油やガソリンなどの燃料の備蓄は行なっておりません。理由といたしましては、灯油は長期保存で酸化による、また劣化を起こしやすいということでありまして変質灯油になりやすいこと。また、ガソリンに関しましては、使用期限がおおむね冷暗所での保存で半年程度と言われておりまして、性質として容易に揮発し、爆発的な引火を引き起こしやすく、取扱いには慎重を期する必要がある燃料であること。それらの管理や取扱いが難しいという理由から、今までの備蓄を行なっておりません。

しかし、緊急時の対応であります、御心配のとおり、これは役場施設や避難所へ早急な燃料の供給を行なう必要がありますから、平成24年4月に、帯広地方石油協同組合本別支部と災害時における石油類の燃料の供給などに関する協定を交わしております。この協定に基づきまして、燃料の迅速な供給を受けることで、常時燃料の備蓄をしなくても、災害時の対応が可能であるというふうに考えております。実際には、胆振東部地震による大規模停電時にも、継続的な燃料の優先供給を受けたところであります。

また、梅村議員御提案のカセットガスを使用したポータブルストーブの発電機の導入についてですが、カセットガスは備蓄しやすく、液体燃料に比べて保存期限の長い、

さらに直ちに使用することができるといった利点もありますが、しかし一般的にカセットガス使用の発電機は、マイナス気温における始動性の悪さや駆動時間の長さ、発電の出力など、ガソリン、軽油などの液体燃料を使用した発電機と比べて、それは性能的にも劣ると言われております。また、ストーブなどに関しましては、一般的に温まる範囲が狭く、燃焼時間が短いなどの理由により、本町では今まで検討してまいりましたが、カセットコンロ以外は導入しなかったという経過があります。

既に本町では、灯油を燃料としたポータブルストーブを35台、ガソリンを燃料とした小型発電機を24台備蓄しているという現状であります。この経緯も含めて、現在のところカセットガスを燃料とした発電機や暖房器具の導入、備蓄は行なっていないということであります。

以上を申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、まず1番項についてお伺いをいたします。

現状といたしまして、備蓄庫に、いわゆる段ボールが積み上げられていたりとかというところがございますが、やはり災害時、どのような災害ということにもよりますが、混乱時でございます。平時ではありませんので、また必ずしもそこを熟知されている職員が取り出しに行くとも限らないわけで、災害時の備蓄といたしましては、誰でも分かるようにというようなものが必要です。

いわゆる備蓄の記録も取っているようでございますが、数量等についてのみの記載なのかと、御答弁から察するところがございますが、まず、具体的なところといたしまして、段ボールを山積みするときには、上面とか側面に、例えばA4用紙等の紙で何が入っているかというのを前面に貼ると。そうすれば、例えばそれが横倒しになったり、積み下ろして見えなくなっても分かる。どこから見ても一目で分かるというようなものを段ボールに施せばいいわけでありまして、こちら費用もかかりませんし、最初に備蓄する際にそうしたことをすればいいだけのお話でございます。

あと、備蓄の記録につきましても、個数だけではなくて、まず入り口に何が何個あって、使用期限がいつなのかと、備考欄等も設けまして、例えば先ほど申し上げたとおり、ポータブルストーブや発電機の備蓄があっても、そこにあるのは空の携行缶とか灯油用のポリタンクでありまして、燃料が入っていないということでもありますから、例えば燃料についてはどこどこに電話をして要請するように等々、そうした個別のものについて備考欄等を設けて記載をするということであれば、備蓄庫につきましても誰が取りに行っても分かりやすいというところがまずあります。

この備蓄のまず状況でございますが、災害というものにつきましても、それこそ近年、いわゆる想定外という言葉もよく使われますけれども、本当に様々な自然災害等も含めてあるという中で、こちら備蓄の状況といたしまして、まず役場の地下にも感染症対策備品等が主なものとして備えてございますし、あとは、防災計画によりますと新町

の集会場や、いわゆる公民等にも備えてあるというような記載がございますが、これは風水害の場合は、浸水するよといるところがさきの議員の質問の中でも御答弁があったところで、役場の地下とか、こうした浸水地域に備蓄されているものにつきましては、風水害の場合につきましては、当然浸水すれば使用できなくなるわけでございますが、町の防災計画の中でも必要量として、食料の日数であるとか個数等、想定されるものの中で、これら風水害が発生した際に担保されるのか。ここが今申し上げたところ等々が浸水してしまった場合につきましては、長期化した災害等が発生して大量の避難者が出たというようなときに、それらは担保されるのかという点について、どのような御認識なのかお伺いをするところでございます。

また、先ほど、いわゆる備蓄資機材の処分方法等につきましては、明確なルールを策定するという御答弁をいただいたところでございます。具体的などころといたしましては、訓練に参加した方に食料を配布するというようなところも、これまでの御答弁とか説明等で理解するところでございまして、これらについては、一部僕は有効だと考えるところでございまして、やっぱり災害とかそうした局面の際に初めて食べるとか、初めて使うというよりは、日頃からそれを目にして、口にして、慣れ親しむというものにつきましては、イメージが湧き起こるといふところがありますので、災害時に有効な避難等に資するものだというふうにと考えるとございまして、一部そうしたところは有効なものだと考えるとございまして、現地調査の中において、例えば毛布、これは真空か何かで保管されていたようでございますが、真空が抜けているかなというような状態もありました。御答弁の中で、毎年点検をしているというようなものもございましたが、これらについても、やはりいざ使うといったときに機能を発揮することができない、紙についてもトイレトペーパー等でございまして、これらも手間はございまして、戸舎で使うもの等々、1年に1回でもいいので、入れ替えるとか、やはりそうした手間は惜しまず、そうした見直しというところは重要、必要だというふうにと考えるとございまして。

この辺について、改めての御見解をお伺いいたします。

2番項の部分でございまして。

こちら私も質問の仕方がいささか足りなかったなというところでございまして、現に導入してまいります灯油等のポータブルストーブとか、ガソリンを燃料といたしません発電機について、カセットガスを使用するものに入れ替えろとか、そういったことを私は申し上げているのではなくて、これらをメインとしながらも、避難当初とか、万が一、例えば災害の中で協定を結んでいる中で、燃料等が届かない、道路が寸断されたとか、いろいろなことが考えられるわけで、そうしたときの応急的なものとして一部については保有してはいかかかと、そうしたお考えはないのかということをお伺い申し上げます。

こちらの燃料の中では、備蓄品の中にカセットコンロがもう既にありますので、こちら

らカセットコンロ用のものと共有して使えますので、これらについて一部分だけでも導入していくというふうなお考えがないのか、改めてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、御指摘いただいたように、非常に煩雑な管理をしているということで、私どももこの後かなり綿密に打合せをしながら、実はやってきました。

役場には、モデルとなるような物品の整理があるのです。書類ですけれども、ファイリングシステムというのがあるんで、すぐそこで去年と今年の分については本当に何十秒で書類が出せると。そのほかのものについては、箱に収納して書庫に、またそれぞれ保管して、そこは全部、御質問でありますように、箱に必ずそういう品名を書いて、そしてその管理はパソコンで全部打ち込みをして、何列のどこの棚に行けばこういう書類があるという整理が全部できているのです。それができているにも関わらず、大事なこれが何もできていないということで、非常に私も残念に思っていますから、本当にタイミングのいいというか、申し訳ないですけれども、本当にいい御指摘をいただきましたので、そのために新しくいろいろ資機材なんかもコンテナを2台買って、それをふれあい交流館のところに設置させていただいたわけでありますから、それは大雨災害の想定、それは川向と山側と、それから地震のときにはどうするかという、そういう一年中の災害を想定して備品をそろえました。常に今まで言ってきたのは、食べ物であります。食べ物だけは賞味期限が切れていないかということは常時職員と打合せはして、それは全くないということでありました。

それが出たときは、先ほど言いましたけれども、大型防災訓練のときに、それで炊き出しだとか、また参加していただいた人に体験してもらおうということを見せていただきましたし、灯油の関係につきましても、それぞれ協定を結ばせていただいて、本町は本当にたくさんのガソリンスタンドがありますから、そこで万が一のときには優先供給していただくということで協定を結んでおりますから、本別町のこれだけのガソリン取扱い、また灯油取扱いの商店、これが使えなくなるなんてことはまずあり得ないだろうということも含めて、先ほど言いましたように、大雨のとき地震のときの対応としてやりました。

ポータブルでガスの御質問でしたけれども、ガスで即対応できるものについては、ガス化は絶対必要だと思います。ただ、こういうものすごくしばれるところですから、冬期間などで暖房などとなるとなかなか、あまりガスボンベが冷えていると火がつきづらいということがありますし、暖房でもすぐわかないところはありますから、そういう面については、機能的にはガソリンや灯油ということでさせていただいて、簡易的に早くできるものについてはガスで、御提案のとおりそれはしっかりと対応させていただきたいと。

いずれにいたしましても、機能的にできるものは機能的にしっかりと整備しながら、なおかつ今まで煩雑であったものについては、誰が行っても、誰が見てもすぐ分かる、すぐ取り出せる、そういう緊急資機材であるということを含めてしっかり対応していきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1点改めてお伺いをいたしますが、現在、備蓄庫となっている公民館や新町集会場、それと役場の地下でございますが、こちら風水害で浸水してしまったよといったときに、これらを賄う、当然使えなくなりますよね。浸水してしまうと。そうなってしまって、先ほども申し上げましたが、長期化する可能性があったりとか、避難者が多い場合とかというのは、ここで失われてしまったものというのは別で確保する算段というのは立っているのか。万が一これが風水害で浸水してしまって使えなくなったよといったときには、どのような想定があるのか、もしくはないのかをお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 午前中ですかね、消防の質問のときも一部ありましたけれども、雨量が308ミリに変わりましたから、西側で想定するといったら3メートル、ここで50センチほどありますから、50センチのところ土嚢を積みばという話もあるのですけれども、ただ、現状で階段通って地下に入ったときには、備蓄したものが傷んだり使えなくなったものについては、それも含めて、そういうことがありますから、冬用の対応、夏用の対応、それを含めて、先ほど言いましたようにコンテナなど新しく備蓄できる保管場所を設けながら対応していきたいと思っていますし、今まではそう言いながらも、雨というのはある程度予想できるから、時間があるからそのときに整理できるという考え方も一部ありましたけれども、ただ、そのような状況ではありませんので、あらかじめきちっとしたもの、安全安心な備蓄の方法をしっかりと取りながら対応していくということにしたいと思います。

以上であります。

○3番（梅村智秀） 終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

傍聴者の皆さん、説明員の皆さん、そして議員の皆さん、大変御苦労さまでした。

散会宣告（午後 6時02分）

令和2年本別町議会第4回定例会会議録（第3号）

令和2年12月11日（金曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------------|--|
| 日程第 1 | | 議案第85号 第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画について
(第7次本別町総合計画審査特別委員会 委員長報告) |
| 日程第 2 | | 行政報告 |
| 日程第 3 | 議案第95号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第96号 | 本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第97号 | 本別町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第98号 | 本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第99号 | 本別町選挙公報の発行に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第100号 | 十勝圏複合組合規約の変更について |
| 日程第 9 | 議案第101号 | 令和2年度本別町一般会計補正予算(第18回)について |
| 日程第10 | 議案第102号 | 令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第6回)について |
| 日程第11 | 同意第19号 | 教育委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第12 | 意見書案
第 7号 | 核兵器禁止条約の批准を求める意見書 |
| 日程第13 | 意見書案
第 8号 | インターネットによる誹謗中傷を防止する対策を求める意見書 |
| 日程第14 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任員) |
| 日程第15 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書) |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 議案第85号 第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画について
(第7次本別町総合計画審査特別委員会 委員長報告) |
| 日程第 2 | | 行政報告 |
| 日程第 3 | 議案第95号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第96号 | 本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |

		て
日程第 5	議案第 97号	本別町介護保険条例の一部改正について
日程第 6	議案第 98号	本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 99号	本別町選挙公報の発行に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 100号	十勝圏複合組合規約の変更について
日程第 9	議案第 101号	令和2年度本別町一般会計補正予算(第18回)について
日程第 10	議案第 102号	令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第6回)について
日程第 11	同意第 19号	教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第 12	意見書案 第 7号	核兵器禁止条約の批准を求める意見書
日程第 13	意見書案 第 8号	インターネットによる誹謗中傷を防止する対策を求める意見書
日程第 14		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任員)
日程第 15		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)

○出席議員(12名)

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田 収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	久司広志	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪 忠男	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司

建設水道課主幹 宮崎恒一
総務課主査 石川雅康
教育次長 阿部秀幸
農委事務局長 倉崎景一
選管事務局長 村本信幸

建設水道課長補佐 小出勝栄
教 育 長 佐々木基裕
社会教育課長 高橋 優
代表監査委員 畑山 一洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 三品正哉

総務担当主査 越後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎発言訂正

○議長（高橋利勝） 町より、12月1日の議案第94号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）における石山議員の質疑に対する答弁について、訂正したいとの申し出がありましたので、これを許します。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 12月1日の定例町議会補正予算の審議の中で、石山議員の質問に対する私の回答につきまして、訂正をお願いいたします。

今回、整備いたします器械につきまして、PCRとお答えいたしましたが、新型コロナウイルス遺伝子検査に訂正をお願いいたします。

今回、整備します機器はPCR検査装置と同様に、新型コロナウイルスの遺伝子検査により判定を行なう非常に精度の高い機器ではございますが、検査方法に違いがございますので、新型コロナウイルス遺伝子検査と訂正をお願いします。

なお、本検査装置は12月末に導入し、医師の判断に基づき検査を実施する予定となっております。

○議長（高橋利勝） これで報告を終わります。

◎日程第1

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第85号第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

第7次本別町総合計画審査特別委員会藤田直美委員長、御登壇ください。

○総合計画審査特別委員会委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

本委員会は、令和2年12月1日第4回定例会において付託を受けた、下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記、1、事件。議案第85号第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画について。

2、委員会開催日、令和2年12月9日、1日間。

3、審査の結果、議案第85号第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画について。

第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画は、本別町の将来を展望しこれに立脚した構想であり、慎重に審査した結果、妥当と認められ原案可決です。

以上で、委員会審査報告といたします。

○議長（高橋利勝） 本件の委員長報告に対する質疑は、議会の運営に関する基準103により質疑を省略します。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第85号第7次本別町総合計画基本構想及び基本計画については、原案のとおり全会一致で可決されました。

◎日程第2 行政報告

○議長(高橋利勝) 日程第2 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長(高橋正夫)〔登壇〕 常勤医師の確保について報告をいたします。

先月の臨時議会におきまして、令和3年1月末の常勤医師1名の退職について報告をしたところでありますが、このほど、来年1月1日付けで着任いただく医師について報告いたします。

新任医師の氏名は、高橋佳史医師で、年齢は43歳、自治医科大学医学部の出身で、医師免許取得後18年間、島根県と北海道で地域医療に携わっておりました。また、高橋医師は日本プライマリ・ケア連合学会の認定医と指導医の認定を受けておきまして、前任地では外科を担当され、透析治療にも携わっており、内科、外科両診療科目において経験豊富な医師であります。

着任後は、内科外来と総合診療科を担っていただき、町民のかかりつけ医としてご活躍いただけるものと期待をしているところであります。

今後の内科・総合診療科の診療体制につきましては、常勤医師3名体制となり、より一層の医療の充実と患者さまの利便性向上が図られるものと考えております。

以上、常勤医師の確保について行政報告とさせていただきます。

○議長(高橋利勝) これで行政報告を終わります。

◎日程第3 議案第95号

○議長(高橋利勝) 日程第3 議案第95号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長(久司広志) 議案第95号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。

地方税法の一部改正により令和3年1月から給与、公的年金等の住民税控除が見直され、収入から控除される所得控除額を10万円引き下げ、基礎控除に振り替える内容でございます。

今回の改正は、住民税控除の見直しを受け、令和2年9月、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の軽減措置所得基準について所要の規定を整備するものでございます。

改正の内容ですけれども、軽減措置は所得基準額に応じて7割、5割、2割の軽減を行なっていますが、住民税所得控除額の10万円引き下げに伴いまして、軽減措置の所得基準額を10万円引き上げます。また、給与、公的年金所得者が二人以上いる場合は、所得金額の調整のため、一人につき10万円を加算していく内容となっております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例(昭和34年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「330,000円」を「430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同項第2号及び第3号中「330,000円」を「430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。))」を「とする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,

250,000円」に改める。

附則。

施行期日。1項、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置。2項、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第95号本別町国民健康保険税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） これは基礎控除だから、国保税の所得があって国保税を支払っている方の基礎控除全部が該当するという考え方でいいのかなというのが一つです。

それで、このことによる本町の国保税に対する収入等に対する影響額、それからこれは対象者ということあまり考えなくてもいいのかなと思うのですが、その点について少し数字的なものを伺いたいと思います。影響額。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 1点目の基礎控除の関係でございますけれども、給与所得ですとか年金、農業収入について全て一律になります。

2点目の関係でございます。影響額でございますけれども、今回改正に伴いまして、約190万円ほど収入が減額というふうになります。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第96号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第96号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第96号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年度税制改正に伴い、地方税法の一部が改正され、延滞金を算定する特例割合の名称が特例基準割合から延滞金特例基準割合に改められたことにより、その他条文の整理を行なうものです。

なお、特例基準割合とは、低金利の状況をふまえ、銀行が新規で融資する際の短期貸出金利の平均をもとに年毎に国が算出しているものでございます。

それでは、改正条文により説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

本別町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則。

施行期日。1項、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置。2項、この条例による改正後の本別町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、前項に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第96号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） この改正の意味するものは、これまでの延滞金の計算する際の手語の変更ということによろしいのかどうか。内容が変わるということではないというふうに私も思うのですが、これまでの決算等の審議の中でも年々後期高齢者の個人負担がだんだんその時期で残っている金額が増えてきていますよね。そういう状況の中で、そういうことに影響するのかなのかということがあつたものから、手語の変更ということでのいいのかなのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 手語の見直しになります。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第96号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第97号

○議長(高橋利勝) 日程第5 議案第97号本別町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯山明美) 議案第97号本別町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年度税制改正に伴い、地方税法の一部が改正され、延滞金の割合の名称であります特例基準割合が、延滞金特例基準割合に改められたことにより、文言を変更し、その他条文の整理を行なうものです。

では、改正条文の朗読をもって、提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町介護保険条例の一部を改正する条例。

本別町介護保険条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則。

施行期日。1項、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置。2項、この条例による改正後の本別町介護保険条例附則第6条の規定は、前項に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第97号本別町介護保険条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号本別町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号本別町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第98号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第98号本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第98号本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例の制定は、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

なお、今回の改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における公費負担、選挙公営制度の拡充のほか、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁、選挙運動用ビラ上限枚数1,600枚及び供託金制度、供託金15万円が導入されたところであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、本別町議会議員及び本別町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）の法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第7号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

これは、公職選挙法の一部改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、条例によって公費負担の対象とすることとされたところです。なお、これらに要する財源につきましては、一般財源となります。

自動車の使用の公費負担。

第2条、候補者は64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、当該投票を行わないこととなった事由が生じた日）までの日数（以下「選挙運動の日数」という。）を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

第2条では、自動車、ハイヤー等を活用した場合における公費負担の限度額を6万4,500円と定め、対象となる期間を、候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数としております。

この限度額6万4,500円は、公職選挙法施行令で定められている限度額、法定単価に準じております。

なお、候補者の得票数が公職選挙法第93条第1項で定める一定数、供託物没収点に達しない場合は、公費負担の対象となりません。

自動車の使用の契約締結の届出。

第3条、前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において自動車の使用に関し有償契約を締結し、本別町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

候補者は、一般運送契約とその他の契約のいずれかにより有償契約を締結することが前提となります。

なお、生計同一親族からの自動車借り入れの場合は、当該契約に係る業務を営むものでなければ公費負担の対象とはなりません。

自動車の使用の公費負担額及び支払手続。

第4条、町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

第2条ただし書きに規定する要件とは、候補者の得票数が公職選挙法第93条第1項で定める一定数、供託物没収点に達した場合であって、その要件に該当する場合に公費負担制度の対象となります。

公費負担額の支払いについては、対象となる候補者が有償契約を締結している事業者等からの請求に基づき、自動車使用の公費負担額を当該事業者等に対し支払うこととなります。

第1号、当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円）の合計金額。

公費負担制度の対象となる自動車は1台までとなっており、単価及び使用できる日数は上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担額となります。

第2号、当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額。

その他の契約、個別契約において、その契約が自動車の借入契約である場合、燃料の供給に関する契約である場合、運転手の雇用に関する契約である場合について、それぞれの公費負担単価、限度額を定めております。

なお、これらの単価につきましても公職選挙法施行令で定められている限度額、法定単価に準じております。

また、単価及び使用できる日数は上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担額となります。

ア、当該契約が自動車の借入契約である場合、当該自動車（同一の日において自動車の借入契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額。

イ、当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合、当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に選挙運動の日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）

ウ、当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合、当該自動車の運転手（同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円）の合計金額。

自動車の使用の契約の指定。

第5条、前条の場合において、自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

ここでは、自動車の使用に関し、候補者が第1号で定める一般運送契約と、第2号で定める一般運送契約以外の契約の双方の契約をしている場合、候補者が指定しているいずれかの契約のみが対象となる旨定めております。

ビラの作成の公費負担。

第6条、候補者は、第8条に定めるビラの1枚当たりの作成単価にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

公費負担による選挙運動用ビラの作成については、第8条で定める作成単価に公職選挙法で定める枚数、町長選挙5,000枚、町議会議員選挙1,600枚を乗じて得た額を公費負担の限度額とします。

なお、当該候補者の得票数が公職選挙法第93条第1項で定める一定数に達しない場合は、公費負担の対象となりません。

ビラの作成の契約締結の届出。

第7条、前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

ビラの作成の公費負担額及び支払手続。

第8条、町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

ビラ1枚あたりの作成単価は、公職選挙法施行令で定められている限度額（法定単価）に準じております。

公費負担額の支払いについては、対象となる候補者が有償契約を締結しているビラを作成する事業者からの請求に基づき、ビラ作成の公費負担額を当該事業者に対し支払うこととなります。

なお、当該候補者の得票数が公職選挙法第93条第1項で定める一定数に達しない場

合は、公費負担の対象となりません。

ポスターの作成の公費負担。

第9条、候補者は、第11条に定めるポスターの1枚当たりの作成単価にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場（本別町選挙ポスター掲示場設置条例（昭和57年条例第2号）第1条の規定により設置されるポスター掲示場をいう。以下同じ。）の数に1.2を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある場合には、その端数は1とする。以下同じ。）を超える場合には、当該1.2を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書きの規定を準用する。

これは、公費負担による選挙運動用ポスターの作成については、第11条で定める作成単価、限度額にポスター掲示場の数の1.2倍の数を乗じて得た額を公費負担の限度額とします。

なお、当該候補者の得票数が公職選挙法第93条第1項で定める一定数に達しない場合は、公費負担の対象となりません。

ポスターの作成の契約締結の届出。

第10条、前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間においてポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

ポスターの作成の公費負担額及び支払手続。

第11条、町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が1,320円を超える場合には1,320円）に当該ポスターの作成枚数（当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

ポスター1枚あたりの作成単価は、本町における実勢単価を参考に設定しております。

公費負担額の支払いについては、対象となる候補者が有償契約を締結しているポスターを作成する事業者からの請求に基づき、ポスター作成の公費負担額を当該事業者に対し支払うこととなります。

なお、当該候補者の得票数が公職選挙法第93条第1項で定める一定数に達しない場合は、公費負担の対象となりません。

委任。第12条、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則。

施行期日。

1項、この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施

行の日から施行する。

適用区分。

2項、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については適用しない。となります。

以上、議案第98号本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

方川議員。

○9番（方川一郎） この費用、一般財源という説明でした。そういう意味では、交付税措置とかそういった部分は一切ないという判断でよろしいのか。

大きい道の選挙やなんかでしたら、選挙の委託金等々で対応したりする部分もあるのですが、この地方自治体の選挙というのはどういうふうに財源としては捉えたいのか。その辺説明いただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 先ほど提案説明の中で申し上げましたとおり、一般財源となりますが、ただ、今国では地方交付税の規定に基づいて、様々な費用を交付税措置をしてほしいという要望を上げれる制度がございまして、その中で選挙運動用のビラ作成に関する公費負担の導入について、普通交付税の算定に入れてほしいという旨上がっておりまして、ビラに関しましては普通交付税算定の中の包括算定経費というのがございすけども、その単位費用の中に措置をするということでありました。

今回、公職選挙法の一部改正によりまして、全国の町村がこの公費負担制度を導入しますので、こういった機会通じながら国のほうには要望を上げていきたいと考えております。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第99号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第99号本別町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第99号本別町選挙公報の発行に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙公報については、公職選挙法第172条の2の規定によりその発行は任意制とされているところではありますが、本町においても当該選挙において有権者が各候補の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充を図るべく選挙公報を発行するため、提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町選挙公報の発行に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙公報の発行について、必要な事項を定めるものとする。

公報の発行。

第2条、本別町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、前条の選挙が行われるときは、本別町議会議員及び本別町の選挙における候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに1回発行するものとする。

これは、公職選挙法第167条の規定に準じ、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を1回発行するものです。

掲載文の申請。

第3条、候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文2通に写真を添えて、委員会が指定する期日までに文書で申請しなければならない。

第2項、前項の掲載文については、候補者はその責任を自覚し、他人又は団体等の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、または特定の商品の広告、その他営業に関する宣伝をするなど選挙公報としての品位をそこなう記載をしてはならない。

委員会が指定する期日につきましては、町議会議員選挙または町長選挙における告示の日をいいます。

発行手続。

第4条、委員会は、前条第1項の申請があったときは、原則掲載文を原文のまま選挙公報に掲載するものとする。

第2項、一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

第3項、前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

選挙公報の配付。

第5条、選挙公報は、委員会の定めるところにより当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日の前日までに配付するものとする。

発行の中止。

第6条、法第100条第4項の規定に該当し、投票を行なうことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は中止することができる。

委任。

第7条、この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第99号本別町選挙公報の発行に関する条例の制定について、提案理由の説明といたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 公職選挙法に基づきましての条例改定ということで、この中身については非常に結構なことだと思いますし、有権者の方々に透明感を持って選挙に臨んでいただくというのは、全くもって至極当然のことだというふうに認識はさせていただきます。

ただ、地方議員、町長、村長の首長の選挙の場合、告示から投票までの期間が、本別町の皆さんわかっていると思いますが5日間でございます。この5日間の中に公報を印刷して世帯に配るとなると、これは相当間違いのないようにやらなければならないと。がしかし、その反面を申しますと、今説明にもあったように有権者の方々は、私ども付託を受けている立場でございますけれども、立候補する人間の情報として知り得たいというのも、これもまた至極当たり前のことでございます。

選挙というのは、特に民主国家、日本の国においては公平性、透明性は当たり前のことでございますから、一件、一世帯の配布漏れもないような形を取るべきかと思いますが、その辺は委員会とこれから詳細を詰めると思いますが、もし差し支えない程度で、こういう考え方でやっている、条文の中には期日前まで配布と謳ってございますけれども、その辺どのように考えているのか。これから委員会等々を招集して煮詰めていくということも考えられますけれども、その辺わかる範囲の中でお知らせをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） ただ今の御質問にお答えをいたします。

選挙公報の発行に関しましては、議員御指摘のとおり、選挙運動期間というのが5日間ということで非常に短い期間でございます。

この間、事務局のほうでも検討してまいりましたが、まず選挙公報の発行の体制という部分での課題でございますが、現在事務局、総務課職員14名と企画振興課の電算担当の職員2名の16名で行なっておりますが、選挙公報を発行している他の町村との状況を確認しますと選挙公報発行に当たってはやはり専属の職員の配置が必要なのかなと思っておりますので、その辺も含めて今後事務局体制考えてまいりたいと思います。

あと、選挙公報の発行に当たってのスケジュール的なところで言いますと、選挙があった場合にまず立候補予定者の説明会というのがございます。まずその中で選挙公報に関する説明をさせていただいて、立候補予定者の方の事前審査、その際に選挙公報の原稿を提出していただいて、その場で確認できるような流れにしたいというふうに思います。

そのことによって、実際届出があった場合、速やかに選挙公報の原稿作成をして、印刷の発注をするということで考えております。

それと、議員からもありましたけれども、有権者全戸に配布という部分でございますけれども、今考えておりますのが、期間が短いこと等もございまして、今選挙公報を郵便で発送するというところで今検討しているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 今、将来的に発送方法までお知らせいただきました。

この辺は柔軟に、もっといい方法があれば委員会等々でも決めていただけるものと思います。ただ、選挙に出る人間の立場から言いますと、意欲に燃えて事前審査等々に、町長選挙においてもそうでございます、町議会選挙においてもそうでございますが、それらの方々には当然事前説明というのは整うものがございますけれども、選挙というのは告示日の夕方の5時までの期限がございます。5時に書類が整っていて、選挙管理委員会で認められれば、どのような選挙であっても立候補する資格は持っております。結果は別にしまして。その部分においての公報を配布するとなれば、そういう方がもしかしたら記載されない場合も想定されるかもしれない。これ想定の話で恐縮でございますけれども、その辺はこれからの有権者の方々の周知ということで記載されなくても公報としては出発するのだということも含めて、これからの協議になると思いますけれども、その辺も再度伺いたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをいたします。

選挙公報発行するにあたりましては、全力で発行できる体制はとってまいりたいと考えておりますけれども、どのようなケースがあるかわかりませんが、そういった場合も含めて選挙公報等と広報等で周知してまいりたいと考えてはいます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 4点ほどお聞きしたいと思います。

1点目です。第3条の2の中で、選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならないというふうに謳っています。この品位というのは、選挙管理委員のほうで品位のありなしというふうに判断すると思いますが、そのなしとなった場合の対処方法をお知らせ願います。

2問目です。第4条の中に、1番上の段、原則掲載分原文のまま、選挙公報に掲載するものとするということで、この原則という言葉がついています。原則となると、例外もあるということですので、こういった例外があるのか、この原則を付けたという意味を教えてください。

選挙公報に関しては、編集権は候補者にあると思うのです。そこでここで原則を付けることは、候補者の原文をそのまま載せないこともあるということだと思うので、その辺お知らせください。

3点目です。第5条、次のページになります。選挙期日の前日までに配布すると、先ほどの質問にもありましたが、期日前投票、本町では20%くらいあるのかなというふうに感じますが、そういった場合どのくらいのロスになるのか。20%で何人で世帯数、大まかで結構ですのでそういった場合の予算、いくらくらいになるかお知らせ願います。

4問目です。第6条、法第100条の4項の規定に該当し、というところですが、こちら多分定数に達しない場合に無投票ということになると、発行手続きは中止するというようなことだと思うのですが、こういった場合、事前に出すだろうという予測の中でロスはあるのかなのか、そこについて4点お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の第3条第2項の関係でございますけども、選挙公報としての品位というところですが、選挙公報につきましては先ほどもお話ありましたけど、選挙の選択肢となる精確な情報提供が求められております。

また、町政の論点ですとか争点を広く町民に明らかにするというこの意味があるかと思えます。これは有権者の方の利益のためという部分でもございますので、そういったことを踏まえて選挙公報としてしっかり発行してまいりたいという考えでおります。

あと、原則の意味でございますけども、議員のほうからもありました、選挙管理委員会で編集をするということは当然できませんので、候補者の方が上げていただいた原稿、そのまま掲載するというのも公職選挙法の169条で規定をされております。

ただ、出された原稿で例えば誤字だとか脱字があった場合については、これは訂正をしていただかなければなりません。あるいは、普通に例えばパソコン等で記載されればあれなのですが、手書きとかの場合、文字が薄かったりとか不鮮明な場合とかもありますので、そういったことも含めての原則というところと、あとその3条の第2項に規定する内容に関して、選挙管理委員会の中で疑義があった場合については協議いたしますけども、先ほど申しましたとおり、選挙管理委員会が勝手にその原稿を削除したり修

正したりすることはできませんので、その辺は候補者の方に勧告という言い方になりま
すでしょうか、訂正について促すというような対応になるかと思えますけども、そうい
ったことでの原則ということで御理解いただければと思います。

あと、第5条の前日までの配布の関係で、期日前投票によるロスでございますが、今
手元に、前回の例えば町議会議員選挙の期日前投票がどの程度あったかわかりませんけ
ども、当然期日前投票、告示になれば即スタートいたしますので、その辺は多少そうい
った部分もあるとは思いますが、失礼いたしました。前回の平成30年の町議会議員選
挙の期日前投票数でございますが、全体の22%ほどございました。そういったことも
ありますが、選挙公報の本来の役割というところを考えた時には、やはり全戸配布とい
うのが原則になるのかなというふうに考えております。

あと、発行の中止という場合ですが、当然発行するまでにいろいろと準備ございます。
そういったものの経費は当然かかりますけども、そこはそういった事情となった場合に
はやむを得ないのかなと捉えております。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 改めてお聞きいたします。

最初の3条の2で、品位を損なった場合の対処方法と言った場合で、先ほど例外、原
則という部分で勧告と、お知らせすると言ったようなことで品位をなしといった場合も
候補者に勧告するということによろしいのか、確認いたします。

2点目です。この5条全体に対して選挙公報として各家庭というか世帯に配布する
ということが原則なのか、じゃなければだめなのか。もしくは、例えば何カ所か掲示板が
ありますが、その横に大きいポスターを貼るというようなことも、この選挙公報に関
しては可能なのか、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） ただ今の御質問にお答えをいたします。

まず、第3条の関係でございますが、先ほども答弁させていただきましても、公
職選挙法の169条の中で原文のまま掲載しなければならないと定められております。
この規定に関しましては、1回目の中でもお話ししましたが選挙管理委員会が編集を
する権限、当然勝手に削除なり修正をする権限というのは与えられておりませんので、
そういったものがあれば都度選挙管理委員会の中で協議をしながら、候補者の方にそう
いったお話をさせていただくということになるのかなと思えます。

あと、次の2点目の関係でございますが、公職選挙法の第170条の中で原則的には
選挙公報は全戸に配布でなければならないというふうにあります。そういったこれの考
えに基づきまして、今までのいろいろな方法をとってまいりましたけども、例えば選挙
公報を町民の方が集まるような公共施設に置くというのも一つの案なのかなというふう
には考えておりますけども、この辺は今後委員会の中で協議をしてまいりたいと考えて
おります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、議案第99号本別町選挙公報の発行に関する条例の制定について、お伺いをいたします。

まず、1点目でございますが、我が本別町におきましても、いわゆる選挙公報発行に関する条例の制定がないよということは、かつて新聞報道もなされたところでございます。その他、本別町及びその他の少数でございますが、町村も一緒に報道されておりました、御存じであればその他管内の町村の動向というものの把握されてございましたらお知らせをいただきたいというのが1点でございます。

2点目でございますが、提案理由の説明の中で有権者に対して候補者の氏名や経歴、政権等の拡充を図るといところが述べられたところと、質疑の中におきましても町政の論点を明らかにしていくというようところが述べられたところでございますが、その他具体的に見込まれる効果等々、そういったものがもしお考えのものがお持ちであれば、具体的な効果や必要性についてお持ちであればお伺いをいたしたい。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 具体的に見込まれる効果というところでございますけども、候補者の氏名、経歴、政権という中で、あと具体的にどういった内容で皆さんが選挙公報を活用されるのかというのは、まだ私も具体的な例というのはまだ見ておりませんが、それぞれ各町村を見るといろいろな工夫されておりますので、その人が本別町の将来をどういうふうと考えていくのかとかということも、いろいろとそこで示していただけるのかなとは考えております。具体的などころでいくと、ないのですけども、大変申し訳ありませんが以上です。

各町村であります、今検討中ということでお伺いしております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号本別町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号本別町選挙公報の発行に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第100号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第100号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 議案第100号十勝圏複合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

十勝圏複合事務組合は、十勝管内19市町村で構成される一部事務組合であります。組合で共同処理しております、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務について、令和3年4月1日から鹿追町及び新得町が加わるため、十勝圏複合事務組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため、提案するものです。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約。

十勝圏複合事務組合規約の一部を次のように改正する。

第3条の表6、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中、「音更町」の次に「、鹿追町、新得町」を加える。

附則。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

以上、議案第100号十勝圏複合事務組合規約の変更について、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号十勝圏複合事務組合理約の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号十勝圏複合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第101号

○議長(高橋利勝) 日程第9 議案第101号令和2年度本別町一般会計補正予算(第18回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第101号令和2年度本別町一般会計補正予算(第18回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、旧仙美里保育所の床下暖房等の不凍液回収業務委託料、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対策経費等となっております。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,275万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費、5項統計調査費、2目諸統計調査費、1節報酬9万2,000円の増額補正は、国勢調査員報酬について執行見込みにより調整するものであります。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1項社会福祉総務費、27節繰出金23万5,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計繰出金、健康管理センター事業分として、高齢者インフルエンザ予防接種委託料の執行見込みにより繰り出すものであります。

下段の3項児童福祉費、2目児童福祉施設費、12節委託料58万3,000円の増額補正は、旧仙美里保育所の床下暖房及びパネルヒーターの点検の結果、早急に暖房回路内の不凍液を回収する必要があることによるものであります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費125万9,000円の増額及び17節備品購入費102万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染予防対策として、十勝における感染拡大から、役場庁舎等及び図書館学習スペース、体力増進センター、小中学校等で使用する飛沫防止用のパネルを購入するものであります。

下段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、学校施設修繕料97万5,000円の増額補正は、各小学校の手洗い場の一部の水栓金具を自動水栓に交換するもので、本別中央小学校12カ所、勇足小学校6カ所、仙美里小学校6カ所となっております。

下段の3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、学校施設修繕料53万9,000円の増額補正は、各中学校の手洗い場の一部の水栓金具を自動水栓に交換するもので、本別中学校12カ所、勇足中学校3カ所となっております。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、10款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

下段の15款道支出金、3項委託料、1目総務費委託金、3節統計調査費委託金9万2,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました国勢調査員報酬の執行見込みにより調整するものであります。

下段の18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金380万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染予防対策として計上いたしました経費について、12月1日に議決いただきました第17回補正において新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う事務事業の中止による減額補正分約2,500万円を積み立てておりますが、今回、感染予防対策経費へ充当するため繰り入れるものであります。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第18回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点お伺いいたします。

歳出の6ページでございますが、民生費の児童福祉施設費の中の12節委託料でございます。説明では、旧仙美里保育所の暖房回路不凍液回収業務というのがございます。これ58万3,000円ですか。これ不凍液回収するということは、当然不凍液は産業廃棄物になって、それしかできない、そういうことを専門でやっている業者の方に委託するから委託費で上げているという解釈になろうかと思うのですが、その委託するのはよろしいのですが、この不凍液というのは他で使うことはできないのでしょうか。

私も素人ですから、よくわかりませんが車だとか、ほとんど車かとは思いますが、不凍液を使うものっていっぱいありますよね。仙美里の保育所ですから、仙美里元町だとかその近郊で、そういうふうな使うことを生業にしている方々がいれば、そういうところに引き取っていただいて、この58万円かけなくても済むのではないかと素朴な疑問がありますけれども、その辺はどのようになっているかということと、どうしてもその産廃処理をするということであれば、もし委託料ですからこれは随意契約なり入札なりするということになっているのか、その不凍液を処理できる業者の方が本別に何社あるのか。どういう形で処理しようとしているのか。今私が質問させていただいた民

間の方々にも含めてそういう議論をしているのかということと、企業と言いますかね、事業者の方でそういう方々が、免許持っている方、法律に基づいてこれは産業廃棄物処理法か何かになってくると思うのですが、そういう形でやろうとしていて58万円かかるのだということなのか、明解にお知らせいただきたい。

ということは、投げるものに税金をかけてやらなくても、まだ使えるものがあれば内部的な決裁等々でできるということになれば、それをやったほうがよろしいのではないかと申し上げているのであって、明解にお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 私のほうからお答えをいたします。

たくさん質問いただきましたので、漏れていたら失礼をいたします。

経過につきましては、寒くなってきましたので旧仙美里保育所行っているいろいろな作業をしておりました。トイレの臭いもしましたので、トイレの水が蒸発をしてなくなっていた経緯があって、そこに不凍液も、ウォッシュ液なのですがも入れてまいりました。

その時、ボイラーの関係を私もふと心配になりまして、いつもこの間3月まで運営しておりましたので、地元の業者に相談をし、不凍液についてパンクしないか、要は凍結によってパンクしないかを相談しました。地元の業者、いつも見ていただいていたのですが、その専門の方がいなくなって地元の業者では見ることができないということで、パンクしたら私も困りますので施工業者に相談をしまして、帯広の施工業者に相談いたしました。

不凍液を全部濃く入れ替えるか、今調査をしていただきましたらマイナス6℃で凍ってしまうという調査結果が出ました。そしたら抜くか、全部マイナスがもっと低くなるような形で入れ替えるかという二つの方法を提案されました。全部まだ使用目的が決まっておきませんので、全部入れ替えるとなりますと相当量がかかります。ですから、全部抜くというふうな形で仮見積をいただきました。

大住議員質問いただきました、いらなくなった不凍液を有効に活用できないかという後半の質問なのですが、これは産廃になります。産廃の処理をする場合にはマニフェスト制度というのがございまして、どういうふうに処理したよという法律に基づいて、今後本日議決いただきましたら、そういう回収する業者に、それと産廃する業者にちゃんと財務規則に則った形で手続きをして執行してまいりたいと思います。

議員質問の後段の部分については、これから寒くなってきますので、産廃業者に行ったあとは当然マニフェストで処理をしたというふうな書類が上がってきますので、課としては必要な方に渡すということは不可能だと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） まず、私の質問が悪かったのか全く答弁になっておりません。

なぜかという、産業廃棄物というのは使わなくなったものを投げる、単純にその辺に投げたら迷惑がかかるので産業廃棄物処理法というのがあるはずなのです。私が言っているのは、この不凍液は使えなかったのですかと聞いている。使えないとした判断だ

ったら、その産廃処理業者にきちっとした随意契約なり入札なり見積もり合わせをして、その業者に任せるとするのは当たり前の話。その前段で私が求めていることに対して、産業廃棄物ありきで、だからそっちに持っていくのだ、帯広の云々って言うていましたけども、そういうことをお答えになる前に、使えないのだという根拠できちっとお話ししてくれないと、私どもチェックする側として税金を使つての委託料58万円ですから、その58万円を使わなくてもいいのではないかと質問させてもらっている。

だから、答弁としては議員おっしゃるように、それはもう使えないのですと、だから地域だとか周りだとか関係なく産業廃棄物として処理するのですということでないで困るのではないのですか。税金をただもう半分使えそうな気がするけども、業者がいなかったとか何とかとおっしゃっていましたが、だから帯広の業者に使ったのだとか何とかという話はならないと思うのですね。

それと、お答えになっていない部分がこの58万円、これから業者の方に選定してやるのか、いつも出入りしている人にやるのかわかりませんが、その辺を明解にお答えいただきたいということを先ほど言っているのですけども、まず本当に使えないのかどうなのか。不凍液がですよ。その使えないという根拠をお示しいただいて、使えないから産業廃棄物の処理をするのだと、だから58万円で専門業者に委託するのだという理論的にお答えいただかないとわかりかねるものですから、再度、それとどういう形で随意契約するのか入札するのか指名にするのか、明解にお答えいただきたい。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 本当に使えるか使えないか、マイナス6℃で凍結をするという判断を出したので、不凍液としては使えないという判断と業者さんとお話をしまして、使えないという判断ですから回収作業、実績で数量が出てきますので、実績の分であとから数量が出てきます。

先ほど言いましたけども、本議決をいただいたあと、本別町の財務規則に則った形で執行させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 議員質問のとおり、この不凍液をどう処理するかという、最初抜いてどうするかということも十分に検討しました。その結果、今のまま置いておくと課長が言ったとおりマイナス6℃で凍結して機具そのものに損傷を与える可能性があるので、これを排出するためにつて言ったら改めて濃度の濃いやつを入れるのか、それとも全量を抜き取るかということですね。抜き取るということにしなければ、これしばらく使う目処がありませんから、そういうことにすると使わなければこの不凍液がどうなるかという、この不凍液は残念ながら、議員の言うとおりですから産業廃棄物なのです。産廃になると専門の業者に委託をして処理をしなければならぬ、こういうことなのです。ですから抜く作業と、またそれを委託して、処理するので金額も50数万円になると、こういうことでありまして、それを例えば有効に誰かがこれを使いたいということで、本来でしたら使ってもらえばいいのかもしれませんが、残念ながら産廃処理のマニフェストでそういうきちっとした処理をしなければなりませんし、処理した結果

をちゃんと報告いただく、こういうことになっているものですから、有効に活用するということが残念ながらありません。そういうことで専門業者が抜き取りをして、処理する専門業者に委託をして、全部処理すると、こういうことになりますので、そういうことの処理をする方法であるということを理解していただきたい。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） まさか、この補正予算で町長の御答弁いただけるとは思っていませんでしたが、町長おっしゃったことは私も理解しています。理解している上で聞いているのは、58万円と言いながら町の予算から言えば額は少ないです。ただ、町民の皆さんから見れば58万円というのは大きなお金です。ですから、私どもがごみ収集でお世話になっている食べ残したものだとか、そういうものは普通のごみの処理、そして自分たちで使ったもので産業廃棄物処理になるのはそういう処理の仕方、そういうふうに皆さんで決めて、町長も決裁してこういう形だということは認識してございます。それで町長の答弁で結構なのですが、その後段になる部分、産業廃棄物処理業者はどうなっているのですか。さっきから再三聞いているのですが、それが帯広にしかないかというお答えになっていましたが、担当課ですね。これが本別にないとすれば、これからそこ随意契約するのだとか指名入札するのだとか、そういうことをお知らせいただきたいと言っていたのですが、そのお答えがないものから。

内部で決めて、産業廃棄物だという認識をしたということですね。それを確認して、再度これから処理する方法、法律違反するわけに行政としていかないのであれば、きちっとした形で入札なり見積もり合わせするのだと、実績あるところに帯広のどこどころか、本別のどこどころというお知らせをしてくださいということです。以上。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 言葉足らずで大変申し訳ございませんが、産業廃棄物ですから本当に資格を持った業者でなくてはなりません。ただそれは、今の予算提案はまだこれからですから、予算提案して議決をいただいた後に、どういう業者でどうするかということを決めるのですが、基本的には財務規則に則ってきちっとした整理をしながら処理していくということになりますので、その時には先ほど申し上げました担当のほうから言いましたけど、町内の業者の中ではこの処理はできないということでもありますから、然るべき資格を持った業者に委託をして、またその委託した業者が最終処分をする専門のところで処理をしていただいて、その結果をマニフェストで見えていただくと、こういう段取りになりますので御理解いただきたい。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 関連でございます。今の不凍液の問題、検査したら6℃だと、これ原液に水を入れて循環していたと思うのですよ。ということは、業者最初からきちっとやはり20℃、30℃に耐えるものを回していればこういうことにならないと思うのですね。その不凍液、恐らくこれ家庭用で使うものと同じだから植物性だから車やなんかには使えないと思うのですね。

もし、その保育所をこれからも冬も使わないというのであれば抜けばいいのですが、もし何かで貸してくれ、使うとなった時にはどうしてもやはり暖房通しますよね。今、ポンプの中に原液足して、25℃、30℃に耐えられるようにすれば済む話ではないですか。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） この間、仙美里へき地保育所はあの建物になって22年間経過しています。冬の間も例えばお正月休みについても、機械で最低な温度で暖房回していましたので、議員言うとおおり、多少水が入っていたからマイナス6℃が限度だったと思います。

後段の部分、そしたら温めて凍らないようにすればいいのではないかという質問なのですが、電気を3月31日で止めて、そして今度また動かすためには当然電気もかかります。それと・・・

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えいたします。

一番最初に答弁させていただいた時に、濃い濃度にして電気をまた契約をして、機械を動かして、濃い濃度にして循環をさせて全体がマイナス20℃でも凍らないような形にする方法と、全部からにしてパンクしないような方法の提案がございました。

その中で、また新しい図面上800リットルの不凍液が入っているという図面でありました。実際、実績としてどうなるかはわかりませんので、それは今後のことなのですが、それだけの量を入れるとなると相当量のお金がかかる、一回ここで全部抜いてパンクしないようにするほうが金額が安いと判断したところです。

後半の質問で、冬の間借りたい時どうするのだという御質問をいただきましたけれども、とりあえず3月31日で閉めてそこは利用しないような形で進めておりますので、冬期間今後貸す予定は一応ありません。以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 今、総量で800リットルと申しましたよね。おそらく原液800リットル入っていません。これは半々に水埋めて使わなくてはならない。おそらくタンクの中に、減れば自動的に水が入るようになってはいるはずですが。だからこういうことになる。だから原液を1年に1回か、2年に1回か足していけばそんなことにならない。

○議長（高橋利勝） 篠原議員、マイクを。

○5番（篠原義彦） だから、例えばこれ今、200リットル買って入れたって10缶ですよ。1缶1万8,000円くらいだから、大量に買えば15万か20万くらいで終わるはずだ。だから、もしそういうことで済むのだったらそっちのほうがいいのかなとい

うふうに思います。

それから、もう1点でございますけども、小学校、中学校費で自動水栓の取り換えと
いうことですが、1基の単価というのですか。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

2回目ですから、1回目質問ない中で2回目というのは出来ませんので、よろしくお
願いします。

○5番（篠原義彦） わかりました。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 予算提案いたしました58万3,000円の仮見積もりの
積算をいただきまして、提案させていただいております。

抜く作業として約30万円かかるという計算をしていただきました。残り28万3,000
円は図面上のなんぼ入っている、これから抜かないといけませんので、図面上で800リ
ットルと言っていますので、それが実績でどのくらいの数字になるかは今後執行して
いかないとわかりません。ということで、全部抜いて空にするほうが安い、産廃業
者に処理をしていただいたほうが積算上安いと判断を課として理事者に相談をして
提案させていただいています。以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 後段の質問に答弁してください。水道の関係。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにごいませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 歳出5ページ、6ページお伺いをいたします。

10款の教育費、小学校費、中学校費同様でございますが、こちら今回この補正が上
がってきた中でいわゆる手洗いの自動水栓化というところではございましたが、これ先だ
って11月6日付で議会のほうからコロナ対策の要望ということで上げさせていただ
いたものが反映されてきたという理解でまずよろしいのかというのが1点でございます。

続きまして、歳入の部分でございますが、18款の繰入金、いわゆる財政調整基金の
繰入金でございますが、この本補正終了後、補正が可決された場合、最終的な現時点
での残高というものがおいくらになるのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 梅村議員の質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、議会のほうから要望が上がったものとして今回処理をさせて
いただいているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午前 11 時 54 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 大変失礼いたしました。

今回の繰り入れ後の残高でございますが 6 億 6,981 万 5,000 円となります。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3 番（梅村智秀） 歳出、10 款の教育費の部分でございます。

お伺いしたとおり、議会からの要望を反映した上での御提案だという御答弁でございましたが、議会からの要望というところであれば、手洗い水道蛇口の自動化事業というところで厳冬期において厚生労働省の推奨する流水での 15 秒以上のすすぎを励行するため、自動水栓設置箇所の温水提供も有効と考えるという要望がなされていて、かつ概算経費におきましても電気式給湯器というところで記載がございますが、これらが反映されなかった本提案に反映されているのかどうかという部分と、仮に反映されていないということであれば具体的な理由についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、お話のあるとおり、この給湯器の部分については反映をしております。

今回、各学校のほうに、コロナが始まってから学校の利用状況を確認させていただいております。現在、使い方としてはクラスが、それぞれ子どもたちが密にならないようにということで、使用場所をトイレとか学校はほぼ両サイドの外側にあるような形になっておりますので、2 系統、3 系統に分かれて利用するように学校のほうから指示をして、現在使用しております。

その利用用途に合わせて、各学校にそれぞれ今回の自動水栓の要望があったので、それぞれ確認させていただいた上で、設置箇所も決めております。その時に、給湯の部分につきましては、今回内容からいきますとほぼトイレについている洗面台というか手洗い場の小さい部分にそれぞれつけたりするわけでありましたが、学校のほとんどが今、暖房が入るとお湯が出るという形ではあるのですが、現状トイレにはお湯が行きません。そういったところもございまして、実際希望する箇所で設けさせていただいたということでございますので、反映はされていないということで御理解をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3 番（梅村智秀） 5 ページ、6 ページの歳出、10 款教育費の部分でございます。

給湯機器について、反映されなかった理由というのが、ちょっと理解が私、及ばなかったものですから、改めて御丁寧な御答弁を求めるものでございます。

つまりはこれ、例えば財源の問題なのかとか、そもそも必要性の問題なのかとか、いわゆる物理的な問題なのか、設置する場所というものなのか、理解が及ぶように御説明いただけたらと思えます。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 今の部分にもう一度答弁したいと思います。

先ほどもお話をさせていただいたとおり、学校の要望箇所がトイレの手洗い場というところ、あともう1カ所、場所によりますが、水飲み場に使う部分も若干あります。そういったところで、実際に学校が、現在お湯が使えるところというのは、先ほど細かく言いませんでしたが流しの洗い場ですとか、そういうところに限定されているところが特に中学校に関してはなっております。

あと、小学校に関しては一部給湯器もついているので、お湯は出る部分もございしますが、その部分に関して改めて給湯器を付けるということをしなくても、ある部分についてはそのまま使わせていただきますし、へき地校の仙美里、勇足については冬ボイラーを焚くと、お湯が出るという仕掛けになっているものですから、それで今回あえて見てはいないということでございます。あくまでも学校の要望の設置箇所に考えながら設置をしたというところでございますので、あえて見てはいないということでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1点だけお聞きします。

ただ今の、学校、教育費の小学校費、中学校費の水道ですけども、この数からいくと何カ所かに1個つけるというようなことだと思います。こちらの単価と工賃をお知らせください。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 柏崎議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、中央小学校で言いますと男子トイレの手洗い場で、元々議会のほうから御要望が上がった12カ所と箇所数は同じでございます。ただ、全体的にものを言いますと、議員の皆さんから御要望のあったものについては各学年に何カ所というような形でございましたけれども、学校の手洗い場については、それぞれ箇所数が分散されておまして、学年に何カ所という形ではございませんので、お願いしたいと思います。

中央小は12カ所、勇足小は6カ所、先ほど説明したとおりの箇所数であります。単価についてであります。取り付け金具、それから工賃を込めまして平均で申し上げますと約3万9,000円くらいになると思います。ただ、水栓の金具が壁から出ている横水栓というタイプと、立ち上げの部分、単価が違うものですから、平均するとこのくらいになると御理解ください。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

先ほどの民生費のこの、旧仙美里保育所の不凍液の議論の関連なのですが、説明では業者が見て、マイナス6℃で凍結の恐れがあるということだったのですが、ここだけならそれで、そういうことで抜くという先ほど来の説明は十分納得できます。

ほかの現行使っている施設のその不凍液使っている部分というところの凍結の温度設定というのですか、不凍液の濃度の設定というのはどういうふうになっているのか、ここだけなのか、それとも関連になるので、こういうことはちょっとあり得ないと思って

聞いていたものですから、その点伺います。

○議長（高橋利勝） 阿保議員、議題だけですから、そのほかの部分については質疑は無理だと思います。

○10番（阿保静夫） 了解しました。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第101号令和2年度本別町一般会計補正予算（第18回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって議案第101号令和2年度本別町一般会計補正予算（第18回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 0時03分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第102号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第102号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第102号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第6回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、高齢者インフルエンザワクチン接種者の増によるものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,936万6,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、6款保健事業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、12節委託料23万5,000円の増額補正は、高齢者のインフルエンザワクチン接種者の増によるものであります。

次に、上段の1、歳入ですが、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金23万5,000円の増額補正は、歳出で申しあげました委託料の増額に伴う繰入金であります。

以上、議案第102号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第6回)について、提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○3番(梅村智秀) 3ページ、4ページ、歳出についてお伺いいたします。

11節の委託料でございますが、こちらの23万5,000円の計上でございますが、こちらの積算の内訳について詳細をお伺いいたします。

○議長(高橋利勝) 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯山明美) それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、町で高齢者のインフルエンザの委託をしているところが、国保病院と町内の診療所とアメニティ本別、そして帯広等、本別町外の医療機関につきましてはそちらで受けた方が出てきた時に契約を結んで、委託料をお支払いするという形になっております。

積算の見込みでございますけども、12月以降予約等で予定をされている方の人数を医療機関に確認をさせていただきまして見込んでおります。

国保病院につきましては、65歳以上の一般の方約180名、あと生活保護の方については5名を見込んでおります。町内診療所につきましては、65歳以上の方200名を見込んでおります。65歳以上の方の生活保護の方は3名見込んでおります。あとアメニティ本別さんにつきましては、65歳以上の方10名を見込んでおります。65歳以上生活保護の方1名を見込んでおります。町外につきましては、なかなか読めない部分と医療機関によって単価が違うという部分もありますけれども、一応65歳以上の方40名と、65歳以上で生活保護の方3名ということで、合計442人を見込ませていただきました。以上です。

○議長(高橋利勝) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第102号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第6回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第6回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 同意第19号

○議長(高橋利勝) 日程第11 同意第19号教育委員会委員任命についてを同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長(高橋正夫)[登壇] 教育委員会委員任命について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年1月12日をもって、任期満了となります教育委員会委員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの、丑若理恵さんを人格識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意いただきますように、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第19号教育委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第19号教育委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第12 意見書案第7号

○議長(高橋利勝) 日程第12 意見書案第7号核兵器禁止条約の批准を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番(阿保静夫)[登壇] 意見書案第7号核兵器禁止条約の批准を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

核兵器禁止条約の批准を求める意見書案ですが、これまでも同種の同内容の意見書が本議会に提案されてきました。そして、採択されてきました。また、本町は御承知のとおり、非核平和宣言のまちです。また、国連における核兵器禁止条約の批准国がこの意見書の中にあるとおり、50カ国に達し条約が1月に発行する予定となったことを機に、本意見書を提案する次第であります。

以上をもって、意見書の提案説明に代えさせていただきます。よろしく御同意のほど、採択のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、意見書案第7号核兵器禁止条約の批准を求める意見書案につきまして質疑を行ないます。

まず1点目でございますが、本文中中段ほどでございますが、唯一の戦争核被ばく国として核廃絶に向けた姿勢を厳しく問わざるを得ません、こうした記載がございますが、まず事実前提の確認でございますが、我が国におきましてはNPTにより核廃絶を目指しているというような御認識というか、そういう前提の御認識はまず、おありなのかどうかという点の確認でございます。

また、このNPTの中には特にその第6条関連でございますけれども、最終的な核廃絶や核軍縮について、この本意見書案にございます核兵器禁止条約、こちらと内容や理解として矛盾するものというような御認識なのか、整合するというような御認識なのか、まず1点目お伺いをいたします。

2点目でございますが、このNPT、いわゆる核拡散防止条約でございますけれども、こちら核保有国5カ国及び実質保有国含めて世界で191カ国が加盟をしているというようなものでございます。

先ほど提案理由の御説明にもございましたとおり、それに比しましてこの核兵器禁止条約につきましては、批准が50カ国に達したと、署名においても直近で間違いなければ86カ国かなというところでございます。これ、こうしたその核兵器を、核廃絶というものの理念は同じでありながら、なぜこうして大きな開きがあるというふうにまずお考えなのか、お伺いをいたします。このNPTと核兵器禁止条約を比して、比較してということでございます。

また、この核保有国5カ国、いわゆる米英仏中露、これらが参加していない核兵器禁止条約の実効性というものについてはどのような御見解、御認識をお持ちなのか、2点目お伺いいたします。

3点目のお伺いでございますが、これに批准をした場合、求めのように批准をした場合、我が国が批准をした場合でございますけれども、現実となり得る懸念の3点について、まず1点目でございますけれども日米同盟に悪影響を与えるのではないかというのが、まず1つ。

2点目でございますが、いわゆる我が国も米国の核の傘に守られているという現実が

ありながら、これの是非は別として、そうした現実がありながら近隣諸国、中国ロシア北朝鮮、これら周辺諸国等の挑発の激化と、こういったものが懸念されるのではないかとこの2点目。

3点目でございますが、この核保有国と非保有国間の確執、こうしたところの確執が広がっていくのではないかと、こうした3点が、懸念される3点としてあげられてございますが、これらについては我が国が速やかに批准をした場合、これらについて回避ができるというような御認識なのか、具体的なもののお考えをお伺いいたします。

4点目でございますが、結びの部分でございます。よって、日本政府においては唯一の戦争核被ばく国として、核兵器禁止条約の批准を速やかに行なうよう強く求めますというように、よってというところで結ばれてございますが、その前段、また政府与党内部からも条約発効後に開催される条約国会議にオブザーバー参加すべきとの声が上がっているとのことであるというような記載がございまして、こちらのその核兵器禁止条約、核禁条約に批准をすることと、これに現状オブザーバー参加するというものは考え方としては異なるものですよ。批准をするということではなくて、批准をしているのではなくて、これにオブザーバー参加しましょうというものと批准をしましょう、署名をしましょうというものは異なるものでございます。にもかかわらず、よってと結ばれているところの意図が理解できないものでございますので、こちらの御説明を求めるものでございます。

最後5点目でございますが、こちら意見書の性質といたしまして、内外に対して町議会といたしまして、住民代表である我々町議会議員が内外に対してこの意思を発露するというものでございますが、本町町議会議員12名いる中、一人として余すことなく本議案につきまして精通や熟知をしていて、かつ成熟した議論等が共有されていると、このようなお考えの上での御提案なのか、以上5点お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 全部で5点とおっしゃいましたけども、私のメモでは7点くらいになるのですけども、一生懸命答えますので抜けているところはまた言っていただきたいと思います。

まず一つは、ここに出した意見書案の記述から記述されていないことについて、提案者にその他のことでもいろいろお聞きになるのは、それはもちろん結構ですし、私も自分の知識の中で答えようと思いますけれども、少なくともこの今回の意見書は一定のマスコミ等が解説していた、今回50カ国に達したということの報道をもとにしながら作ったもので、その範疇を超えるいろいろな質問、質疑に対して、私が十分答えられるかどうかは不十分だとは思いますが、一生懸命答えますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、核廃絶を目指している国としての認識として、矛盾しているという言葉が使われたと思います。日本は多分NPTに参加して核廃絶ということでは言っているのに、今回の核兵器禁止条約の批准を求める意見書ということさらにも求めるのは矛盾しているという趣旨だというふうには捉えましたが、違っていればまたあとで御指摘を願ひ

たいと思います。

核廃絶を最終目的として求めるのは、各国にそれぞれの立場、それから核保有国と非保有国ではそれぞれ見識が違うというふうに思います。ただ、今回の50カ国の批准ということは、まさに核兵器をなくそうということの批准ですから、それはそれぞれの国にいろいろな考え方があるにしても、目的としてはそこで一致しているというふうに思います。

それから、保有国、NPTというのですね。保有国が加盟している核拡散防止条約という訳されていますけども、そのNPTの求めているものと今回の内容というのは、開きがあるのではないかとということですけども、1番目で申し上げたとおり、NPTの考え方は核は必要だという核保有国があって、必要だという考え方が基本になっているようですけども、今回50カ国は核をなくそうということです。だから、核兵器を禁止していこうという考え方と持っていることを認めているということには大きな開きがあるというふうに思います。

3つ目ですが、実効性についてですね。いわゆる大国と言われるところがほとんどが核を保有しているということと、今回の50カ国は核を保有していないところが中心になっているということで、そういう意味での開きはありますけども核兵器は悪なんだという認識は世界に広がっているという点というふうに思いますので、その点については流れとして、どんどん実効性に近付いているというふうに思っております。

4つ目、批准した時の日米同盟に悪影響があるのではないかと、これはまさに私が答えられるようなことではありませんが、私の意見で言わせていただければ、アメリカ大統領も変わったというふうに言っていると思うのですが、現状で、そういう状況でこれからそういうところがどんどん変わっていくというふうに期待もするし、思います。

核の傘に守られているという現実をどう捉えるかという趣旨だと思います。この意見書に書いてありませんけども、基本的なことはそんなことは全くナンセンスだという趣旨だというふうに考えております。武器に守られている、それから私の感じでは核を持っているから変なことしたら落とすぞという脅しですね。脅しの国際関係というのは、やはり間違いだというふうに思います。これ私の考えです。

それから今後、保有国との日本という間での確執はということですが、意見書内にも書いてあるとおおり、そうはいつでも、後でも述べますけど、締約国の会議にオブザーバー参加したほうがいいのではないかとという声が日本の与党の中からも出ていて、これはまさにこういう声が意見書内にも書いてありますけども、世界に広がっていることを期待するという趣旨もありますし、仮に日本がそういうことに方向になっていけば、ほかのいわゆる核の傘に守られていると憔悴している国々も変わっていくのではないかと、この中にも確か書いてあるとおおりなのですけども、そういう期待が考えられるのではないかとということですが。

オブザーバー参加の捉え方ですが、私は今回与党の内部からオブザーバー参加すべきという声が出たこと自体が、これが実現するかどうかはまた別な話ですよ。そういうことが出たということは、非常に世界の流れをまさに捉えているのではないかとというふう

に思います。好ましいことだというふうに思っています。

意見書として出すのなら、この議会としての成熟した議論が、要するに詳しく何回も議論しながら進めるべきではないかという話です。御承知のとおり、非核平和都市宣言をしてから30年近く経っているかなというふうに思いますけれども、それ以外でこの議会の先輩方の議会においても同種の意見書がもう何回ですかね、もう何回も、ほとんど全会一致だったというふうに記憶しておりますけれども、そういう経過があって、御承知のように意見書案の1年以内に同種のものを2回も出すということにはなりませんので、今回はちょうど丸2年が経過しているということも事務的に調べておりますけれども、そういうことだし、それから先ほど申し上げているように50カ国に達して、国連の条約として1月に条約が交わされるといふ、今のちょうどいい機会だということも捉えて、前の意見書採択から2年ちょっと経っているということも踏まえて議会に提案するのはちょうどいい時期ではないかなということも判断して、今回の意見書を出しました。

当然これまでの意見書の審議の中で、反対の意味でのいろいろな討論はなかったかに覚えておりますけれども、その中で提案説明の中でその時々で核兵器禁止条約を日本も参加せよというような趣旨の話が繰り返し行なわれてきたということが現実として残っているというふうに思います。

以上、答弁漏れとか勘違いした答弁があれば指摘してください。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 答弁漏れや勘違いがあれば御指摘をということでございましたが、改めて、答弁漏れや趣旨の御理解がいただけなかったのかなという点もございまして、改めてお伺いをしていきますが、まず1点目にお伺いしてございますのが、いわゆるこの核禁条約と、この意見書に書かれているものですね。核禁条約とNPTの理念と申しますか考え方、ここの理解でございまして、この核禁条約とNPTの考え方に差があるというような、御答弁の中からはNPTのほうは核の保有を認めるというような御趣旨の答弁だったかなというふうに理解しているのですが、これNPTでも、いわゆる核保有国5カ国については、拡散は当然していかないけれどもということで、一時的なその保有というものは認めてございまして、最終的な目標としては核廃絶、核軍縮を経て核廃絶というような理解、NPTの考え方がそういうようなものだというふうにお思いなのか、どうかということなんです。こちらについてのまず御認識をお伺いしてございまして、これが要はそのNPT、議論の中にもNPTと核禁条約については矛盾する、いやしないのだというような議論がありますので、まず発議者、阿保議員におかれましてはどちらの御見解なのかということをお伺いしてございまして、NPTについてどういう御理解をお持ちなのかということもございまして。

その中にも、答弁の中にも目的は一致というようなこともございましたので、改めてどちらの御認識なのかということをお伺いしてございまして。

2番目にお伺いした部分でございまして、これいわゆるNPTと核禁条約でございまして、どちらもいわゆる核を廃絶しようとか核軍縮に向けていこうというような共通理念があるというふうに私は理解してございまして、これにつきまして、で

はなぜそのNPTにおいては世界で191カ国、それこそ北朝鮮ですら一時的には加盟をしていたが、結果脱退いたしましたけど、というところにまで至っていると。それと比して、この核禁条約についてはこの核の軍縮というのが1960年代、このNPTについても1960年くらいから議論がなされてきたものに対して、一定程度そういう議論が重ねられてきたにも関わらず、この核禁条約が今の現時点において批准50カ国、署名が86カ国に留まっている。なぜそのNPTとこの核禁条約の開きが現時点においてあるというような御認識、御見解なのかという点をお伺いしてございます。

また、核保有国の参加がない、いわゆる核禁条約の実効性についての部分で、御答弁の中では、いわゆる核の抑止力を持つこと自体がナンセンスだと、脅しというような御表現使われてございましたが、ナンセンスだよというような発議者のお考えと、核イコール悪というような世界共通認識というようなところをお持ちだったのかなというところがございますが、これ核廃絶とかそういったところの世界における共通理念というのは、共通して存在していると私も理解しておりますけれども、じゃあこれをどうやってそれを実行させていくかと、現実的なものにしていくかというところがございます、平たく言うと核禁条約には、核保有国5カ国、どこも参加していないじゃないかと、署名、批准していないじゃないかというようなところ、それで本当に進むのですかという議論がある中で、その辺についてどうやったら、これをどうやってその批准していない核保有国があるこの条約を、現実的に実効性のあるものにしていくというようなお考えなのか、ここをお伺いしてございます。

よっての結びの部分でございますね。唯一の戦争核被ばく国として、核兵器禁止条約の批准を速やかに行なうように求めますの、結びに至る前段の部分で政権与党内部からも条約発効後に開催される締約国会議にオブザーバー参加すべきとの声が上がっていると、これはだから批准せよということと違いますよねということをお伺いしております。ここで申し上げている政権与党内部という部分につきましては、速やかに批准をせよではなくて段階を経ていこうというところがございますので、この結びになっている、速やかに批准を行なうという部分とは異なる見解ですよねと、その辺についての御認識がどのようになっているのですかということをお伺いしてございます。

最後にお伺いした点でございますが、議員の御答弁の中からは我が町においてはこれまでも繰り返し同種の意見書の採択がなされてきたよと、というところから現時点の我々12名においてもこれらの議題については精通、熟知しているという御認識だということによって理解してよろしいでしょうか。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 全部で6項目かなというふうに思ってメモをしました。

内閣の閣僚でもない私に身に余る答弁を求められていますが、十分な答弁ができるかどうか分かりませんが、先ほど来申し上げたとおり、この意見書を出すにあたっての責任の上において、私なりの理解の中で一生懸命答弁をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

改めてNPTというのは、いわゆる核拡散防止条約との考え方の理解に、それはどち

らも核廃絶というふうなことを言っているという理解でいいのかということですね。NPTも拡散防止ですから、保有国を広げるなどという意味ではそういう意味はあると思いますが、ただNPTの最大の矛盾は、今持っている五大国と言われるところですね。そういうところはあるのは認めながら、それ以外の国がこれから持つのはだめだよというようなことです。これはどう考えても、それで本当に核廃絶に繋がるのかというのは私は疑問ですが、少なくとも拡散はしないという点を今後、その点が発展していくのではないかとすることを期待はしたいと思っていますが、そこまで言うのならもう持たないということをはっきり言ったほうがいいのではないかなというふうに思っております。

2番目ですが、NPT、核拡散防止条約締結国も、それから今回の条約50カ国についても、1番と重ねますけど同じようなことを言っているのではないかとということで、一方NPTは100カ国以上と、それで今回は50カ国だと。これはまさに今の現実だというふうに思います。50カ国にするのに約3年かかっているというふうに思います。それは核問題というのは、日本は核兵器で広島、長崎の原爆で御承知のように被害を受けて、ある意味身をもって体験している国でありますけども、そうでない国も当然いっぱいある中で、そういう国がいっぱいある。それから、やはり攻撃されない防止の防御として必要だという考えも当然あるということで、そういう中でこの50カ国がこれまで活動してきながら50カ国にいたったということです。

ですから、この問題については、明日解決するという問題ではもちろんないというふうに思っておりますが、こういう各国の地方議会などでの意見書なりこういうメッセージがそういうことに少しでも貢献をしていくというようなことも期待を込めて今回の意見書を出した訳です。

なぜ50カ国に留まっているのかというのは、まさにそれが今の現実だと思えます。そういういろいろな思惑がある中で保有国と非保有国、それから廃絶を求める国や地域との矛盾の結果を克服しながら、今50カ国にたどり着いたというのが正しい表現でないかというふうに私は思っております。

先ほど私の答弁で、核を持つこと自体ナンセンスだと私は思っている。私は思っています。それで核兵器は悪だと思っているのかということですから、悪だと思っています。これは国連の中でも核兵器は非人道的な兵器だということでそういう決議もされているというふうに理解をしているところです。

どうやってなくすことを実行していくか、まさに今、提案しているような意見書の活動とか、それぞれの国の活動があると思いますし、いろいろな廃絶に向かった団体、日本にもありますし世界的な団体もあります。この意見書の中にもあるとおり、ノーベル賞をいただいた、平和賞をいただいた団体もあります。そういうようないわゆる市民の力が核兵器をなくしていく、大きな力になっていくということを信じていますし、そうしていきたいというふうに思っています。

4番目ですが先ほど来、申し上げているように大きな国、大国が参加していない現状の中で核兵器廃絶をどう進めるかということ、どう進むと考えているかという趣旨だったと思います。先ほども答えたとおりののですが、こういうここと言えばこの意見書、

それから世界各国ではそれぞれの平和団体の取り組み、そういったものが広まっていくということが重要な力になっていくというふうに思っております。時間はかかるかもしれませんが、核兵器がもし使われたらどういうことになるかというのは、日本人は一番理解をしているところですから、そういうことが広がっていくものというふうに思います。

5 番目ですが、与党内部からこの50カ国の国際会議にオブザーバーで参加してはという意見が出ているということが、これも新聞報道です。この意見書作る時の新聞報道でありました。それは、その与党の考え方ですから私がどうこう言うことではないですけども、これは歓迎すべきことだと私は思っております。今まで、説明したとおり、世界の動きはその方向に向かっているというふうに考えております。それで、与党の中からもそういう声が出ているということは、確かにオブザーバー参加して大きな発言力とかそういうことは基本的にないと思います。でも、この意見書に書いてあるとおり、日本がこの核兵器廃絶に向かっている第1歩、この中ではNPTを否定するというか、そのことによってそれを見ている同じNPTの参加している国の中で、日本がそうならというようなことが出てくることを期待しているということが書いてありますよね。その方向を期待するという趣旨で、意見書になっているというふうに思います。

ですから、速やかと考えているのかという質問だったと思いますが、今までの経過を見た時に3年というのが速やかかどうかわかりませんが、少なくともその方向に向かう努力がまさに現実なものとなりつつあるというふうに私は捉えております。

今議会で、全部は調べておりませんが、私が議員になってから10回くらいは同種の意見書が大体全会一致だったと記憶しておりますけども、詳しい正確なことは言えませんが、とにかくこの議会で否決されることなく採決をされているのを私も当然参加し、賛成をしながら現実を見ております。議員の皆さんのメンバーは変わっておりますけども、非核宣言のまちな議員として、私の考えですがこれは当然だろうなと思っております。そういう意味では、核兵器の勉強会とかそういうような形あるものは確かにしてはおりませんが、私たちの前には今回の報道を含めてこの件についての報道はいっぱいあるということで、私は議員の皆さんはそれぞれの立場はあるとは思いますが、このことについては十分熟知をしているというふうに思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員に申し上げます。

残り2分ですので、質問があるとしたら簡潔にお願いします。

○3番（梅村智秀） それでは、改めてのお伺いをいたします。

まず、このいわゆる核保有5カ国が入っていない中での、この実効性という部分について本当に行くのかと。NPTのように191カ国が加盟しておってもなかなか進まないという現実もある中で、どこにその実効性というものの具体性が考えられるのかというがまず1点でございます。

また、私が申し上げている、その政権与党からオブザーバー参加するという点については、これは文脈としておかしいのではないですかということを申し上げているのです。速やかに批准をせよと。

○議長（高橋利勝） 梅村議員に申し上げます。

制限時間が来ますので簡潔にお願いします。

○3番（梅村智秀） はい。これ最後の2つに絞っています。

核兵器禁止条約に批准を行なうということ、速やかに行なうということと、オブザーバー参加するということは違うことですよということを申し上げてございます。

最後でございますが、私もこの表題につきましては賛成でございますし、この核兵器というものを廃絶していこうという考え方も持っておりますが、議員におかれましては今一度本文の推敲等行なって、一旦差し戻しをして、改めてその全会一致となるようなものにしていくというようなお考えはお持ちではないのか。私としては何とか形にしたいなと思っておりますが、この文脈等についていささか疑義があるというところでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 手短に申し上げたいと思います。

5カ国が、主要5カ国という言い方にさせていただきますが、入っていないから実効性はないのではないかと、まさにそのことに悩みながらの3年間だったし、繰り返しになりますけども、その壁を打ち破る鍵はこの中では日本こそ持っているのではないかとという趣旨です。だから、簡単に言えば日本政府頑張れよというエールになっているかというふうに考えておりますし、そのような記述をしているところです。

オブザーバー参加ということと、この今回の禁止条約の批准を求めるということは違うのではないかと。これは、与党内部で今現実として、せめてオブザーバー参加して、その多分日本のいる立場に世界的な批判がこれから来るということを予想されているのではないかなというふうに思うのですよね。ですから、オブザーバー参加というのはどういう意味でその与党の方がおっしゃったか、もちろん私が答えるものではありませんけども、そういうふうに思いますし、形はどうあれそういうことに一歩近づいたということは、私は評価できるというふうに私は思っております。

表題には賛成、内容を検討して再提出、この意見書を提案するのに2人の賛成者の方をお願いをしておりますね、私なりに資料も渡して、そして、それぞれの賛成者の方がそうだねということで名前を書いていただいております。

○議長（高橋利勝） 阿保議員、簡潔にお願いします。

○10番（阿保静夫） 意見書を取り下げることには、それなりの手続きとかそういういったことのもがありますので、一定のことでやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、意見書案第7号核兵器禁止条約の批准を求める意見書案につきまして、反対の立場で討論を申し上げます。

まず、我が国におきましては核廃絶のゴールは共有するとの意思表示をしてごさいますし、安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に現実的に核軍縮を前進させる道筋を追求していくとの立場を表明しております。決して、核保有また使用、拡散等支持、標榜しているわけではなく、NPTに参加し、核保有国と非保有国との橋渡し役を期待され、そして現実的にそれを担っているというような実態もごさいます。

そうした中、目指すべきところは同じであっても選択するアプローチが異なる、いわゆる手法が違うというところでごさいます。これらを目指すために着実に前進させていくというようなことこそ現実的であり、意見書に記載がごさいます速やかに批准を求めるところにつきましては現実的ではなく、段階を踏んでいくことこそが現実的なものとなり得るといふふうに考えるところでごさいます。

具体的には、例えばごさいますけれども、この核禁条約発効後1年以内に開催される締結国会議、こちらを広島や長崎で開催する。また、サミット等の開催、これを広島や長崎で開催していくというもの、また質疑の中にもごさいましたが、この核禁条約にオブザーバー参加をするというようなところ、これらを段階を踏んで形にしていくことこそが、この最終的なゴールでごさいます核廃絶というようなものに現実的なものとなり得ると考えるところでごさいます。

また、質疑にも一部触れてごさいますが、この現実的に周辺諸国の安全保障上の脅威というものについては払拭ができず、例えばごさいますが、この2017年8月早朝にけたたましくJアラートが鳴り響いたこちらについては皆様、御記憶に新しいところだと思います。北朝鮮からの飛翔体、こちらミサイルが我が国領域に発射されてごさいます。現在、米中対立も激化し、周辺国と我が国は実質的に領土領域問題を抱えてごさいますし、いまだ解決の糸口が見えぬ我が国固有の領土領域も現実的に存在してごさいます。

これらを鑑み、目指すべきは核廃絶、世界恒久平和であると、私自身も強く考えるところでごさいますし、我が国は唯一の被爆国であるからこそ、これを現実的、着実に、確実に実現に向けた道を慎重に選択していく必要があると、このように考えるところでごさいます。これらの段階を踏むというところに触れられてごさいません、核兵器禁止条約の批准を速やかに行なうよう強く求めますと記載の本意見書案には反対をいたすものでごさいます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

石山議員、御登壇ください。

○4番（石山憲司）〔登壇〕 それでは当意見書案につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは世界で唯一の被爆国、日本国民共通の悲願であり、本別町民の心からの望みです。核兵器が世界の平和と人類の生存に大きな脅威を与えつつある今日、私たちは核兵器の廃絶を強く訴えるものであります。

また、私たちのふるさと本別町は昭和20年7月15日の本別空襲により大きな被害を受けました。その戦火の焦土から立ち上がった町民として二度とこのような悲惨な戦争を起こさないと決意と、この美しい郷土を守り、豊かな暮らしを子どもたちに伝えるために、悲惨な戦争の事実を語り継いでいくなど、本別町民一人ひとりが平和を求める心を育てていくことを表明し、日本国憲法の理念である恒久平和の実現を願い、非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を求め、ここに本別町は非核平和のまち宣言をします。これは平成7年に本別町が採択した非核平和のまち宣言でございます。

本別町はこのように核兵器のない平和の町を願うことを宣言いたしております。私は本別町民の一人として、かつ本別町民の付託を受けた議員の一人として、本意見書に強く支持をし、賛意を表します。関係議員各位の賛同を求め、賛成討論とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 意見書案第7号について、賛成の立場で討論させていただきます。

長い質疑、答弁が続きましたが、我が日本は核兵器禁止条約に批准していない最大の理由、アメリカの核の傘の下にすることが影響しています。

日本は唯一の戦争被爆国であり、この条約に批准しないということは広島や長崎で爆された方々に背を向けることになります。被爆国の日本が参加することにより、核保有国の核の傘の下にいる国も拒絶する動きになると考えます。

私自身、長崎の原爆資料館で被爆のすさまじさを見てきました。我々、日本人は核の恐ろしさを決して忘れてはいけません。先ほどから言われているとおり、本町は非核平和のまちを宣言しております。国に対し、速やかに批准するべきと考え、この意見書には賛成します。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 意見書案第7号について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど来からの質疑、また反対者の討論、賛成者の討論、議員各位におかれましては詳しく聞いておられたと思います。

私は地方議会のおかれている立場という部分からの賛成討論とさせていただきますが、外交防衛問題については政府の案件であります。地方議会はその町、その村、その都市の今までの経緯がさまざまございます。それらを踏まえた中で、地方議会として国に意見を言うのは当たり前でございます。今、先輩議員、同輩議員がいろいろお話をされました。私もそのとおりだと思います。ここは地方議会として本別町のおかれている立場、議会としてどうするべきか、過去の先人たちがどういう歩みをしてきたのかをよく考えていただいて、皆さんの賛同を協力していただきたいとかように思う次第でございます。

います。

私の意見の片りんを申しまして、賛成討論とさせていただきたいと思います。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号核兵器禁止条約の批准を求める意見書についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第7号核兵器禁止条約の批准を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第8号

○議長（高橋利勝） 日程第13 意見書案第8号インターネットによる誹謗中傷を防止する対策を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

柏崎秀行議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 意見書案第8号インターネットによる誹謗中傷を防止する対策を求める意見書案、提案理由の説明をさせていただきます。

携帯電話やインターネットが普及したことにより、生活の利便性が向上し日常生活に欠かせないものとなった。一方で、SNSを使った誹謗中傷により匿名で他人を攻撃したことで、人命をおとす痛ましい事件が発生しました。

この事件に限らず、インターネットによる個人への中傷はかねてから問題になっており、発信者情報の速やかな開示は、言論の自由を阻害しない範囲において、インターネットによる匿名の誹謗中傷から被害者を守る手段となります。

インターネットでの発言は、自由であると同時に責任を伴うものであり、発信者の情報開示をプロバイダに求める、プロバイダ責任制限法、特定電気通信役務提供者の損額賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の強制力を強化し、インターネットによる誹謗中傷の抑止力となるよう以下の対策を講じられたい。

1、裁判判決がなくとも開示させることができる規定を設けること。

2、プロバイダに開示させる情報、メールアドレス、IPアドレス、電話番号を加えること。

3、被害に遭った場合の専門の相談窓口を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣。

付け加えますが、この意見書の趣旨は匿名の誹謗中傷から被害者を守ることが主であります。実名を公表しての名誉棄損や誹謗中傷も同様に許されることではないと強く思うところであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号インターネットによる誹謗中傷を防止する対策を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号インターネットによる誹謗中傷を防止する対策を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14

○議長（高橋利勝） 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、広報広聴の各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、総務、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第15

○議長（高橋利勝） 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(高橋利勝) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長(高橋利勝) ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長、御登壇ください。

○町長(高橋正夫)〔登壇〕 突然で申し訳ございませんが、一年間の締めくくりとして一言御挨拶をさせていただきます。

今年も本当に年明けからコロナ禍の中で、いつかいつかと思いつつも、ずっとずっと、だんだんだんだんコロナ禍の影響が厳しくなり、そして通常行なわれる集まりや議会や、そして多くの営みが制限される、そんな一年だったこのコロナ禍の中で、しっかりと町民の皆さん方の暮らしに根付いた、この議会審議をいただいた、まず議会議員の皆さんに改めて感謝を申し上げたいと思います。

それぞれ十分ではありませんが、町民の皆さんの暮らしが少しでも正常に戻るように、そして、それぞれ家業が、事業が継続できるようにそんな思いも込めて、このコロナ禍の中でのいろいろな対策をさせていただきました。

コロナ対策本部設けて、このあとまた対策本部を開催しますが、ちょうど31回に及ぶコロナのこの対策本部会議であります。都度、子どもたちの暮らし、そして現役で頑張っている皆さん方の仕事、暮らし、高齢者の皆さんの安らぎの持てる暮らしなどなど、本当に町民の皆さんに寄り添った、その対策、政策がどう実施できるか、大変厳しいこの1年だったのかなと思います。なんとか皆さん方の御賛同をいただきながら、その思いが町民の皆さんと共有することができた、そう思っています。

来る年こそ、必ず希望に満ちた明るい元気な年になるように、こういう思いは一層普段より強くお持ちでないでしょうか。ぜひ、今年はこの経験、コロナ禍の中での多く学ばせていただいた、特にみんなが力を合わせてこの地球環境も、そして日々の暮らしも、消費のあり方も、そして学びのあり方も多く学ばせていただいた、そんな一年でなかったかなと思います。

この一年間、本当に皆さん方の御支援、御協力いただいてこの危機を乗り越えて、この年末を迎えたことに改めて感謝を申し上げて、この思いをさらにまた年明けもまた共有させていただきながら、より町民の皆さんが明るく元気に希望の持てるこの年明けとなりますように、互いに全力を尽くして行くことを、またお願い申し上げ、私どももその先頭に立って、全力を尽くすことをここでお誓い申し上げながら一年間のこの厳しい状況の中での審議、そしてまちづくりに大変御支援いただきましたことに、心から感謝を申し上げて結びの挨拶とさせていただきます。

今年一年、本当にありがとうございました。

○議長（高橋利勝） 令和2年第4回定例会閉会にあたりまして、私からも皆様に御挨拶を、ならびにお礼を申し上げたいと思います。

令和2年は定例会4回のほか、臨時会7回、予算決算特別委員会、総合計画審査特別委員会などを開催し、この間高橋町長を始め、担当部局長、課長、職員の皆さんの御出席をいただきながら、また町民の皆さんの傍聴をいただく中、町提出議案や意見書、議員発議など133件を慎重に審議させていただき、滞りなく終わらせることができました。これもひとえに御出席いただきました職員の皆様、議員の皆様方のたゆまぬ努力の賜物と思うところであります。ここで円滑に議事運営をさせていただきました皆様に改めて心から厚くお礼と感謝を申し上げます。

ただいま町長からお話がありましたが、今年は新型コロナウイルス禍にどのように対応するかの一年でありました。議会としても難しい議会運営が強いられ、町民の皆さんへの感染防止のため、本会議、委員会の傍聴自粛、ナイター議会、町民懇談会の中止をいたしました。しかし、新型コロナウイルスの感染は第一波、第二波、第三波と続き、町民の皆さんの健康と命、暮らしを脅かし続け、依然として大きな影響を与えています。

地方自治に関する有識者の皆さんからは、今ほど地方自治体、地方議会の役割が求められている時はないと指摘されています。この一年、議会としても町民に寄り添った対策を求め、町としても積極的に取り組んでこられたと思います。また、遅まきながらも議会としての要望書も提出させていただきました。

依然として、新型コロナウイルスの感染が続くことから引き続き、町民の皆さんに寄り添った取り組みを続け、私たちの役割を果たしていかなければと思っています。

寒さもより、一段厳しくなっています。健康には留意をされ、御家族ともどもすばらしい令和3年の新春を迎えられますよう、御祈念申し上げ感謝とお礼の言葉とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

◎閉会宣言

○議長（高橋利勝） 会議を閉じます。

令和2年第4回本別町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 2時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月11日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 柏 崎 秀 行

署名議員 水 谷 令 子